

佐川町歴史的風致維持向上計画 (第2期)



平成31年3月
佐川町

目 次

序章 計画策定の目的	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	4
第1章 歴史的風致形成の背景	5
1. 自然的環境	5
2. 社会的環境	10
3. 歴史的環境	17
4. 文化財等の分布状況	37
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致	42
1. 「文教」が醸し出す歴史的風致	43
2. 「古城山」にみる歴史的風致	69
3. 「商い」にみる歴史的風致	77
4. 「民俗芸能」にみる歴史的風致	87
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	99
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	99
2. 既存計画との関連性	101
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	104
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	105
第4章 重点区域の位置及び区域	106
1. 歴史的風致の分布	106
2. 重点区域の設定の考え方	108
3. 重点区域の位置及び範囲	109
4. 重点区域の指定の効果	112
5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	112

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 -----	114
1. 佐川町全体に関する事項 -----	114
2. 重点区域に関する事項 -----	114
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 ----	128
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方 --	128
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業 -----	131
(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業 -----	131
(2) 歴史的資源等の保全・整備・活用に関する事業 -----	133
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業 -----	137
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 -----	139
1. 歴史的風致形成建造物の指定 -----	139
2. 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 -----	141
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 -----	144
1. 基本的な考え方 -----	144
2. 個別的事項 -----	144
3. 届出不要の行為 -----	145
4. 指定の解除 -----	146

序章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

佐川町^{さかわちょう}は、平成 20 年に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」（以下「歴史まちづくり法」）に基づき、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」を策定し、平成 21 年 3 月 11 日にその認定を受けた。

その後、一度の変更認定を経て、10 力年にわたり各種事業に取り組んできた。

それらの取組は、歴史的建造物の減失や伝統文化の喪失等に対する懸念を背景に、それらの保存・活用を図り佐川町の歴史的風致の維持及び向上を図ろうという目的に基づくものであった。

具体的には、歴史的風致維持向上計画重点区域内において、旧造り酒屋商家の居宅を買い取り、修理・整備・耐震補強を施し、観光の事務所兼土産ショップ兼喫茶として活用した事業、佐川町の歴史的風致維持向上計画に賛同し町に寄贈を受けた歴史的建造物を修理・整備・耐震補強し、雑貨店舗兼喫茶として活用した事業などを実施した。また、^{まきのこうえん}牧野公園においては、遊歩道や道路の整備、多種の桜や佐川町出身の世界的植物学者^{まきのとみたろう}牧野富太郎博士ゆかりの植物の植栽等をボランティアと共に実施した。

以上の取組の結果として、次のような効果が挙げられる。まず、歴史的建造物の減失を防ぐことができ、その保存・活用が図れたこと。事実、この 10 年間で重点区域内の建造物の減失は 1 件もおきていない。次に、観光客が飛躍的に増加したこと。かつては見なかった大型バスによる観光を度々目にし、NPO による町並み歩きガイドをよく見かけるようになった。そして、第一は、重点区域を中心として一層歴史的風致が醸し出されてきたことである。

しかしながら、残る課題として、次のことが挙げられる。高知県内では、佐川町は、白壁の酒蔵の町として知られている。しかし、肝心の地元酒造会社の酒蔵群についての保存・活用の取組が、第 1 期計画においてはほとんど進捗しなかった。これらの酒蔵群は老朽化しており、減失の可能性もはらんでいて、対策が急務である。また、民俗芸能については、小学校での「伝統こども教室」等の取組をおこなっているが、後継者不足・高齢化等の課題は残っている。

これらの残る課題や新たな課題も含めて、その解決を図ることをめざしていく。そのためには、「文教の町」といわれている本町として、更に人づくり町づくりに力を入れ、今まで歩んできた歴史的風致の維持及び向上の取組を、継続的、発展的に推進することを目途に、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定する。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局であるチーム佐川推進課（企画部署）、産業建設課（事業部署）、教育委員会事務局（文化財部署）の連携により、計画素案の検討・作成を行い、庁内の合意形成を図った。

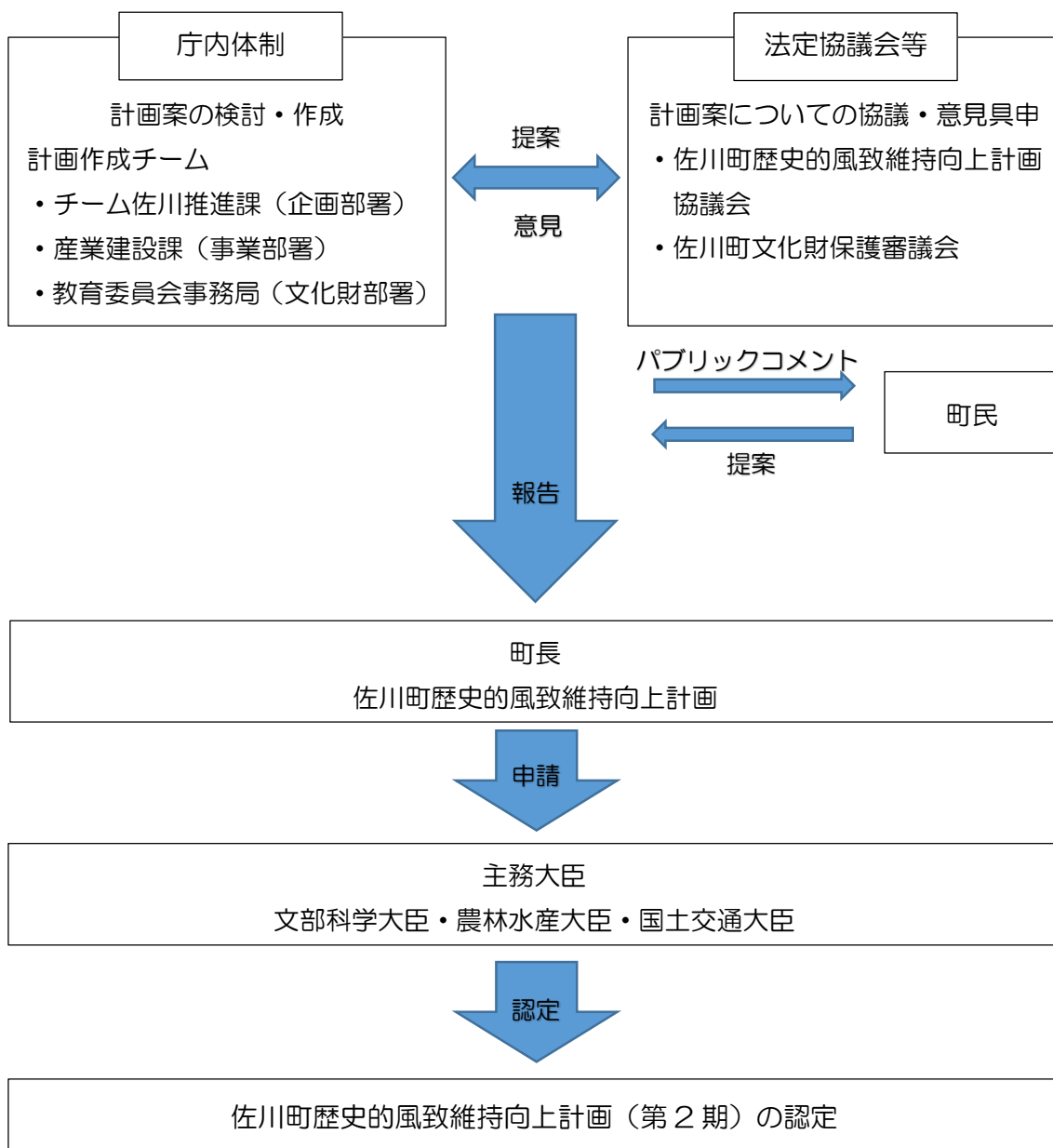
その後、歴史まちづくり法第11条に基づく法定協議会である「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」で協議し、「佐川町文化財保護審議会」から意見聴取した後、パブリックコメントを実施し、佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）を策定した。

佐川町歴史的風致維持向上計画協議会委員名簿

氏名	所属	氏名	所属
宇賀さよ子	NPO法人佐川くろがねの会副理事長	竹村脩	重要文化財建造物所有者
大原淑道	企画本舗さかわ屋会長	中澤一真	佐川町副町長
大山端	（一社）さかわ観光協会会長	永田耕朗	佐川町議会議長
大山征彦	佐川町文化財保護審議会会長	廣田佳久	高知県教育委員会文化財課専門企画員
岡崎笑顔	佐川町男女共同参画推進委員会委員長	堀見昇出	佐川町商工会会長
川井正一	佐川町教育長	山岡徳生	司牡丹酒造（株）専務取締役
川崎まり	佐川町商工会女性部長	吉野毅	NPO法人佐川くろがねの会理事長

会長：吉野 毅 副会長：大原 淑道

佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）策定体制



4. 計画策定の経緯

(1) 第1期計画

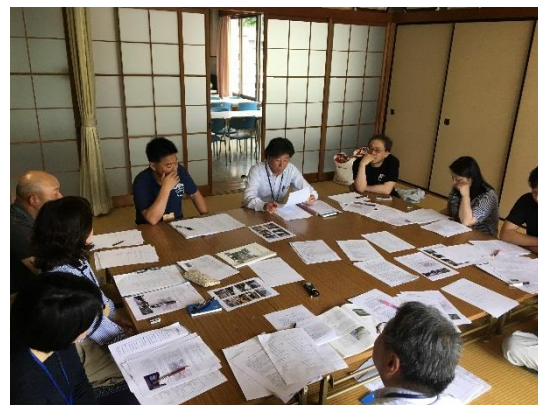
平成20年 5月23日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
平成20年 11月 4日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」施行
平成21年 3月11日	「佐川町歴史的風致維持向上計画」(第1期)の認定
平成26年 3月31日	「佐川町歴史的風致維持向上計画」(同)の変更の認定

(2) 第2期計画

平成29年度	年度内10回の「庁内会議」を開催
平成30年 3月30日	「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」の開催
平成30年度	年度内6回の「庁内会議」を開催
平成31年 1月21日	「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」の開催
平成31年 1月22日	「佐川町文化財保護審議会」に意見聴取
平成31年 1月30日～	佐川町ホームページ上で「佐川町歴史的風致維持向上計画
平成31年 2月 8日	(第2期)」のパブリックコメントを実施
平成31年 2月15日	「佐川町歴史的風致維持向上計画(第2期)」の認定申請
平成31年 3月26日	「佐川町歴史的風致維持向上計画(第2期)」の認定



【歴史的風致維持向上計画協議会の様子】



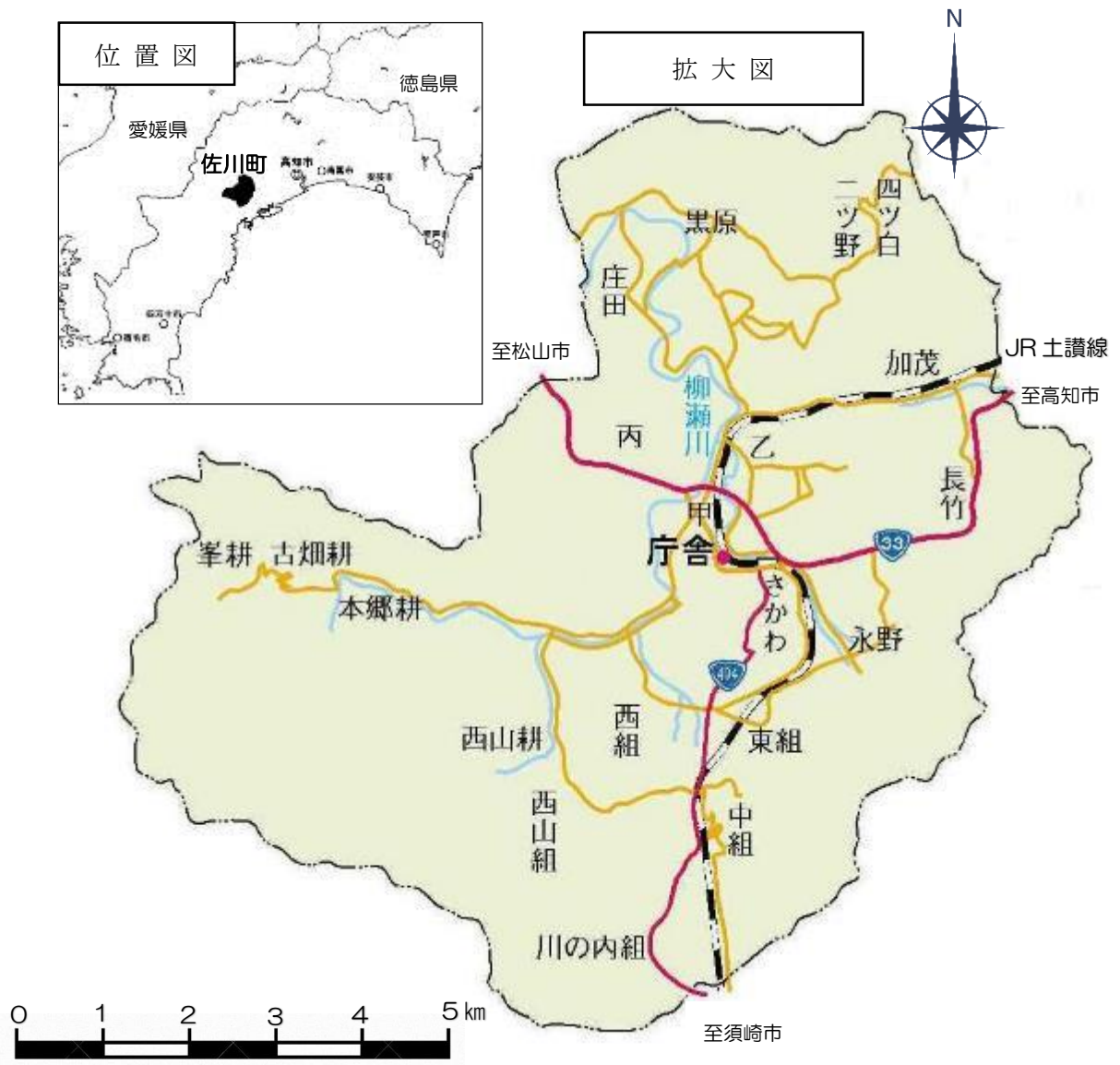
【庁内事務局会の様子】

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

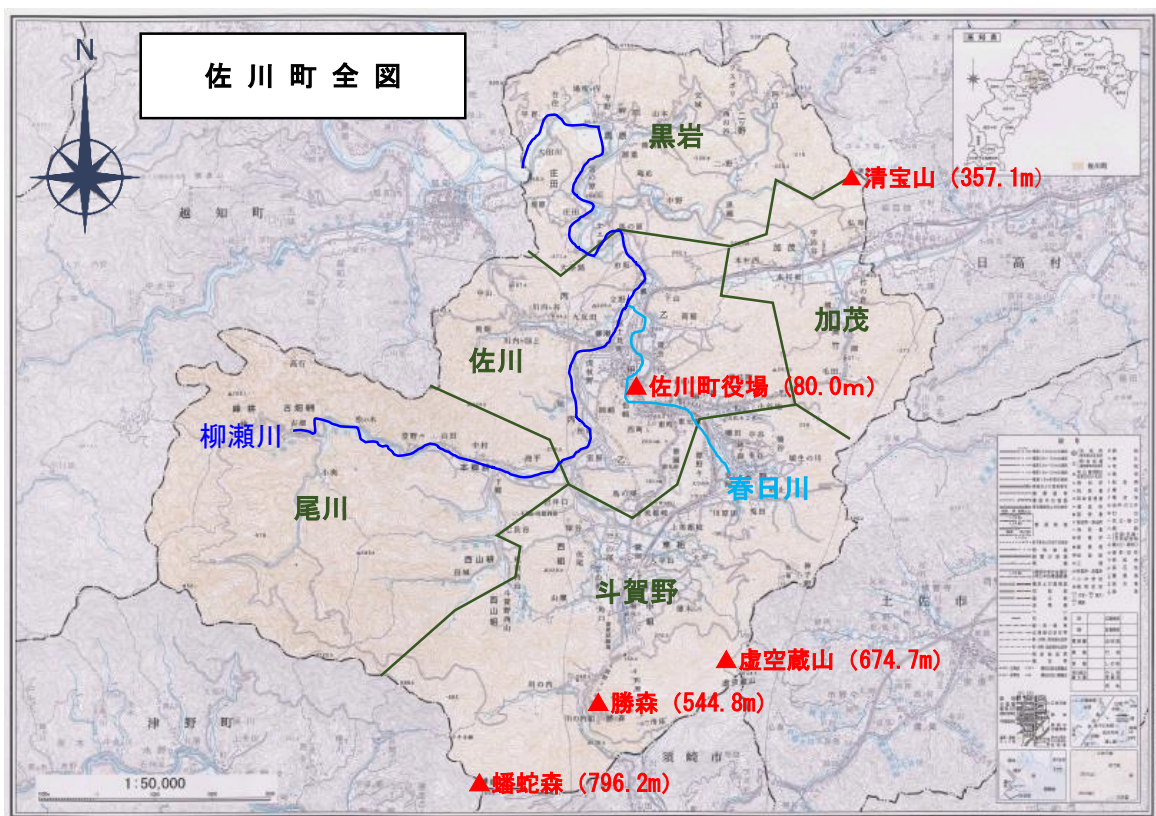
佐川町^{さかわちょう}は、高知県の中西部に位置し、県都高知市からは27km、車で1時間圏内の距離にある。東西11km、南北12kmで、総面積は101km²であり、周囲は越知町^{おちちょう}、津野町^{つのちょう}、須崎市^{すさきし}、土佐市^{とさし}、日高村^{ひだかむら}の5市町村に囲まれている。広域的に見ると高知市と愛媛県を結ぶ国道33号、山間部と太平洋を結ぶ国道494号とJR土讃線が交差する交通の結節点に位置する地域である。



(2) 地形・地質・水質

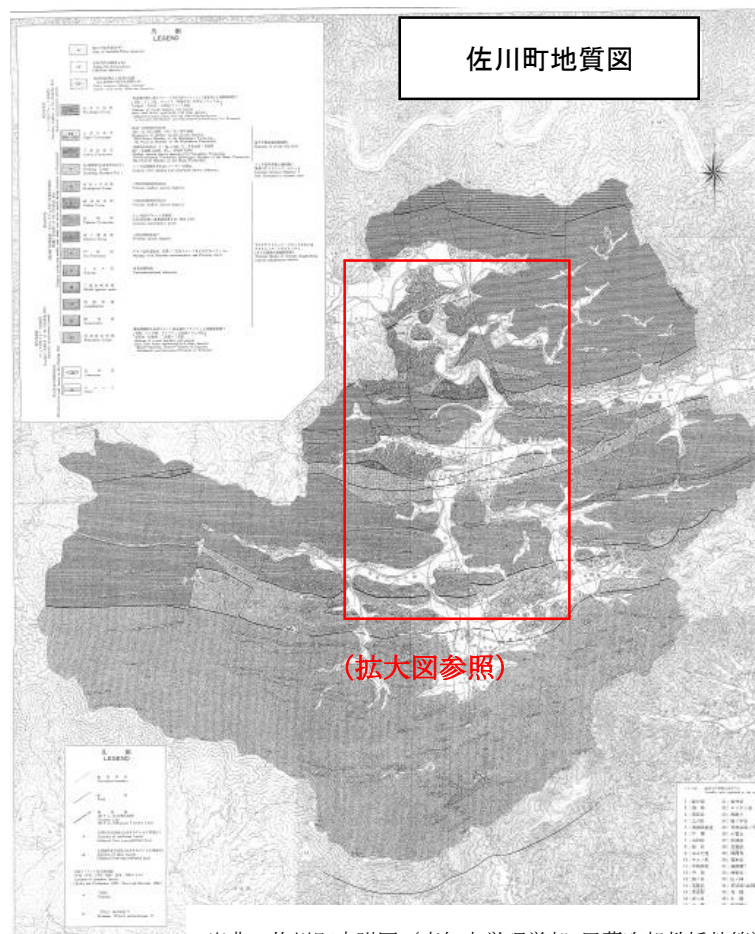
佐川町は、四国山地の支脈である虚空蔵山（674.7m）、勝森（544.8m）、^{ばんだがもり}蟠蛇森（769.2m）などの山に囲まれた中央盆地状の地形で、盆地内は丘陵や低山と斗賀野・永野・尾川・佐川・黒岩の各平坦地からなっている。盆地内の海拔高度は、斗賀野で約100m、佐川で約80m、黒岩で約60mである。丘陵の尾根や盆地周辺の山脚は、ほとんど東西方向に並び、その間に谷底平坦地が形成されている。また、南北方向にも、丘陵を横切る幅広い平坦地が広がっている。このように佐川には、諸外国の例に比べるとスケールは小さいが、日本では代表的な構造盆地が形成されている。

これらの間を縫って町内に源を発する柳瀬川（尾川川）などが北流している。佐川の地名は、柳瀬川の支流である春日川が南の土佐湾に直流せず、逆に北に流れる逆川（サカガワ）であることに由来するとの説もある。

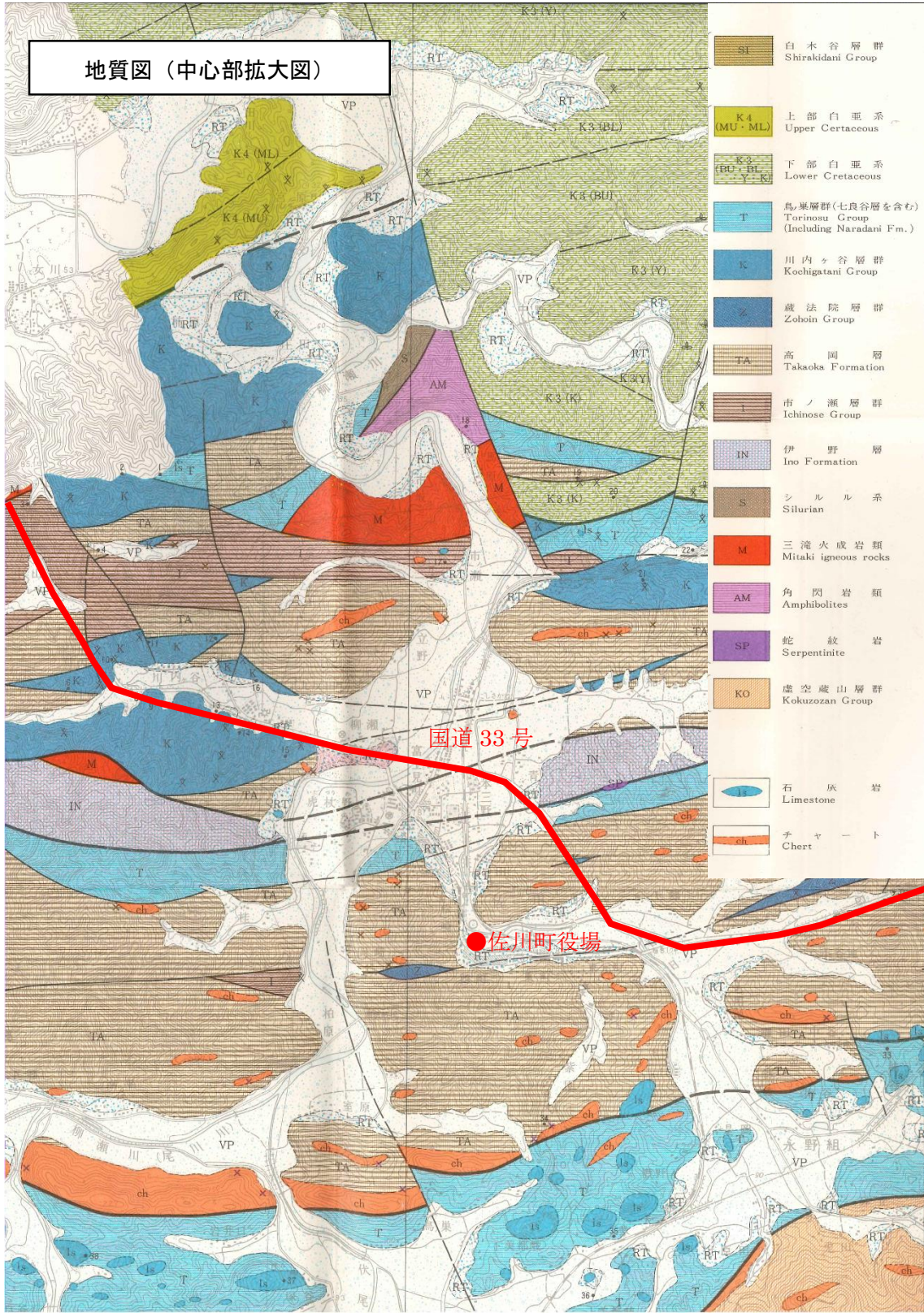


また、古生代から中生代にわたっての幅広い時代の地層が、いたるところに露出し、世界的に貴重な化石が産出している。明治16年(1883)と18年(1885)の2回、日本地質学の創始者と言われたドイツ人地質学者エドモンド・ナウマンが佐川を訪れ、「鳥の巣層群」を命名、佐川が地質学上非常に重要な地であることを初めて世界に紹介した。その結果、佐川は「地質のメッカ」として知られている。町内には鳥の巣層群に接続するカルスト台地があるが、昭和61年(1986)、ナウマン来町100年を記念して、これを「佐川・ナウマンカルスト」と名付け、町の天然記念物にも指定した。

その他にも、世界的な植物学者^{まきのとみたるう}牧野富太郎博士を育んだ風土だけに、ワカキノサクラ、サカワサイシン、サカワヤスデゴケ等特色のある植物が見られ、バラエティに富んだ自然が残っている。これは、農地やそれに連続する山裾、その境界域にあたる林縁部からなる里山のエリアで豊かな生物相が保たれていることによるものであり、また林縁部には多くの社寺林が存在しており、そのような場所も生物の生息空間として有効に機能しているからである。



出典：佐川町史附図（高知大学理学部 甲藤次郎教授執筆）昭和57年発行



至松山市

国道33号

●佐川町役場

至高知市

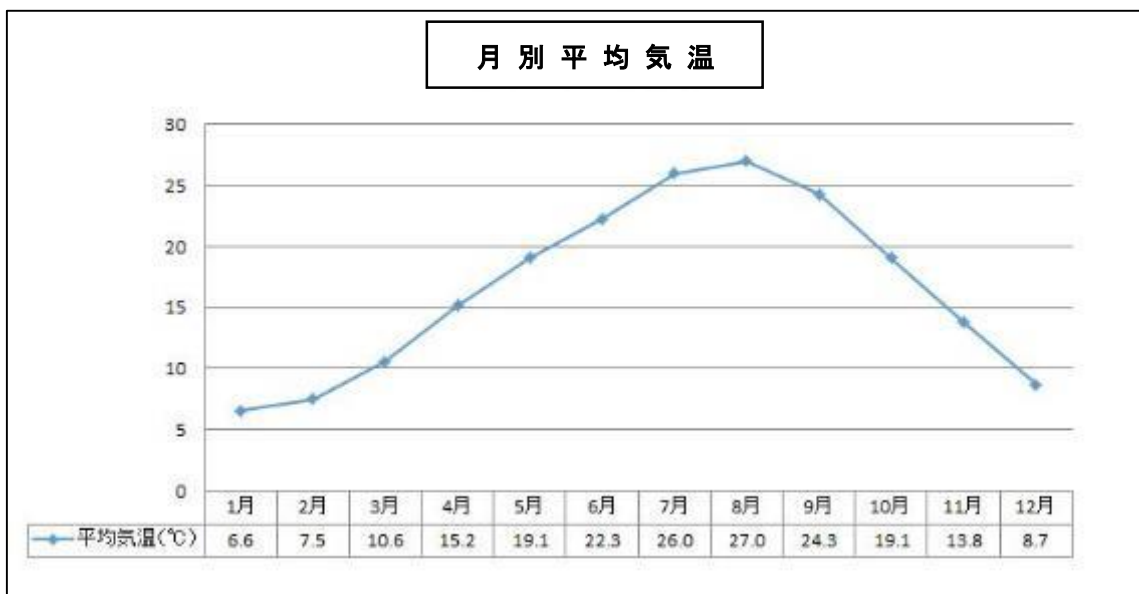
出典：佐川町史附図（高知大学理学部 甲藤次郎教授執筆）昭和57年発行

(3) 気象

年平均気温が約 17℃、年間降水量 2,800 mm を超える、概ね温暖多雨な気候だが、冬季はしばしば降雪も見られ、春や秋に霧が発生することもある。



出典：気象庁 1981-2010 平年値（佐川観測所）

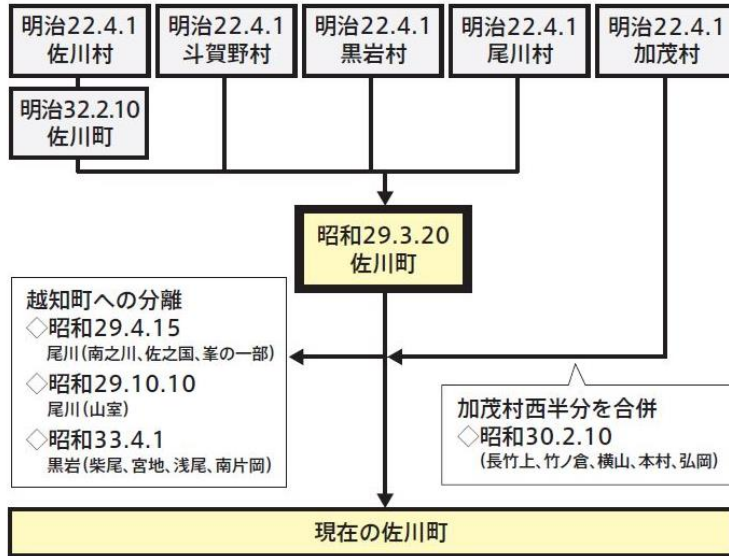


出典：気象庁 1981-2010 平年値（須崎観測所）※最寄地点

2. 社会的環境

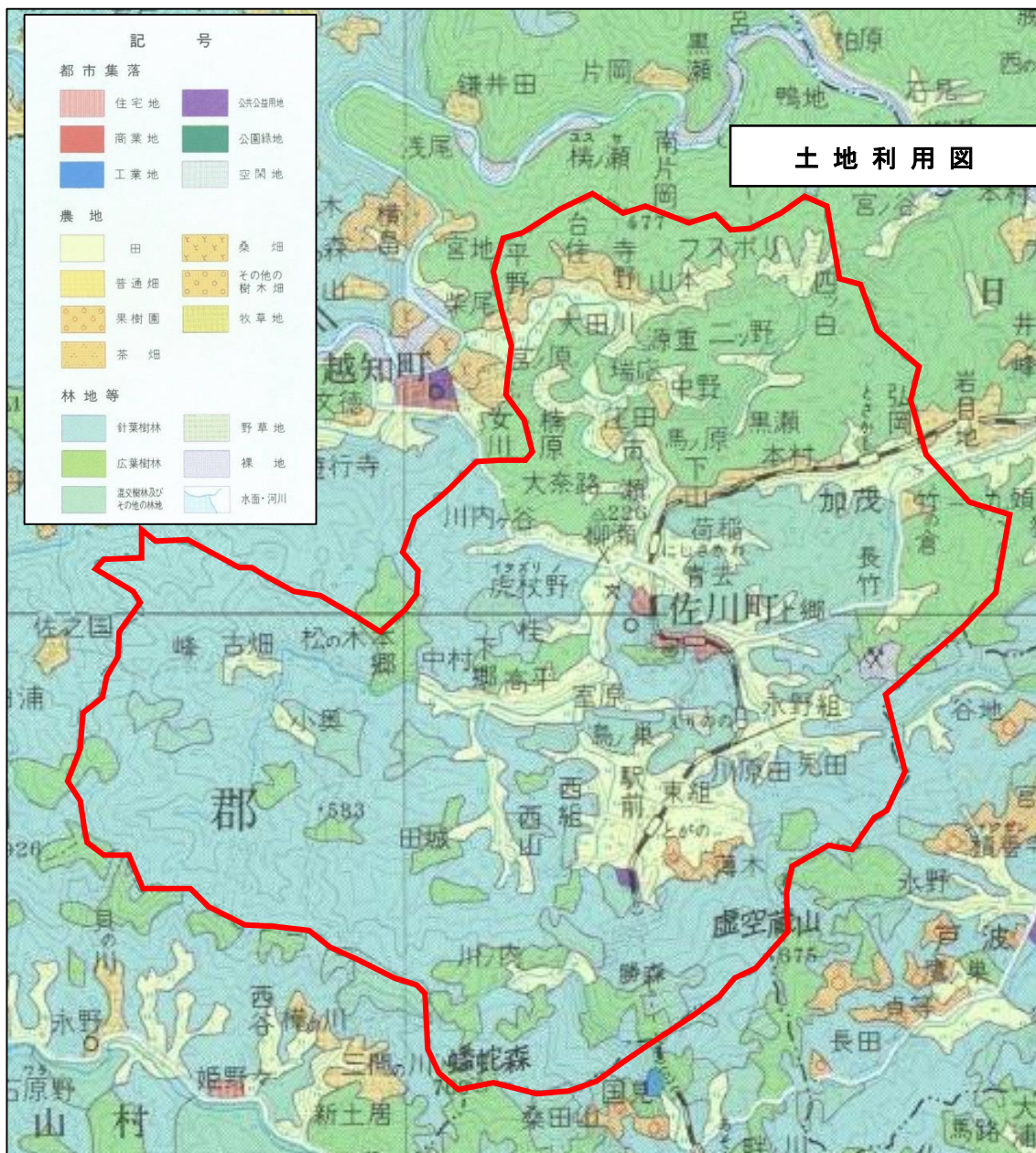
(1) 町の沿革

佐川町は、昭和28年（1953）の町村合併促進法の施行により、翌年に佐川町、斗賀野村、尾川村、黒岩村が合併し、さらに昭和30年（1955）に加茂村の一部を合併し発足した。その後、昭和33年（1958）の境界変更を経て、現在の佐川町となる。

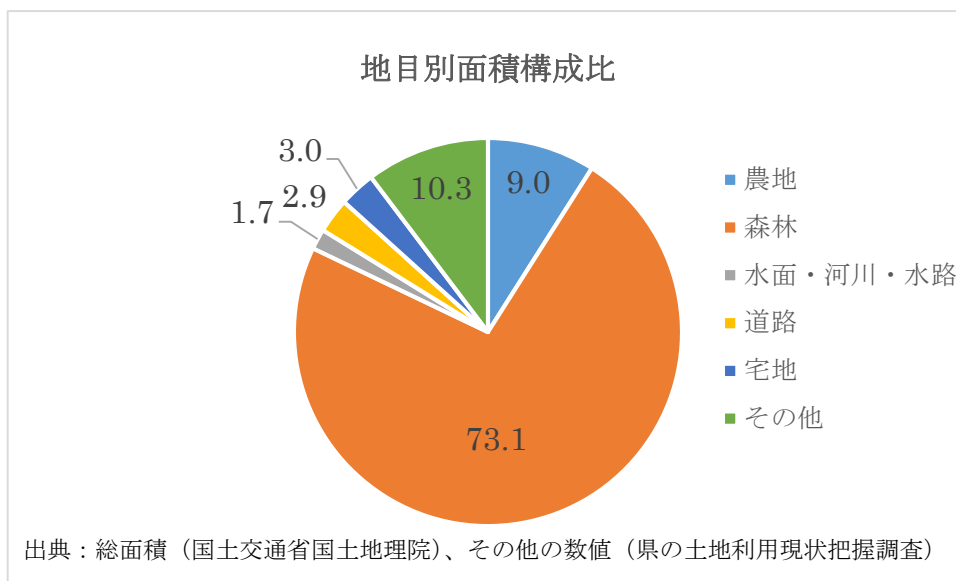


(2) 土地利用

佐川町は、地目別に見ると町全体の約70%が森林である。山地の植生は、スギ・ヒノキの人工林がその内の70%を占め、ついでシイ、カシ等の広葉樹やアカマツからなる天然林が30%となっている。高知県全体の植生と比較すると佐川町は農地やアカマツ林の面積割合が高く、人々による自然環境の利用が進んでおり、いわゆる里山が多い。その他、農地9%、道路3%で、宅地の割合は3%となっている。



出典：国土交通省国土地理院

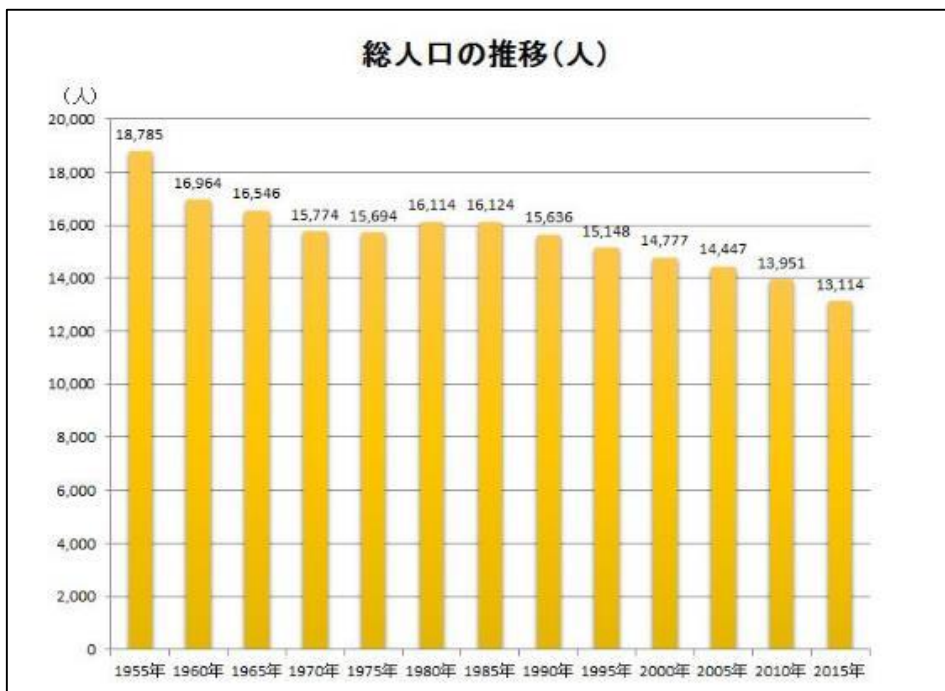


(3) 人口動態

総人口については、1955年から2015年までの60年間で約30%減となり、2018年では13,000人を割り込んでいる。

今後の人口推計においても、減少傾向は続き、2045年までに約5,000人が減となり、8,000人を切る推計値が示されている。

また、その年齢区分別では14歳以下、64歳以下の割合がともに減少するのに対して、65歳以上の割合が増加することが見込まれている。



出典：平成27年国勢調査



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018年

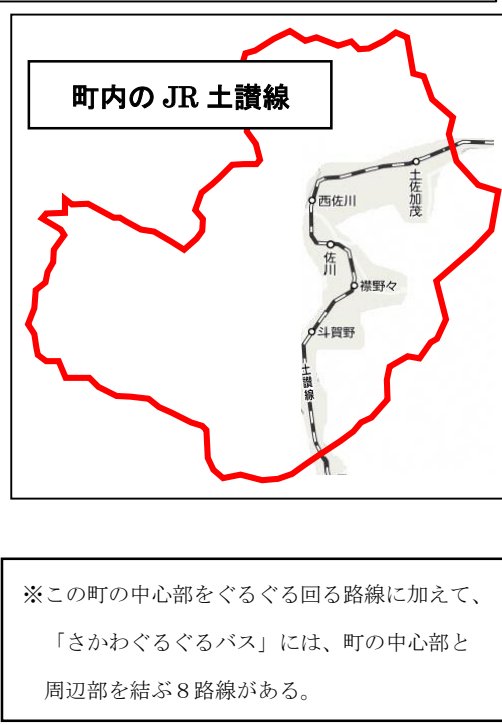


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018年

(4) 交通機関

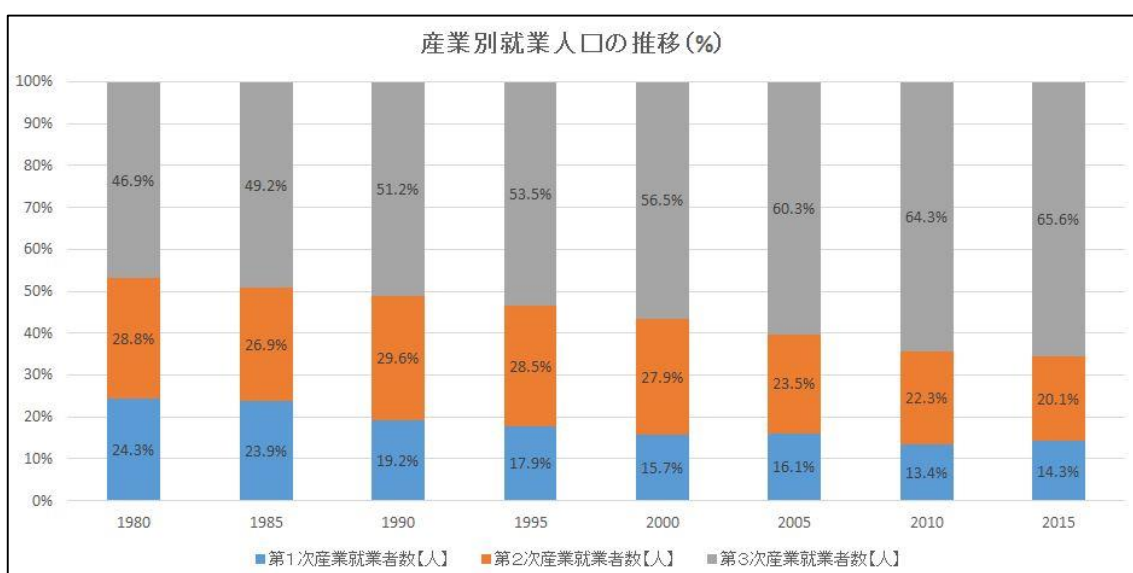
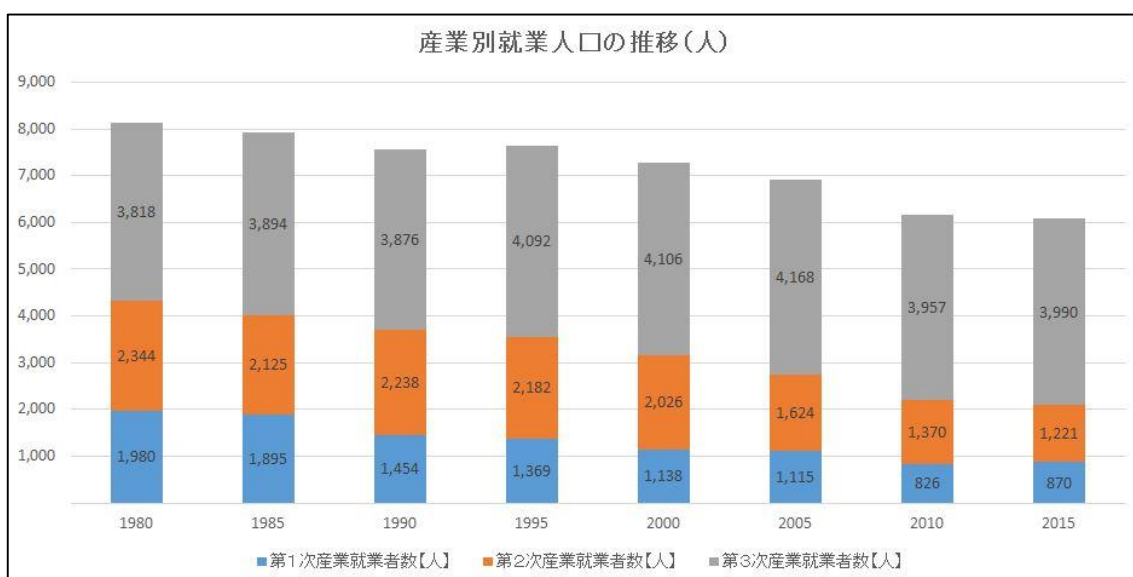
高知県と愛媛県を結ぶ国道 33 号が東西に走り、それに交差する形で南北に JR 土讃線が走る。町内には、土佐加茂駅、西佐川駅、佐川駅、襟野々駅、斗賀野駅の5つの駅があり、高知市等への通勤・通学に多く利用されている。

高速道路については、隣接する自治体に高知自動車道があり、最寄りの須崎東ICまで国道 494 号経由で 15 分、伊野 IC までは国道 33 号経由で 30 分となっており、高知龍馬空港までは高知自動車道経由により、約 1 時間で連絡する。また、佐川町内においてはコミュニティバスとして「さかわぐるぐるバス」が運行している。



(5) 産業

人口減少に伴い総就業者数も減少化が進み、昭和55年(1980)に約8,100人であったのが、平成27年(2015)には約6,000人にまで減少している。また、第1次産業の就業者数は平成17年(2005)に一度盛り返したものの、その後下落に転じ、後継者不足に歯止めがかからない状況にある。第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にある。



(出典：平成27年国勢調査)

(6) 観光

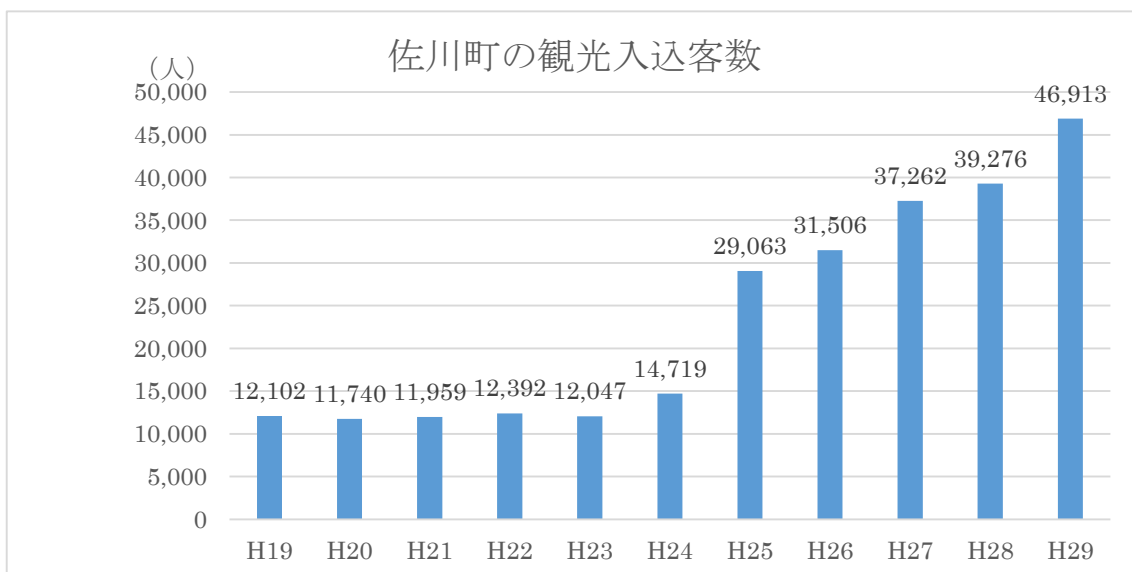
佐川町には、牧野富太郎博士らを輩出した豊かな自然環境に加え、県下屈指の酒蔵や旧商家住宅を中心とした建造物が、歴史と文化を感じられる町並みを形成している。酒蔵や歴史的建造物が建ち並ぶエリアは上町地区^{うえまち}と呼ばれ、佐川の主要観光エリアである。

以前は、佐川町で観光といえば、3月下旬から4月上旬にかけての極めて短い花見の期間に限られていた。しかし、第1期計画の事業開始以降、白壁の酒蔵や旧商家などの歴史的建造物の町並みが、徐々に注目を浴びるようになってきた。観光客数は、有名な観光都市と比較すると絶対数値は小さいが、歴史まちづくり事業により、伸び率は4倍と大きく増加している。平成24年度までに第1期計画の事業が一部完了したことにより、観光客を受入られる体制が整い始めた。その結果、25年度の観光客数は大幅に増加した。

佐川の町並みや酒蔵の白壁を活用したイベント「さかわ酒蔵^{さかくら}ロード劇場^{げきじょう}」には、一夜で6千人を超える人々が上町地区を訪れる。このイベントは、白壁をスクリーンに見立て、切り絵や映像を投影する、光のナイトイベントである。



【さかわ酒蔵ロード劇場の様子】



3. 歴史的環境

(1) 歴史

① 原始

I 縄文時代

佐川町の縄文時代の遺跡のうち、文化財に指定されている「不動ガ岩屋洞窟」と「城ノ台洞穴遺跡」を紹介する。不動ガ岩屋洞窟は、国の史跡に指定され、城ノ台洞穴遺跡は、佐川町の史跡に指定されている。



【不動ガ岩屋洞窟】

不動ガ岩屋洞窟は、町の西南部に位置する西山耕にしやまこうに所在する。

標高 200m ほどの山の中腹に大きな石灰岩の露出した部分があり、その基部きぶに南に開口する石灰洞がある。この石灰洞が遺跡である。

洞窟は、四国を横走する石灰岩帯中の鳥ノ巣石灰岩脈とりのすせっかいがんみやくに属し、近くにも石灰岩の露出する山並が続いている。洞窟は二洞に別れ、第一洞は、幅 4 m、高さ 6 m の逆 U 字型で、奥行きは 8 m ある。第二洞は、第一洞側壁に開口する幅 4 m、高さ 2 m、奥行き 8 m の支洞である。この洞窟からは土器と石器が出土している。その土器は、細隆起線文土器さいりゅうきせんもんどきと呼ばれる縄文時代草創期のもので、県内最古の土器であると共に、わが国最古の土器群の一つである。

石器は、先端を鋭くとがらせた打製石器である尖頭器せんとうきや原石を打ち欠いてつくった薄いかけらから製作した剥片石器はくへんせっきなどが出土している。



【尖頭器】



【剥片石器】

城ノ台洞穴遺跡は、町のほぼ中央部に位置する虎杖野^{いたすりの}に所在する。石灰山の中腹に、入口の径約 2 m、それより 4~5 m の横穴があり、そこから傾斜角 40 度で下向した洞穴であった。現在、洞穴は全てこわされ跡形もない状況にある。この洞穴遺跡からは、シカ、イノシシ、イヌ、アナグマ、サカワオオカミなどの獣骨が発見されている。



【城ノ台洞穴遺跡】



【サカワオオカミの骨】

Ⅱ 弥生時代（写真等の出典：『佐川町埋蔵文化財発掘調査報告書第 1 集』）

弥生時代の遺跡のうち、「岩井口遺跡」と「二ノ部遺跡」は、平成 6 年度（1994）に発掘調査がおこなわれており、資料データがあることから、この 2 つの遺跡を紹介する。ただし、この 2 つの遺跡は、中世の遺跡も兼ねており、「岩井口遺跡」については、- ③中世 - の項でも再び取り上げることとする。その他、弥生時代の遺跡は「假又遺跡」「一ツ淵遺跡」「永野遺跡」などがある。

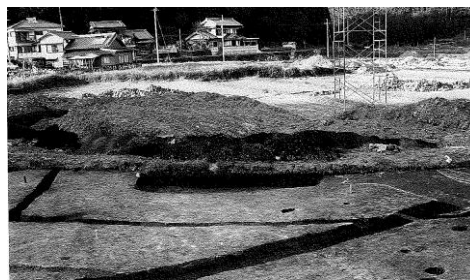
「岩井口遺跡」と「二ノ部遺跡」は、町の南の斗賀野地区に存する。

「岩井口遺跡」の^{たてあな}竪穴式住居跡は、北半分は未調査であるが、南半分では調査が実施され、一軒の住居跡が検出された。住居自体は方形の平面形で、4 本柱で棟を支えていたものと推定され、一部に壁溝がみられるごく一般的な形態をとっている。また、住居跡の検出面の端から 2.0~2.5m 離れた箇所に幅約 30



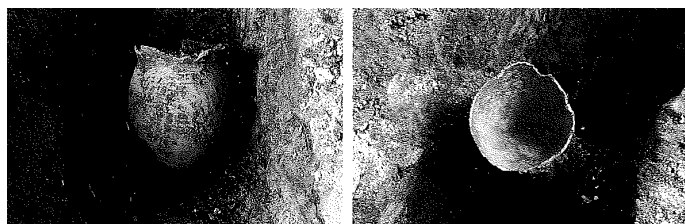
【岩井口遺跡-住居跡】

cmの周溝^{しゅうこう}が巡っており、住居を取り巻いていたものと判断される。高知県内では100棟近い数の竪穴式住居跡が調査されているが、このような形態のものは確認されていない。



【岩井口遺跡-周溝跡】

「岩井口遺跡」の竪穴式住居跡からは、叩目^{たたきめ}(※)のある土器が出土しており、弥生時代終末期に該当させることができる。叩目が施された土器は、弥生後期後半以降高知県内一円にその分布がみられ、底部の丸底化と胴部の球形化に象徴されるように、土師器^{はじき}(素焼きの土器)へと移行してい



【岩井口遺跡 - 弥生式土器 - 出土状態】

く。確認された土器は、その中でも比較的新しい段階に属するものと判断される。

※叩目：土器の製作工程で土器外面を叩き締める調整が行われた形跡

二ノ部遺跡からは、竪穴式住居跡3棟を中心とした集落の一部や微高地^{びこうち}の頂部を南北に走る溝跡が検出されている。溝は水田への用水路とみられ、微高地と微高地の間で水田を作っていたのではないかと推察される。



【二ノ部遺跡の復元想像図】



【二ノ部遺跡 - (上空より)】

二ノ部遺跡から出土した土器は、壺、甕、甔、鉢などである。壺について説明すると、口縁部がラッパ状に大きく開くもので、口頸部の高さには差違が見られる。底部は、ほぼ丸底で球形に近い胴部をなしている。

これら弥生式土器は、概ね後期後半から終末にかけてのものと思われる。



【二ノ部遺跡 - 弥生式土器（甕）】



【二ノ部遺跡 - 弥生式土器（壺）】

② 古代

I 古墳時代

弥生時代を過ぎ古墳時代となると、遺跡は全く確認されなくなる。当然、古墳時代となり生活に変化が生じ、居住地が移動したことによる遺跡数の減少も十分考えられるが、全く居住しなくなったとは考え難く、将来発見される可能性も捨てることはできないであろう。ただ、古墳などは全く存在しない。

II 奈良・平安時代

西暦 645 年の大化の改新後、律令制度が定められ、班田収授の法が定まり租・庸・調の税制も整えられる。班田収授の元となる土地整備が条理制である。佐川では、この条理の遺構が町の南部に位置する斗賀野盆地にあった。条理遺構が現在まで整然と残ることは少なく、「長宗我部地検帳」（戦国時代、土佐国主であった長宗我部氏が土佐一國を天正 15 年（1587）から数力年

かけておこなった検地の成果)が作られた頃には、すでに斗賀野の条理の遺構はくずれていたようであるが、大坪^{おおつぼ}とか国衙領^{こくがりょう}という条里制のなごりとみられる地名が一部残っている。

奈良時代に入り、先述した斗賀野盆地のなごりから考えても、まだ山深い里であった佐川も、徐々に律令体制の内に組みこまれるようになったと推測される。その実証として、古代窯業^{ようぎょう}を取り上げることができる。この時期の窯業址として、次の遺跡を挙げることができる。

芝^{しば}の端窯跡^{はなかまあと}、花^{はな}ノ木窯跡^{きかまあと}、円能^{えんのう}ヶタキ窯跡^{かまあと}、堂^{どう}ヶ鼻窯跡^{はなかまあと}の4窯跡である。

これらは、奈良時代末から平安時代にかけて営まれた窯跡である。

③ 中世 (写真の出典：『佐川町埋蔵文化財発掘調査報告書第1集』)

I 遺跡

①原始 - II 弥生時代 - でも取り上げた「岩井口遺跡^{いわいぐちいせき}」と「二ノ部遺跡^{にのへいせき}」であるが、この2つの遺跡は、むしろ弥生時代よりも中世の方に特色がある。特に「岩井口遺跡」にはそのことがいえることから、ここでは「岩井口遺跡」を取り上げることとする。

「岩井口遺跡」は、高知県内発掘の中世館^{やかた}としては、田村遺跡^{たむらいせき}(南国市^{なんこく})以来の発掘発見となった。館の規模は、東西約45m、南北約45mに及び、敷地面積は2,025㎡で、当時としては比較的規模の大きな館(屋敷)であったものと推測される。館跡の構成は、四方に1条ないし2条の溝が走り、特に西側は溝の間隔が5~6mもあり、土塁が設け



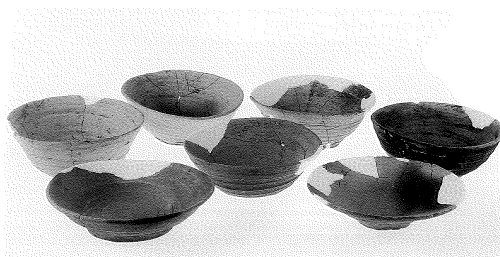
【岩井口遺跡の調査完了状態】

られていたのではないかと推察される。館内では、17棟の掘立柱^{ほったてばしら}建物跡があり、館外では18棟の掘立柱建物跡が確認されている。棟方向はすべて東西の溝と平行し、整然と配置されていたことがわかる。館内外全体の構成をみると、中央に溝に囲まれた館(屋敷)を置き、周辺に小規模な建物を配していたことが窺^{うかが}えられ、領主(主人)、そのまわりに家来(従者、家人)、さらに外

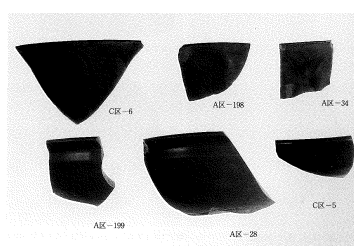
側に下人という形で配置されていたものと推察される。

出土遺物については、その大半は土師質土器(※)である。また、館内からは、青磁や白磁、備前焼などの高価な陶磁器類が出土している。

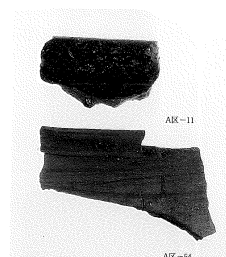
※土師質土器：素焼きの土器を土師器というが、中世以降の土師器をそれ以前と区別して「土師質土器」と呼ぶ。



【岩井口遺跡 - 土師質土器 (杯)】



【青磁 (碗)・白磁 (碗)】



【備前 (甕・搦鉢)】

II 社会

中世佐川の社会そのものについての文献史料は極めて乏しい。このため - II 奈良・平安時代 - で既述の 16 世紀末にできた「長宗我部地検帳」(別名「天正地検帳」)を頼りに中世佐川の社会を類推する外はない。従って、以下の記述では、中世的なものと思われる事象の一部を列挙するにとどまる。

地検帳を一見してまず目につくのは、おびただしい数の土居が各地に散在していることである。土居とは、土手・土塁を指し、転じて防御用にこれを周囲にめぐらした豪族屋敷あるいはその土地区画を意味する。

一般に環濠をともない、規模の大きいものでは更に内部が小土塁により区分された複郭式もある。それは領主や有力名主の居館であり、屋敷城であり、また、兵農未分離な中世武士達が農業経営をおこなう拠点でもあった。従って土居は、単純な屋敷地ではなく、主人の居宅・倉庫以外に従者・下人の屋敷や菜園地を包含するのが通例で、時として水田をとともなう場合もあり、その面積は数反(1反=991.74 m²)から数町(1町=9,917.4 m²)に及んでいる。

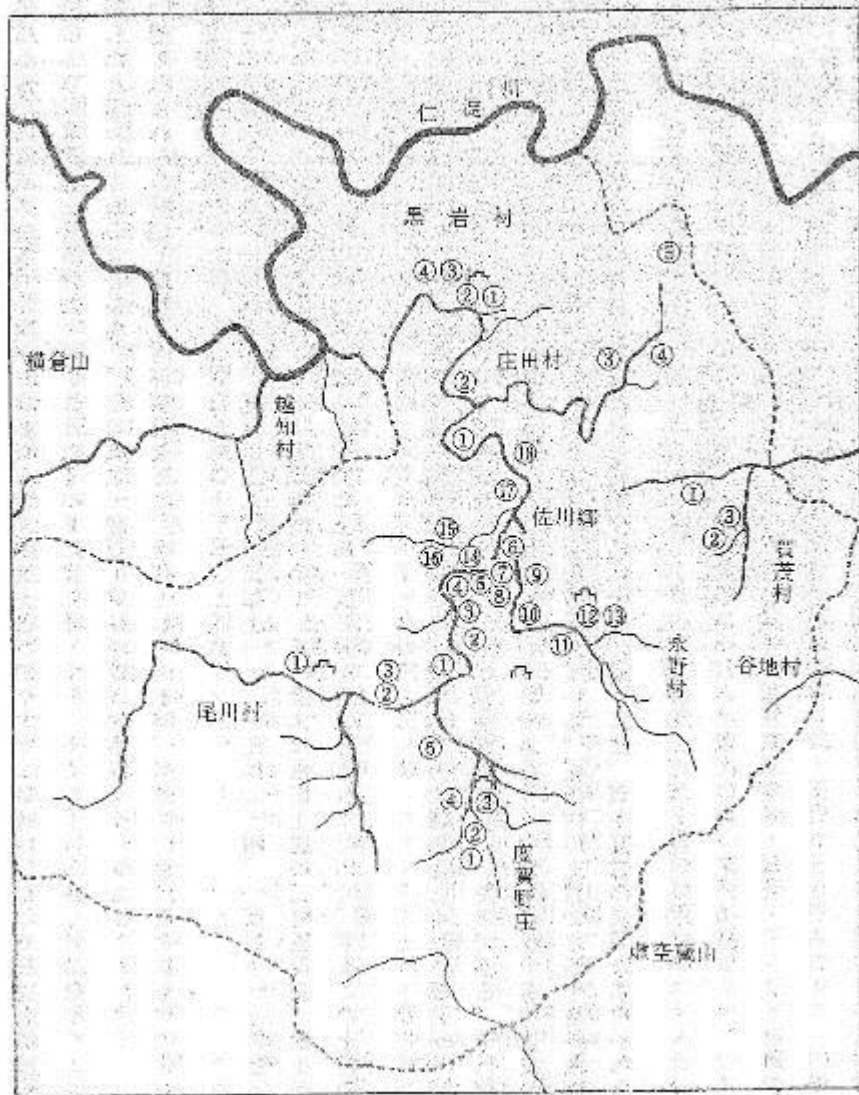
次の表は、これら土居地称の土地を天正地検帳から摘出・概要を記したものであり、その次の図は、その分布を示したものである。

第1表 天正地検帳の土居

土 居	村	地 積	構成 (ヤシキ・その他)	名 諸 関 係
度 賀 野 庄				
1 土居の内	馬 岡	3.13.4	中ヤシキ2.07.1・中田	茅徳新六給
2 テウテン土居	町 田	9.39.2	下ヤシキ 11.0・上中田	大高坂新蔵人給・巻五郎み
3 島田土居	島 田	2.5.10.0	ヤシキなし・上中下田	久武内藤助給
4 伏尾土居	伏 尾	1.2.42.4	中ヤシキ2.42.0・上中下田	岡崎新左衛門給
5 土居屋敷	岩 井 口	4.16.1	ヤシキなし・中下田	久万六郎兵衛給
尾 川 村				
1 土 居	北地中屋	3.05.0	上ヤシキ3.05.0	尾川分・主ゐる
2 中土居	下尾川	1.17.0	上ヤシキ1.17.0	"・二兵衛ゐる
3 後土居屋敷	"	2.35.1	上ヤシキ1.20.0・中田	"・左兵衛ゐる
後 川 郷				
1 クホ土居	柏 原	4.10.0	上ヤシキ30.0下ヤシキ2.00.0下岩	片岡分
2 岡崎土居	ウリウノ	3.20.3	上ヤシキ25.0下ヤシキ2.45.3	"・市正和
3 米賀地土居屋敷	下神崎	3.00.0	ヤシキなし・上田中島	"・太郎兵衛扣
4 夢河土居	"	8.47.2	"・上中下田	"・"
5 大クホ土居屋敷	"	9.12.0	下ヤシキ2.00.0・中下田	"・市尉扣
6 ハンショウカ内土居屋敷	門 ノ	5.40.0	上ヤシキ1.40.0・中田	"・横島権介扣・吉兵衛ゐ
7 三ノ野土居	川 湖	8.41.2	中ヤシキ1.40.0・上下田	"・権頭ゐ
8 マキノノ土居屋敷	三ノ野島	6.00.0	ヤシキなし・上中田	"・右衛門尉扣
9 クホノ前土居	青 去	1.31.0	上ヤシキ1.31.0	"・将監扣居
10 久万田土居	熊 田	2.40.2	中ヤシキ2.20.0・下田	中村分・越前守ゐ
11 西土居	横 田	2.15.0	ヤシキなし・上田	久武左衛門佐給
12 土居屋敷	内 原	1.30.0	中ヤシキ1.30.0	河田忠兵衛給・主ゐ
13 "	"	4.32.0	中ヤシキ4.20.0・下田	中村分・与衛門ゐ
14 土居の内	河 内	1.6.40.0	ヤシキなし・中下田	"・与左衛門扣
15 岡本土居	"	1.35.0	上ヤシキ1.35.0	"・主ゐ・土ゐ
16 猿田土居	"	5.03.0	上ヤシキ1.03.0下ヤシキ4.00.0	竹内玄蕃土地・虎助扣・主ゐ
17 土居屋敷	市ノ瀬	1.36.4	上ヤシキ1.36.4	片岡分・又十郎ゐる
18 土 居	馬野原	4.06.3	上ヤシキ4.06.3	"・神衛門扣居
庄 田 村				
1 土居屋敷	八 幡	4.30.2	下ヤシキ4.25.2・茶かち	片岡分・焼薬名・太良兵衛尉居
2 土居屋敷	イセキ	5.46.0	下ヤシキ5.46.0	中村分・矢野源十郎給・主居
3 土居屋敷	二ツ野	1.02.0	下ヤシキ1.02.0	片岡分・片岡大伏給
4 上土居	"	1.35.3	下ヤシキ1.35.3	"・小田源兵衛給・主居
5 土居屋敷	四ツ白	3.21.0	下ヤシキ3.11.0・かち	"・御瀬彦兵衛給
黒 岩 村				
1 ナカタ土居	黒 岩	1.0.36.2	下ヤシキ2.02.2・中田	片岡分・片岡又七良給
2 土 居	"	1.48.0	上ヤシキ1.48.0	"・御土居
3 西土居	"	4.31.0	下ヤシキ1.00.0・下田	"・片岡金千代給・主作
4 太平土居	台 十	1.33.0	中ヤシキ1.33.0	"・片岡森大夫居
賀 茂 村				
1 末光土居屋敷	か も	36.0	中ヤシキ 36.0	片岡分・片岡与五郎給・主居
2 大谷土居屋敷	永 竹	1.03.0	上ヤシキ1.03.0	"・片岡治郎給・主居
3 カチチカ土居	"	1.03.0	上ヤシキ1.03.0	"・片岡次郎兵衛給・主居

(町・庄・代・番)

第2図 土器と塚の分布



【表・図 - 出典：「佐川町史上巻」】

なお、- I 遺跡 - で取り上げた「岩井口遺跡」は、「天正地検帳」の表の中で、上から7段目の岩井口の「土居屋敷」のことではないかと、遺跡調査を担当した専門家は判断している。

④ 長宗我部治下の佐川（戦国時代）

長岡郡岡豊ながおかくんおこうを本拠とする長宗我部国親くにちかが、高知平野西部に対し戦端を開いたのは、永禄3年（1560）5月のことであった。翌月国親は死ぬが、以後その子元親もとちかにより本格的な土佐の統一戦が展開する。

この戦いの過程において、佐川の城主中村越前守なかむらえちぜんのかみはその地位を娘婿久武内蔵助ひさだけに奪われ、久武氏を筆頭に佐川城へ進駐した長宗我部直臣団こうぼくが、高北たかおかくん（高岡郡の北部の意味）における支配体制の要となった。

その後、天正2年（1574）、元親は、幡多の一条氏を滅ぼし土佐を統一した。佐川城主久武内蔵助は、長宗我部の筆頭重臣の立場となった。

元親は、同4年（1576）から四国征服戦に着手する。その戦略は、土佐の東部に位置する安芸・香我美2郡の兵を以て阿波（現在の徳島県）を攻め、高岡・幡多の兵をして伊予（現在の愛媛県）侵攻の主力とし、長岡・土佐・吾川3郡の兵を遊軍とするものであった。

佐川城主久武氏傘下の高北の武士は、連年伊予の戦野に動員された。

そして、同13年（1585）、長宗我部元親の四国平定が完了した。しかし、その直後、豊臣秀吉の四国征伐が開始される。元親は、必死の防御に努めたが、圧倒的優勢を誇る豊臣軍の前に撃破され、同年8月、土佐一国安堵を条件に降伏する。豊臣政権下の一大名に転落した長宗我部には、秀吉による全国統一戦さらには朝鮮出兵への参加など軍役負担が強要された。

佐川城主久武内蔵助は、これらの戦いの中で家臣を多数失っている。

⑤ 近世

佐川の近世史は、支配体制の異なる二つの部分からなる。一つは、土佐藩筆頭家老深尾氏の佐川領（旧佐川・加茂・斗賀野・尾川の各町村及び黒岩の一部）であり、もう一つは、土佐藩直轄の本藩領黒岩郷（庄田・瑞応を除く旧黒岩村）である。そして、前者を語るためには、町域外の日高・越知・仁淀各町村を含む高北佐川領全体の歴史に触れざるを得ない。

I 佐川領の成立

慶長6年（1601）、土佐の新国主山内一豊は、国内の要所に重臣を配置して領内支配体制を整えた。その内の一人が佐川城付一万石に封ぜられた土佐藩筆頭家老深尾重良である。深尾氏はその時点から、明治2年（1869）の

はんせきほうかん
版籍奉還に伴う土佐藩消滅まで、11代・268年間、一貫して高北佐川領18カ村を支配した領主である。その間、土佐藩での最上席家老の座は譲らず、幕末の家老13家の内5家が、深尾氏とその一門で占められていた。

また、土佐藩の家老には、城下高知に定在府する平家老と領内要地に土居を構えることを認められた土居付家老があるが、深尾氏は最大の土居付家老で、城下町の中心部である土居下町佐川に家臣団と町人を集住せしめ、領内の政治と経済を支配した。高北盆地から土予国境（現在で言えば高知県と愛媛県の県境）の山村に及び佐川領は、他支配を混じえない地域的完結性をもち、その領民に対する権限も強大で、深尾氏は死罪を含む重罪裁判権を行使し得た。このような藩内の小大名というべき深尾領主権のあり方は、全国的にみても稀少な部類に属する。

深尾家臣団は、騎馬と称された侍分と足軽以下の軽格・奉公人よりなるが、藩軍制上では、これに藩から預けられた郷士（在郷武士）50騎を加えた佐川組が一軍団として行動した。深尾氏の家臣・郷士の総数は、幕末最終段階で家族を含め3,200人を超えた。

佐川領の経済は、里分9カ村・山分9カ村といわれた両地域の異質な生産力を基盤に、流通機能を土居下町人町へ集中することにより成り立っていた。里分諸村からは米、山分からは紙・茶などの特産品又は代納銀を徴収した。

佐川領一万石の中核部は「御郭内」と呼ばれ、土居・侍町・町人町からなった。町人町の創設者は、高知その他から誘致した武士的豪商で、領主との関係は主従制に近いものがあつた。その後幅広い新興商人層が形成されるが、上層の富商は御目見町人（深尾の殿様に会うことができた町人）として領主財政や領内の経済統制に深い関わりを持っていた。

一般町人は、平町人と称し、その中には多種多様な技術を持つ職人がおり、武器類から絹織物、酒などの生産に従事していた。

この佐川領の成立は、高北の政治体制における中世の終焉を意味し、ここに深尾氏を中心とした強力な近世的支配が始まるのである。

II 近世村の成立

佐川領の成立による変化は、支配の単位すなわち行政区画においても現れ、中世の庄・郷にかわり村が主役になる。中世郷村の分割などの再編成により

近世村落の村域を確定することを村切と呼ぶ。この村切により、里分9カ村・山分9カ村合わせて18カ村となった佐川領の村落編成が完成する時期については、的確な史料を欠くが、遅くとも寛文7年（1667）以前のものと推測される。

Ⅲ 深尾の歴代と特権

初代重良に始まる深尾氏の歴代を次の表により示す。

代	諱	通称	父	母	誕生	家督	致仕	逝去(寿)	法号
11	重愛	市太郎・内記 刑部・市郎	重教(三男) 足達氏女	弘化 三・八・一四	万延元・七 明治四・一二	文久二・九	明治五・七 (二七)		
10	重先	馬吉・鼎・康臣	深尾重豊 深尾成有女	文政 一〇・正・一三	嘉永六・九 文久二・九	万延元・七 明治四・一二	明治三三・一 (六四)		
9	重教 (行)	幸弥・相模	繁寛(三男) 西氏女	文化 元・一一・二二	文化九・五		嘉永六・一〇 (五〇)	広徳院俊岳全威	
8	重世	丑之助・銀三郎 左兵衛・左京	繁寛(長男)	天明 五・一二・二五	文化六・三		文化九・三 (二八)	天真院本源自性	
7	繁寛	金之助・平右衛門・因幡	繁澄(長男)	宝曆 九・一一・一九	寛政 一一・一一・一一		文化六・二 (五〇)	乾光院元道宗亨	
6	繁澄 (茂)	信之助・湯右衛門・左近・因幡	山内茂信(長男) 繁峰女	寛保 元・三・廿一	宝曆二・九	寛政 一一・一一・一一	文化二・八 (六五)	龍潭院月底道頼	
5	繁峰 (重)	孫八・左京・平右衛門	重方(長男)	元禄 一〇・六・二三	宝永三・九		宝曆二・四 (五七)	隸徳院仁谿道沢	
4	重方	八郎・若狭・稠	深尾重次(長男) 児嶋氏女	寛文 一一・四・二〇	元禄二・三	宝永 三・九・一一	享保一六・三 (六〇)	輪照院桂瑞曜白	
3	重照	孫八・因幡	重昌(二男) 深尾重忠女	元和 二・四・二九	寛文二・二		元禄二・閏正 (七二)	景雲院静光深山	
2	重昌	吉六・出羽	山内康豊(三男) 水野氏女	慶長三	元和五・九	寛文二・二	寛文二・八 (七五)	涼松院仁峰義庸	
1	重良	湯右衛門・与右衛門・和泉	深尾重政 塚本氏女	弘治三		元和五・九	寛永九・三 (七六)	青源院盛嶽宗安	

第6表 佐川深尾氏の歴代

【深尾氏歴代佐川領主 - 出典：『佐川町史上巻』】

深尾の土佐藩における権限内容については、深尾旧臣の編んだ『梅乃薫』に「深尾氏の土佐国に於ける位置」という一節を設け、次のように記されている。

(一) 生殺与奪の権を付与せられ、領内奸悪の徒は、禁獄・追放・死刑と雖之れを施行せり。但死刑施行の事は嘉永の頃其例を廃せられ、高知に於いてすることゝなりたり。

(二) 藩侯在国の時は概ね必ず高知の邸に在りて、国政の補佐・枢機の顧問に参与せり。

(三) 藩侯参勤出府の際は、佐川の土居に帰住あり。委嘱によりて国政に執掌し、諸司の政を執るや大小となく必ず先づ深尾氏の指揮を仰ぐ。故を以て大事は有司自ら佐川の土居に來りて其決裁を乞ひ、小事は書を以て之れを伺ひ、指令を待ちて後之れを処理せり。又諸司任免の如きも、藩侯出府中は佐川に召喚して命ぜらるゝの慣行あり。…



【梅乃薫】

⑥ 近現代

明治3年(1870)5月には太政官^{たじょうかん}の布告によって旧来の庄屋制度が廃されて、新しく郷制がしかれ、庄屋に替わる郷正の職が任ぜられ、郷の政治に当たるようになった。

佐川では、佐川本村^{さかわほんむら}、永野^{ながの}、谷地^{やつち}、斗賀野^{とがの}の4村が合併して斗賀野郷となり、三野^{みの}、尾川^{おがわ}、越知^{おち}を合して三野郷とし、加茂^{かも}、岩目地^{いわめじ}、庄田^{しょうだ}、瑞応^{すいおう}の4村は黒岩^{くろいわ}に合して黒岩郷となった。

翌4年(1871)7月の廃藩置県で、土佐藩は高知県と改められ、藩庁は県庁となり、藩主の名は消えて参事となり、間もなく参事の名は県令となり後県知事となった。

I 佐川の町制施行

明治32年(1899)10月25日の佐川村会において、佐川村を町に変更することを議決し、上申書を高知県知事あてに提出した。こうして新生佐川町は発足し、このとき、旧来の佐川村を甲^{こう}とし、三野は柳瀬川の流域を界としてその東岸部^{あづ}を乙とし、西岸部^{へい}を丙とし、これをもって地番の符号とした。

II 明治期の出来事

元佐川領主深尾氏が土佐藩主山内一豊の命により佐川に入封したのが慶長6年(1601)であることから、明治34年(1901)10月10日に「深尾家受封三百年祭ならびに佐川郷創始三百年記念式」が催されている。そのとき、余興として上洛騎馬武者行列や郷土芸能(斗賀野の花取踊、四ツ白の太刀踊など)、狂い火(仕掛け花火)、豊年踊、相撲などがおこなわれ、1万人以上の集客で賑わった。

中でも上洛行列は、江戸期佐川領主深尾氏が上洛(京都に行くこと)したときの行列に擬^なしたもので、駕籠^{かご}の中の殿様を警



列行者女

【上洛騎馬武者行列 - 出典：「梅乃薫」】

護する騎馬の鎧よろい、冑かぶとの武者姿から、扈從臣こしょうしん（お供の家臣）たちの袷姿かみしち、武器その他の器具も昔のものを用い、先頭が毛槍けやりをなびかせて、「お通り一、下に、下に」の奴やっこの声につづく歩行、足軽、目付役、扈從、御坊主ごぼうず、草履取そうりとりにいたるまで旧態そのままの行列であった。

Ⅲ 大正期の出来事

大正5年（1916）11月8日、土佐鉄道北廻り線が決定して、佐川町に鉄道が敷設されることが間違いなしとなった。

その後、国鉄駅舎の争奪戦が始まる。佐川市街地に近く一駅を設置することが発表されると、町民はこぞってその位置に注目した。鉄道院の予定としては、中央の三野みの、久万田くまだ付近が適所とされたが、これに対して佐川の市街地は東町ひがしまちとする東部説と、町のより発展を願う中央説と、地域の便を第一とする西部説の三つ巴となった駅舎の争奪運動が繰り広げられた。

結局、この問題を収拾するには東西二つの駅をつくる外ないという結論となり、鉄道院もこれを肯定して、佐川駅さかわえき、西佐川駅にしさかわえきの両駅がつくられることになった。

この、佐川町に鉄道が敷設されることになったこと、及び二つの駅をつくることになった収拾案で鉄道院を動かした陰には、佐川町出身の宮内大臣くないだいじん田中光顕たなかみつあきの政治力が大きく働いたと伝えられている。

Ⅳ 昭和の大合併

昭和28年（1953）の町村合併促進法の成立、施行により、全国で町村の再編・合併が進んだ。これにより村の数は、8分の1と大幅に減少した。

佐川町も例外ではなく、内部的には紆余曲折はあったが、合併がなされた。なお、平成の大合併では、佐川町は、合併に向けての動きはあったが合併には到っていない。

※ 佐川町の合併を示す図は、第1章 - 2社会的環境 - （1）町の沿革 - に記載。

(2) わが町が輩出した主な人々

佐川を治めた^{ふか お}深尾氏は代々文教政策に力を入れた。その結晶が郷校「名教館」である。当校の教育は、天文学、数学、英語などかなり高度なレベルであったと伝えられている。この名教館から幾多の^{しゅんしゅう}俊秀が巣立っていった。いわば名教館は、文教の地のルーツといえる存在である。こうした文教の歴史から、佐川町は幕末から明治・大正・昭和にかけ、名教館出身者を^{あまた}含めて数多の文教人を輩出してきた。佐川の風土と文化が生んだ文教人は今なお、町の人びとの誇りとして、あるいは見習うべき先輩として、文教のまちに息づいている。

以下、文教の基礎を築いた^{ふか お}深尾氏を筆頭にわが町が輩出した主な人々を紹介する。

○ ^{ふか お}深尾家歴代 [第1章 - (1) - ⑤ - Ⅲの歴代の表を参照]

慶長6年(1601)、関ヶ原の戦いで軍功を認められた^{やまうちかつとよ}山内一豊は土佐一國を拝領し、その筆頭家臣である^{しげよし}深尾重良に、佐川城を中心とした城付き領地一万石を分け与えた。これが佐川領主^{しげなる}深尾家の始まりである。以後、初代重良から11代^{しげなる}重愛まで268年間、佐川領主であると共に土佐藩筆頭家老職であり続けた。その歴代の中で、6代^{しげすみ}茂澄が^{あんえい}安永元年(1772)一家の子弟のために家塾名教館を設け、7代^{しげひろ}繁寛が^{きょうわ}享和2年(1802)家臣団にも門戸を広げて郷校とした。そして、^{ごうごう}天保元年(1830)、9代^{しげのり}重教が郷校名教館の校舎拡充と教授陣の充実を図った。

右の写真は12代^{しげたか}重孝で、もはや佐川領主でない時代の^{しげなる}深尾家の当主である。

影 眞 之 君 孝 重 尾 深



【12代深尾重孝】

○ 牧野富太郎 ^{まきのとみたろう} ^{ふんきゅう} [文久2年(1862)～昭和32年(1957)]

「日本植物学の父」として世界中から敬愛されている植物学者牧野富太郎博士は西町の酒屋岸屋の生まれであり、庶民に開放された名教館で学ぶ。一方で、幼時から興味をひかれた植物について独学で学び、成長した後は東京と佐川を行き来しながら出入りを許された東京大学(後の東京帝国大学)で知識を深め、同校を拠点として研究を重ねる中、1,500種類以上の新種などを発見・命名した。その中には、サカワサイシンのように佐川の名を冠したものもある。サカワサイシンは「町の花」に指定されている。



○ 田中光顕 ^{たなかみつあき} ^{てんぼう} [天保14年(1843)～昭和14年(1939)]

佐川領主深尾家の家臣である浜田家の子として上郷に生まれた。土佐勤王党に加わり、脱藩、勤王の志士として長州藩のもとで活動。陸援隊隊長・中岡慎太郎の死後は、陸援隊を率いて王政復古の大号令を成功させるための出兵を成功させるなど、明治維新に貢献した。維新後は、戸籍正・陸軍会計監督長・警視總監・宮内次官・宮内大臣などを歴任。後年、佐川町のために育英事業、文化事業など多大の貢献をした。



○ 伊藤蘭林 ^{いとうらんりん} ^{ふんか} [文化12年(1815)～明治28年(1895)]

儒学者伊藤徳正の子として目細谷に生まれる。名教館に学んで後、長じてからは名教館末期の教授となり、多くの深尾家臣子弟を訓育した。田中光顕以下佐川郷内から輩出した勤王志士は、皆、蘭林門下から出ている。田中光顕が宮内大臣となり、功成り名遂げて、脱藩以来の故郷に錦を飾ったとき、真っ先に訪れたのは目細谷にある蘭林の墓前であった。書をよくし、漢詩文に長け、和歌もよくした万能の学者だったので、明治維新後、名教館廃校後も、終生家塾を開いて郷内の子弟を教導した。



○ ^{ひろいさみ} 広井 勇 [文久2年(1862)～昭和3年(1928)]

佐川領主深尾家の家臣である^{きしゅうろう}広井喜十郎の子として上郷に生まれる。曾祖父^{ゆうめい}遊冥は名教館で漢文・算術・兵学などを教えた教授であった。

札幌農学校で、先端技術を学び土木工学の技術者となった。アメリカやドイツで当時の最先端の土木工学を学んだ後は、母校札幌農学校で教鞭をとりながら、^{きょうりょうがく}橋梁学や港湾工学の分野の技術者としても活躍した。特に、小樽港に日本初のコンクリート製防波堤を完成させるなど、数々の港湾工事に関わった功績から「日本港湾工学の父」と称されている。

このように自身が優れた技術者であった一方で、札幌農学校（後の北海道大学）や東京帝国大学（後の東京大学）で後身の育成に尽力し、その門下からは世界で活躍する多くの技術者を輩出した。



○ ^{ひしかたやすし} 土方 寧 [安政6年(1859)～昭和14年(1939)]

佐川領主深尾家の家臣である^{なほゆき}土方直行の子として^{おく}奥の土居に生まれる。名教館に学び、維新後は家族で東京に移り住み、東京大学法学部卒業後、英国に留学しバリストル（法廷弁護士）の学位を取得。帰国後、同大教授として教鞭をとり、英国法・民法研究の第一人者として活躍。貴族院議員も務める。^{いぎりす}英吉利法律学校（現中央大学）の創立者の一人。



○ ^{ふるさわしげる} 古沢 滋 [弘化4年(1847)～明治44年(1911)]

佐川領主深尾家の家臣である^{はちざえもん}古沢八左衛門（南洋）の次男として上郷に生まれる。古沢家は代々剣術で知られる家で、祖父^{よいちざえもん}与一左衛門は名教館で^{むがいりゅう}無外流剣術を教え、父八左衛門は深尾家の剣道指南であった。しかし、滋の方はどちらかということと学問が得意で、幼少の頃から秀才として知られていた。



維新後は新政府に出仕し、明治3年（1870）官命で英国へ留学。政治経済を学んで帰国した明治6年、^{いたがきだいすけ}板垣退助の依頼により^{みんせんぎいんせつりつけんぱくしょ}民選議院設立建白書を起草するなど、自由民権運動に傾倒するが、後に国家主義に転向し県知事や貴族院議員をつとめた。

○ ^{もりしたうそん}森下雨村 [明治23年（1890）～昭和40年（1965）]

上郷の生まれ。本名^{もりしたいわたろう}森下岩太郎。早稲田大学を卒業。日本で初めて海外の探偵小説を紹介した雑誌「新青年」が博文館で創刊されると、編集長として多くの作家や翻訳者を育成した。推理小説^{れいめいき}黎明期の日本の^{きししょう}巨匠として知られる江戸川乱歩、^{えどがわらんぽ}大下^{おおした}宇陀児、^{うだる}横溝^{よこみぞせいし}正史なども森下が育ての親といわれている。



自身の作品も書いており、外国小説の翻訳も多数手がけ、探偵小説を日本に広めるために尽力した人物として「探偵小説の父」と称されている。

晩年は、故郷・佐川へ移り、自然とふれあう生活を主とし自由に生きた人でもある。大の釣り好きで、自身の釣りについて書いたエッセイ『^{えんこう}猿猴川に死す』など、探偵小説以外の著作もあった。

○ ^{にしだにたいぞう}西谷退三 [明治18年（1885）～昭和32年（1957）]

^{にしまち}西町の生まれ。本名を^{たけむらげん べ え}竹村源兵衛といい、裕福な薬種問屋に生まれ、家業を継ぐために札幌農学校に進むが、途中退学して帰郷、家業と距離を置き、趣味の読書を楽しむ生活を送る。



約2年という長期間の欧米旅行で『セルボーンの博物誌』で紹介された、イギリス南部ハンブシャーにあるセルボーン村を訪問し、帰国後はライフワークとして同書の翻訳に取り組む。

「解体新書」の和訳初版本や、英語辞書が編纂された草創期の^{きししょうじしよ}稀少辞書などを含む1万冊を上回る西谷の蔵書は、西谷の死後佐川町が購入し、現在は佐川町立青山文庫で「西谷文庫」として保管している。

○ ^{みずのりょう}水野龍 [安政6年(1859)～昭和26年(1951)]

上郷に生まれる。少年時代、佐川領主深尾氏の松山征討に少年鼓笛隊の一員として加わったと伝わる。

明治30年頃に激化した排日運動に対して、「これを嘆き移民問題の改善に身を捧げる決意をした」と後に回顧しているように、明治36年(1903) ^{こうこくしょくみんごうしがいしゃ}皇国植民合資会社を設立し、

ブラジル移民事業の端緒を開く。そして、明治41年(1908)4月28日、自身も同乗した ^{かさどまる}笠戸丸で第1回ブラジル移民を送り出した。

これ以降、約2万人の移民を成功させ「ブラジル移民の父」と呼ばれている。



○ ^{やまさきまさみつ}山崎正光 [明治19年(1886)～昭和34年(1959)]

^{ほんみの}本三野に生まれる。明治38年(1905)単身アメリカに渡り、天文学に興味を持つ。カリフォルニア大学在学中に「反射望遠鏡の製造法」を発表し、卒業時に学術優秀としてバチェラー・オブ・アーツの学位を得る。帰国後、京都帝国大学宇宙物理学教室の講師となる。昭和3年(1928)「クロムメリン彗星」を発見する。この発見により、アメリカの太平洋天文学会からドノホー賞牌第124番を日本人として初めて授与される。



○ ^{しもやかわけいすけ}下八川圭祐 [明治33年(1900)～昭和55年(1980)]

^{よっしろ}四ツ白に生まれる。大正15年(1926)東洋音楽学校(現東京音楽大学)を首席で卒業。オペラ歌手として活躍する傍ら、昭和5年(1930)下八川圭祐声楽研究所を開設、後進の指導にあたった。藤原歌劇団を主としてバリトン歌手として公演を続けた。昭和44年(1969)昭和音楽短期大学学長就任。死後、高知県に下八川賞が設けられ現在まで続いている。故郷佐川町にも「学芸振興下八川基金」を設け、芸術文化活動の助成を行っている。



また、彼の音楽志望への糸口は、牧野富太郎が若き日に持ち帰ったオルガンに魅せられたことによるという。

○ 広瀬 東畝 [明治8年(1875)～昭和5年(1930)]

上郷に生まれる。好きな画を学びたいと、初め南画を天野
瘦石に師事し、燕石と号した。明治31年(1898)上京し
て荒木寛畝に日本画を学び、東畝と号した。文展(=文部省
美術展覧会)入賞6回、数作品が帝展(=帝国美術院美術展
覧会)の無鑑査となり、その作品は数回宮内省に買い上げら
れた。また、東京女子高等師範学校、東京高等工業学校など
の教授を歴任した。花鳥画を最も得意とし、優雅、佳麗な作
風であった。



【広瀬東畝作：雁之図】

こうした人々は決して偶然に佐川町の出身であるわけではなく、藩政時代から連綿と続く文教の伝統が育んだものである。

4. 文化財等の分布状況

「歴史と文教のまち佐川」といわれる佐川町には、平成30年（2018）4月現在で67件の文化財が所在している。国指定の文化財が3件あり、国登録の有形文化財が3件、県指定の文化財は8件、町指定の文化財は53件である。

■指定等文化財件数（平成30年4月現在）

種 類	国		県指定	町指定	計	
	指定	登録				
有形文化財	建造物	1	3		5	9
	絵画				1	1
	彫刻	1		2	3	6
	工芸品				7	7
	書籍・典籍				1	1
民俗文化財	有形の民俗文化財					
	無形の民俗文化財			2	2	4
記念物	遺跡	1			12	13
	名勝地			2		2
	動物・植物・地質鉱物			2	22	24
計		3	3	8	53	67

（1）国指定文化財

本町には、建造物、彫刻、遺跡、各1件の国の指定文化財が所在する。

【竹村家住宅】

国の指定重要文化財の「竹村家住宅」は、寛文年間（1661～1673）に高岡村（現土佐市）より初代竹村務平たけむら むへいが来往きょうほ、享保年間（1716～1736）より



【竹村家住宅】

酒^{さか}甫^{ほて}手（酒造権）を借り受け、酒造業を開始した家系で、寛^{かん}保^{ほう}元年（1741）に酒甫手を得て名実ともに酒造家として独立した。その後、家業は順調に推移し、深尾氏に謁見が許される御^お目^め見^{みえ}町^{ちやう}人、さらに名字^{なづか}帯^{おび}刀^やも許され、明^{めい}和^わ7年（1770）に「黒金屋」の屋号を深尾家より賜る。竹村家は江戸中期以降、幕府が諸国大名・旗本の監視と情勢調査のために派遣した巡^{じゆん}見^{けん}使^しの幕府巡見使宿を務め、江戸後期には深尾家に多額の資金調達をするなど、佐川屈指の商家であった。

現在の建物は、店舗部が安永9年（1780）、主屋・座敷部は天保9年（1838）に改築されている。表門と塀も同時期のものである。「竹村家住宅」は武家住宅に準ずる書院造^{しやういんづくり}の上質な座敷を構え、土佐における有力商人の住宅として貴重である。

（2）国登録文化財

本町には国の登録有形文化財（建造物）3件が所在する。

【旧竹村呉服店】

旧竹村呉服店は、重要文化財の「竹村家住宅」の西隣に位置している。竹村本家から安永6年（1777年）に分家した家系で、代々安右衛門^{やすえもん}を襲名した。当初は質屋を営み、のちに呉服商及び雑貨商へと発展し、屋号を㊦（まるきゅう）と称した。



【旧竹村呉服店 主屋】

現存する店舗と主屋は木造2階建てで、店舗は天保元年（1780）頃に建てられ、当初は別棟だった蔵が後に改修で一体化したとみられる。

店舗の外壁は海鼠壁^{なまこかべ}で、蔵の壁は格子柄を斜めに配した四半張りとし、アクセントをつけている。主屋の1階は長押を回さず地味な設えだが、2階は華美な仕様の欄間等がある。土蔵は明治時代中頃の木造2階建てで、東・南両面は漆喰壁、西・北面は一部板張りである。

3代安七^{やすしち}の頃、土佐国西部では唯一の絹物商として発展し、この安七が店舗と

住居を別棟として内部を連続させた二階建ての立派な家を新築したことが、竹村家文書により伝えられている。家業は順調に発展したが、昭和初期に廃業し、貸家とした。

平成 26 年 6 月にこの土地建物が町へ寄贈され、耐震改修工事後、平成 28 年 10 月から 1 階の一部を貸出し、店舗として活用するとともに一般公開している。

(3) 県指定文化財

当町には、彫刻 2 件、無形民俗文化財 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、計 8 件県指定文化財が存在する。

佐川町には土佐三名園のうち二つが、高知県指定の名勝として存在している。慶長 8 年（1603）に土佐藩主山内一豊に招かれ、遠州掛川から入国した丈林和尚を開山とし、佐川領主深尾家の菩提寺として創建された青源



【乗台寺庭園】

寺の庭園。そして、吉祥山無量寿院乗台寺と称し、真言宗智山派京都智積院末である乗台寺の庭園である。

【乗台寺庭園】

乗台寺の寺歴は古く、天慶年間（938～947 年）に開創されたと伝わっている。南北朝時代には佐川郷領主これむねもろのぶ惟宗師信、戦国時代には久武内蔵助親直の菩提寺である。江戸時代には（1603～1868 年）には、深尾家の祈願寺と定められた。

築庭の時期については、深尾家 2 代重昌しげまさの奥方が病気の時、平癒祈願をなして効験があり、全快の御礼として築かれたものと伝えられている。庭園内の樹種の多さ、樹木と樹木が織りなす空間の美しさなど、巧みに自然を取り入れており奥深い。一番の見頃は晩秋である。

昭和 11 年（1936 年）に文部省指定の名勝、昭和 31 年（1956 年）より高知県指定の名勝に移行している。

(3) 町指定文化財

建造物 5 件、工芸品 8 件、彫刻 3 件、絵画 1 件、無形民俗文化財 2 件、遺跡 11 件、名勝地 1 件、植物 14 件、動物 1 件、地質鉱物 7 件、計 53 件の町指定文化財が所在する。

【佐川文庫庫舎（旧 青山文庫）】

佐川文庫庫舎は高知県に現存する文化財指定建造物では最古の木造洋風建築である。明治 19 年（1886）に須崎警察署佐川分署として、管内関係各村からの寄附金によって新築された。

明治 25 年（1892）松方内閣解散による第 2 回衆議院議員総選挙の時、全国的に有名となる斗賀野の野地騒動は、この分署から警察官が出勤し、国民党と組んで自由党と抗争した。

昭和 5 年（1930）青山会が買い取り、青山文庫の会堂兼特別閲覧室として西町に移築され、県立青山文庫との混同を避けるため「佐川文庫庫舎」と名称を変更し、昭和 52 年（1977）の青山会の解散に伴い、文庫庫舎の建物等は佐川町に寄附された。

昭和 53 年（1978）民具館として佐川町総合文化センター敷地内に再び移築され、更に平成 21 年（2009）須崎警察署佐川分署跡地に移築復元された。

【野地騒動の絵馬】

明治 25 年（1892）2 月、大日本帝国憲法のもと第 2 回衆議院議員総選挙が行われ、その際、政府による苛烈な「選挙大干渉」(*)が行われた。高知県は特に激しく、斗賀野村（現佐川町斗賀野）野地の地で、自由党と国民党（与党）が争い、死者の出る抗争となった。後に



【開庁当時の佐川分署】



【移築復元された佐川文庫庫舎】



【野地騒動の絵馬】

これを「野地騒動」という。この抗争で、重傷を負った自由党员西田楠吉の傷が平癒したのを祝い、仲間たちが解願奉納した絵馬である。

鉢巻きをしたり、鉄砲を構えたりした緊迫感のあるこの絵馬は、自由民権史上貴重な資料である。

※選挙大干渉とは政府当局者がその権力を利用して、選挙の公正を破って不当に干渉し、反対勢力を抑圧すること。

【サカワサイシン】

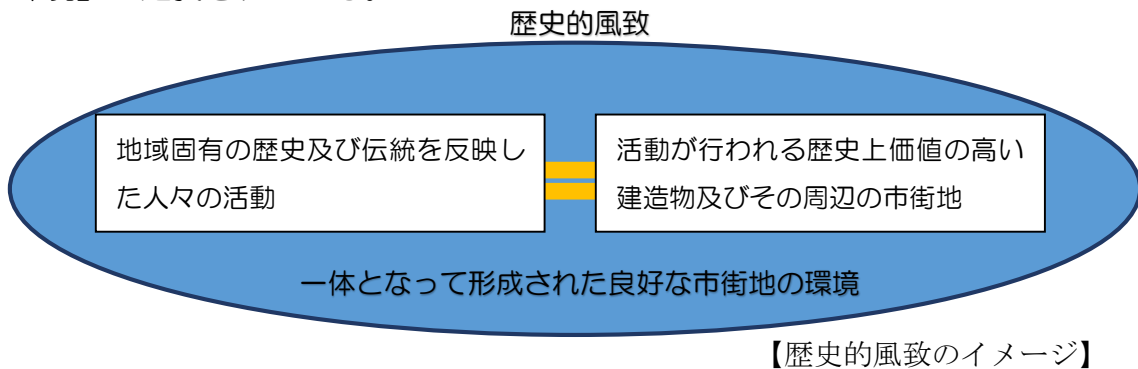
町の天然記念物であるサカワサイシンは、佐川町近郷の低山地にのみ植生するウマノスズクサ科カンアオイ属の多年草である。和名は、牧野富太郎が佐川町において国内で最初に発見したことにちなんだもの。地下茎や葉の様子は、他のカンアオイ属とほとんど同じで、4～5月頃、根元に花をつける。がく片は三裂し、ウサギの耳のように尖形をなして長さ3～5センチ、肉質で硬く、内側は濃紫黒色で光沢があり、縁は白色をなしているのが特徴である。



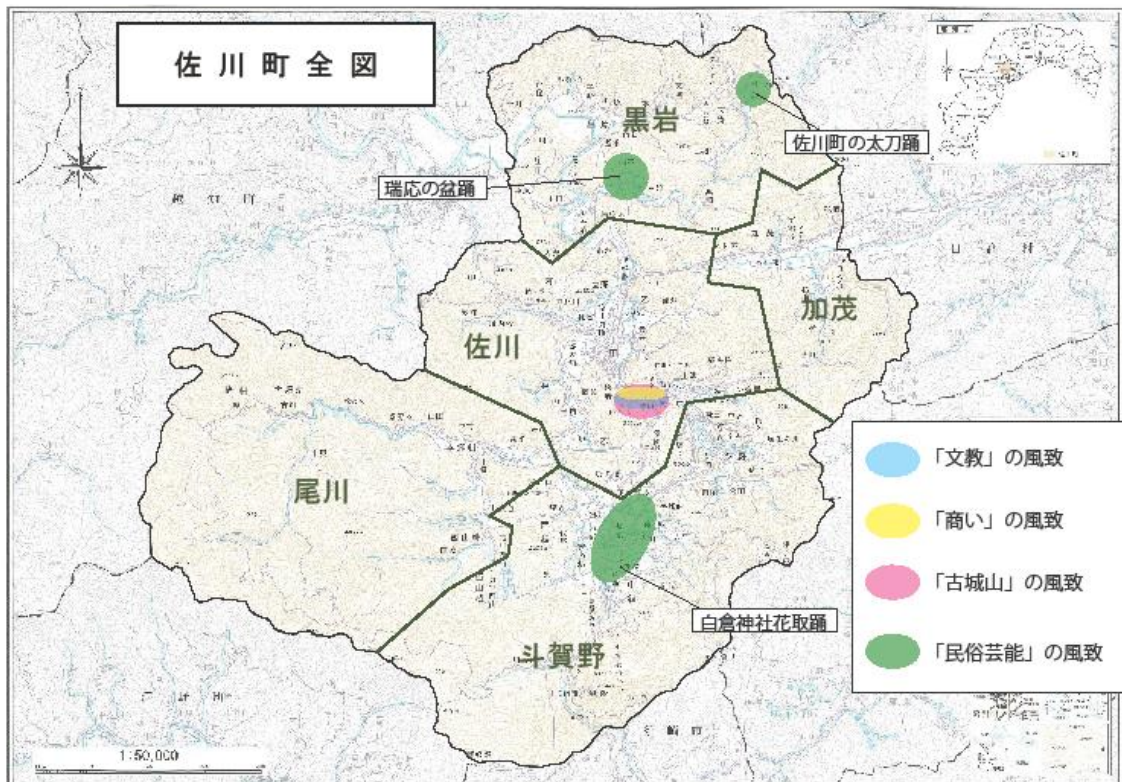
【サカワサイシン】

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。



佐川町における維持・向上すべき歴史的風致は次のとおりである。



【佐川町の歴史的風致位置図】

1. 「文教」が醸し出す歴史的風致

(1) はじめに

佐川町は、町内外から「文教の町」と評されている。これは、江戸期、土佐藩筆頭家老であった佐川領主深尾氏が代々文教施策に力を入れ、その結果、多くの学者や政治家、文化人を輩出したことに由来する。

「文教」とは、学問・教育によって人を教化する、若しくは教育行政の意である。つまり、文教は概念的なものであり、その有り様や成果が実体的に顕在化しにくい側面も有しているが、逆に言えばそれ故にこそ人々の心の中に確かに根付いているものだといえる。

佐川町民は、佐川が深尾氏の城下町であったこと、そして、文教の伝統が脈々と継承されていることに誇りを持っている。

文教は、佐川の歴史や文化の基底に流れており、当然、人々の心の中に通底している。

(2) 佐川の文教の歴史

① 名教館

佐川領主深尾家は、代々文教施策に力を入れた。安永元年（1772）に6代茂澄が一族の教育のために、高知城下から山本日下ら著名な学者を招き深尾土居邸内に家塾を開いたことに名教館の歴史ははじまる。享和2年（1802）、7代繁寛が家臣の子弟教育の場として、これを郷校に改めた。



【名教館】

そして、天保元年（1830）、9代重教が萩の明倫館（長州藩の藩校）になり菜園畑（現在の高知県中央西保健所及びその東方）に校舎を移して、広大な文武館を配置、その中に名教館を建築した。

佐川領主深尾家の名教館を中心とした教育は、様々な成果を上げた。

その一つが - 第1章（2）わが町が輩出した主な人々 - で記したように、学問や政治、文化など色々な分野で活躍した人々を世に出したことである。そ

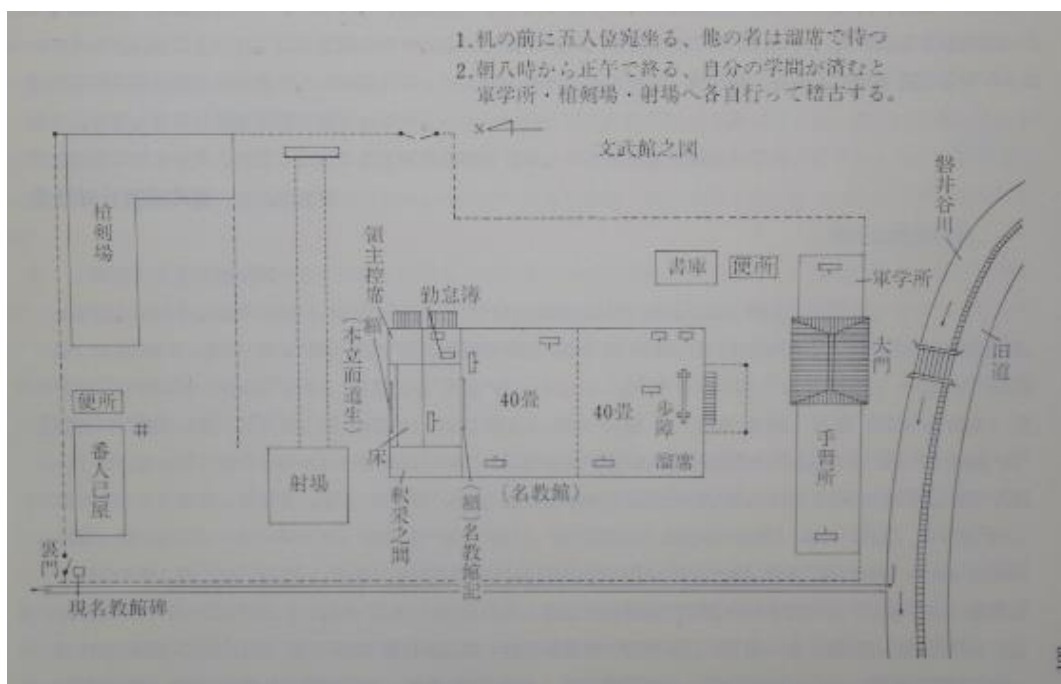
の大半が名教館を築立った、あるいは関わった人々である。

その一端として田中光顕の語ったものから引用すると、『^{かなえ} 鼎（深尾鼎・第10代領主）といふのは当時の所謂^{いわゆる}ハイカラで、長崎へ人を使わして医師の^{けいこ}稽古をさしたり、豊後の村上幸造^{ぶんご むらかみこうぞう}という剣客を^{しょう}聘したり、また武市瑞山先生^{たけちすいざん}を高知から迎えて武術の指南をさせたり、なかなか文武の道を励んだものであった。而して^{しこう} 鼎自身も多芸多才の士で、早くから西洋の文物を佐川に輸入した。自分（光顕）なんかも六歳の時既に種痘^{しゅとう}をしたが、今から67、8年も前に佐川の山奥で種痘が出来たというのは、なかなか進んだものであった』（「田中青山伯^{せいざん}」・大正6年刊）とあり、進取の精神で文教を重んじた様子^{しやう}がうかがわれる。

江戸時代の名教館は、土佐藩の藩校と競うほど充実した内容を誇る学館であったと伝わっており、家塾名教館を創設する際に^{しょうへい} 招聘した^{じゆか} 儒家山本日下家の当主が代々学頭（校長）を^{せしゆう} 世襲し教育に当たってきた。

明治維新、その後の^{はんせきほうかん} 版籍奉還を迎え、領主深尾家の位置付けや世の中が大きく変わったことにより、明治2年（1869）、名教館は土佐藩に^{けんじょう} 献上され、深尾家の経営による郷校名教館は閉校となるが、すぐに藩校の支校（分校）とされたため、学校自体の廃校は免れ、佐川の人々の^{まなびや} 学舎として存続される。

幕末時の名教館は次図のとおりで、入口は南に面して大門があり、この^{やぐらもん} 櫓門の両側の部屋も学館として使用され、習字場、軍学室があった。



【名教館の図面 - 出典：「わが町の文化財と旧跡」】

名教館の建物のうち、講堂は幅5間（約9.1m）奥行11間（約20.0m）、その正面の玄関は幅2間半（約4.5m）奥行2間（約3.6m）、深尾家家紋梅鉢紋を虹梁間に掲げている。

この建物は、廃校の後は佐川小学校の建物として一時使用され、佐川小学校の校舎が別に新設された後の明治20年（1887）に、玄関と建物の一部が佐川尋常小学校へ移築され、同校のシンボルとして在りし日の栄光を伝えていた。昭和40年（1965）、同校の大改築の際、取り壊されそうになったものを町民の尽力により記念館として同校内西北隅に移転保存されていた。しかし、文教のまちのルーツであるシンボリックな施設が一般の目に触れにくい状況にあることに対して、町民の中からも移築を望む声が出て、平成23年（2011）に佐川町歴史的風致維持向上計画の重点区域内に移設された。

当初、名教館が建てられた菜園畑には「名教館址碑」が建っている。



【講義風景の展示】



【名教館址碑】

コラム「文教の礎」^{いしづえ}

○ ^{いとうらんりん}伊藤蘭林（第1章 - 3 - (2) わが町が輩出した主な人々・参照）
名教館の教授であり、多くの門弟を育て、文教の町の礎を築いた最大の功労者の一人。その生誕地である^{めほそだに}目細谷には、町民有志の活動により「伊藤蘭林顕彰碑」が建立され、「蘭林公園」の称で親しまれる公園として整備され憩いの場となっている。



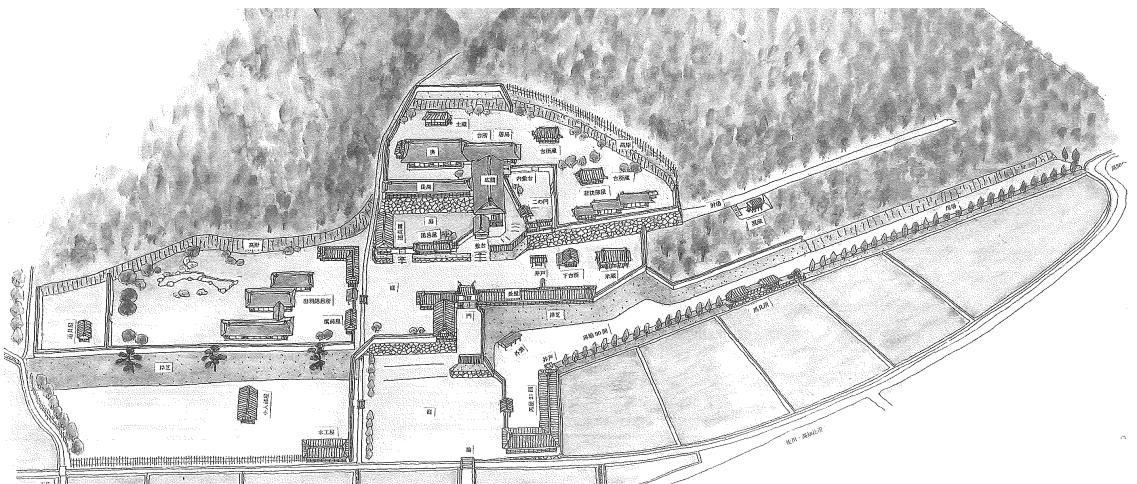
【伊藤蘭林顕彰碑】

コラム「深尾の縁を偲ぶ」^{よすが}^{しの}

○ 深尾土居邸址（ふかおどいていし）



【幕末期の深尾土居邸】



【深尾土居邸俯瞰図 - 出典：『霧生関 第48号』 - 】

佐川領主深尾氏は、幕府の一国一城令により古城山の佐川城を取り壊し、その翌年（元和2年（1616））、その東麓の磐井谷^{いわたに}の居宅と政庁を兼ねた土居屋敷で政務をつかさどった。

深尾土居屋敷の広さは、東西71間（約129.1m）、南北178間（約323.6m）で、総面積約42,000㎡の広大なものだった。

土居屋敷の周辺には、家臣たちの家が建ち並び、土佐藩筆頭家老一万石の威容を示して、以来11代、268年間、明治に至るまで、高北地域（高岡郡の北部の意味）の中心であった。



明治 2 年
 (1869) の版籍
 奉還に伴い、深尾
 領一万石は消滅し、
 土居は総て取り壊
 され、深尾氏は高
 知市へ移転を命じ
 られた。

【深尾土居邸の復元模型（縮尺 1/20） - 製作：栗田真二氏 - 】

○ 青源寺（せいげんじ）



【青源寺（春）】

青源寺（庭園が県名勝指定）は、深尾家の
 菩提寺である。同寺の裏山には深尾家歴代一族
 の墓所があり、2m 余りの豪壮な墓碑が立ち並
 んでいる。



【深尾家墓所】

○ 深尾神社（ふかおじんしゃ）



【深尾神社】

佐川領主初代の深尾和泉重良と正室、2
 代重昌と正室、以下歴代の霊位を祭る神社。
 重良の 200 年忌に当たる天保 2 年
 (1831) の翌年に創建された。創建に当
 たり美濃以来臣従する譜代家臣 18 人が
 献納した県下にも珍しい木彫の狛犬が今
 も残っている。

現在も同社で春と秋の年 2 回「深尾神社
 大祭」がおこなわれており、その際には深尾家の子孫や地元の有志 20 人以上
 が集い、深尾家の歴史に思いを馳せている。

コラム「勤王の志士」

明治維新前夜の激動の時代にも、佐川の教育を受けた若者たちの活躍があった。

文久元年（1861）、^{たけちはんぺいた}武市半平太を盟主として結成された^{とさきんのうとう}土佐勤王党の加盟者を記録した「土佐勤王党血盟者姓名簿（写）」には 192 人の名前が認められるが、その中には 12 人の佐川人が含まれていた。

やがて時代は、半平太投獄に象徴される土佐藩の勤王党に対する弾圧へと展開する。佐川勤王党の若き志士たちは、このまま座して死すよりはと、死を賭した脱藩の道を選ぶことになる。

その若者たちの名前と当時の年齢を記す。^{はまたたつや}浜田辰弥（22 歳・後の田中光顕）、^{いはらおうすけ}井原応輔（23 歳）、^{いけだいろく}池大六（28 歳）、^{なすもりま}那須盛馬（29 歳・後の片岡利和）、^{はしもとてつひ}橋本鉄猪（30 歳・後の大橋慎）の 5 人である。

脱藩の集合場所であった^{あかつちうげ}赤土峠には、昭和 14 年（1939）に「脱藩志士集合の地」の記念碑が建てられた。その題字は深尾家第 13 代深尾隆太郎の筆による。題字の上部には、後年田中光顕が詠んだ「真心のあかつち坂にまちあわせ いきてかへらぬ誓なしてき」の歌が刻されている。

この 5 人を始め佐川勤王党の志士たちは、殆どが名教館で^{くんとつ}薫陶を受けた人々である。



【脱藩志士集合の地の碑】

② 名教館から名教義塾に継承

版籍奉還・^{はいはんちけん}廃藩置県を経て、土佐藩自体の消滅により藩校が廃されたが、そこで文教の地佐川の底力が発揮される。普通なら本元の藩校が廃止されたのだから、その支校（分校）である名教館も廃止となる。しかし、有志たちの活動により「^{めいこうぎじゅく}名教義塾」として存続することが叶った。いわば民営の学校として^{よみがえ}甦った。

時の名教館教員、^{ながのりょうきち}永野亮吉、^{あさだそり}麻田反等により学業の中断を補うため「名教義塾」が開かれ、高知から英語教育のために^{ながおばいけん}長尾梅軒、^{やのはつきち}矢野初吉を招聘した。この二人は当時県下唯一の英語学者であり、文教の町佐川であればこそ、招聘に応じたのであろう。

この「名教義塾」がいつ開校したかについて、文献には正確な記載がないが、^{はいはんちけん}廃藩置県が明治4年（1871）でありその後藩校が廃されていることから、「名教義塾」の時代は学制頒布（明治5年（1872））までのわずかの期間となるが、有志により名教館精神を継続させたことは、特筆すべき画期的なことだといえる。

この頃には町民にも門戸が開かれ「日本植物学の父」として名高い植物学者^{まきのとみたろう}牧野富太郎も通っている。後に『その時分に^{よほど}余程難しい英語の書物などを平気で読んで授けられた。（中略）この英語の早く佐川に入って居たということは後になって小学校の授業の時など大分利益があった。比較的正確な材料を佐川の学校では使っていた』（『霧生関第25号』・明治44年刊）と記している。

しかし、明治7年、新しく制度化された学制により佐川小学校（^{めいこうがくしゃ}名教学舎）が創設されると「名教義塾」は廃校となり、100年を越す歴史の幕が下ろされた。なお、公教育となって当初は「名教学舎」の呼称であったが、明治8年（1875）、校称は地名を以て表すべき、との明治政府の通達があって以後、佐川小学校と改名された。

③ 「^{せいざんぶんこ}青山文庫」に文教の継承

I 寺子屋教育

江戸時代末期になると、士分以外の人々にも教育に対する^{どうけい}憧憬と熱望は広がり、私塾では士族子弟とともに平民も授業を受けた。これは、伝統の名教館に学んで、学問を身につけた士族が私塾を開く事例が多かったため、藩政末期から小学校令以前の佐川の寺子屋教育はとくに高揚した。

児童が 8, 9 歳位になると、勉学に心ある父兄は年の初めに子どもを伴って、師匠の家に洒肴など携えて入門を願い、正月 17 日に習い初めという入門式をおこなって師弟の契りを結んだ。

授業は五つ時（午前 8 時）に始まり、八つ時（午後 2 時）に終了した。就学は 8 歳頃から 14 歳までの間でまちまちだったが、授業時間中に居眠りでもすると、兄弟子から顔に習字の墨を塗られる罰を受けた。

寺子屋教科の中で多く使われたものは「^{おうらいもの}往来物」で、土佐国産往来、商売往来、地理名勝往来などであった。少し進むと小学、大学、^{ちゅうよう}中庸、孟子などの素読となった。女子には女小学、女大学などの読習があった。

この寺子屋教育の佐川での始まりの時期については、『佐川町史』等の文献にも定かには記されていないが、一般的には「寺子屋」は室町時代末期にでき、江戸時代中期（18 世紀前半）に広まったと言われていることから、佐川でもそれに準じて考察すると、地方であるため多少の時差は生じることを考慮して、江戸時代中期又は後期に次第に盛んになり、幕末（1850～60 年代）から学制頒布の明治 5 年（1872）の間までが特に盛んになったと推測される。

注釈：^{おうらいもの}「往来物」

平安時代後期から明治時代初頭にかけて、主に往復書簡などの手紙類の形式をとって作成された初等教育用の教科書の総称。

II ^{がくもんむら}学問村

大正 7 年（1918）建立の「学問村の碑」には、明治新時代を振り返り、そのころの青少年の学問探究の熱意が刻まれている。碑文には『^{とりのす}鳥ノ巣に下士の武家 18 戸あり、山崎正寛（読み不明）、^{ながの ちかすけ}永野親亮、^{よしもとじゅんきち}吉本順吉の三先学（いずれも名教義塾教授）とともに^{やがくかい}夜学会を開き、勉学に勤しむこと数年、人々は学

問村と称した。人生は無常であり山河もまたうつろう。世に伝えるためにここに刻み、後人に学問の大切さを告げる』(原文は漢文・口語訳：土居香国)とある。

藩政末期、鳥ノ巢には18戸の武家が居住。全て下土級の^{こじゅうしよく}扈從職以下であった。しかし、この人たちが事実上の領政を担っていた。

明治新政府となって、上士の大部分は高知市へ転居したが、郷里にとどまって後輩の育成に当たったのが先述の三先学であった。いずれも下土から登用されて名教館の教授となった人々である。こうした名教館の先達の薫陶を夜学会で受けた門下生は、いずれも明治、大正時代に教員、医師、政治家、官僚とそれぞれの道を栄進して、日本の新時代を築く活躍をなしている。



【学問村の碑 - 下から望む - 】



【学問村の碑】

Ⅲ ^{せいねんやがくかい}青年夜学会

尋常小学校6年、若しくは高等科2年の課程をもって普通に教育年限の終了とした昭和初年頃までは、小学校教育の補習並びに社会的教養を身に付ける勉学の唯一としたものは、各町村校下又は集落単位の青年夜学会であった。青年夜学会は、夜間に小学校や集落公会堂に集まって勉学した。その教師には名教館で薫陶を受けた者を始めとして、小学校教師や^{とくがくしゃ}篤学者、^{そんり}村吏があたった。佐川には夜学会が数多く作られ、文教の伝統と当時の青年の向学心がうかがわれる。

それらの夜学会の一端を列挙する。

☆ () は、創立年。出典：全て『佐川町史下巻』

- ・黒原夜学会共立社 (明治15年) ・尾川共愛会 (明治16年) ・佐川公正社 (明治16年) ・佐川私立英学舎 (明治19年) ・尾川英進会 (明治20年)
- ・佐川奨学会 (明治20年) ・佐川理学会 (明治22年)

IV ^{さかわどうしかい} 佐川同志会

明治 29 年（1896）、佐川高等小学校（現在の佐川中学校・以下「佐高小」）の卒業生や地元の若い有志を中心に組織された団体。その多彩な活動は、佐川の教育に大きな影響を与えた。その中でも特筆すべきは、「佐川同志会奨学金二関スル規約」と「佐川同志会文庫規則」をつくって、その愛郷、愛校心を具体的に実践したことである。

奨学金の規約にはこうある。

「第一条 本奨学金ノ目的ハ初等教育ノ完了ヲナラシムニアリ

第二条 本奨学金ハ寄附ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 …尋常小学校卒業生徒中学力品行共ニ優等ニシテ家計ノ都合ニヨリ高等小学校へ入学シ得ザル者ニ学費ヲ給与ス」

また、文庫規則は、同志会が提供した書籍の文庫を佐高小内に設置し、生徒たちの勉学の用に供することを目的としていた。これも文教の町ならでの奨学精神の表れである。

V ^{きくすいかい} 菊翠会

昭和 13 年（1938）、田中 ^{たなかゆする} 遜氏（田中光顕養子）の多額の寄付金によって、佐川小学校講堂、佐川高等女学校家庭科教室などが建築された。その後、寄付奨学資金運営のため「菊翠会」が創立され、青少年教育の育英に資した。昭和 54 年（1979）に解散されたが、その間多くの優秀な青少年を育成した。

VI ^{せいざんかい} 青山会

大正 14 年（1925）、田中光顕の寄付を元手にその雅号 ^{せいざん} 青山をとって「財団法人 ^{せいざんかい} 青山会」が組織された。そして「川田文庫」を「青山文庫」と改称し、青山会の理事により文庫の管理、運営をするようになった。

昭和 38 年（1963）、青山文庫が高知県に譲渡されて県立郷土文化会館の分館となってからは、青山会は、後に残された旧川田文庫の図書を蔵する旧青山文庫（（3）歴史的建造物 - ①佐川文庫庫舎（旧青山文庫） - を参照）を「佐川文庫」と改称して、これの保存、管理に努めた。

昭和 53 年（1978）、佐川文庫が佐川町に譲渡されて郊外にある佐川町総合文化センターの敷地内に民具館として移築されたことから、青山会は存続

の必要がなくなったため、半世紀にわたった郷土の文化的先端の組織を解散した。

Ⅶ 明治、大正、昭和の佐川の俳壇・歌壇・詩壇

文教の地として、明治・大正・昭和の各時代、俳句・短歌・詩に関わる人々の活動は隆盛であった。結社の名称等紹介する。

俳壇	明治	「時雨会」「其門の集い」
	大正	「正正社」「有楽会」「橘会」「せせらぎ吟社」
	昭和	「曲水支社」「ぬなわ句会」「高北俳句同好会」「河鹿俳句会」「青山句会」
歌壇	明治	「狂歌の集い」「鎮花の観楓」「勤王観月会」
	大正	「蘭燈詩社」「愧恨詩社」「南人支社」
	昭和	「短歌芸術支社」「高知歌人支部」
詩壇	明治	俳句、短歌のように結社の活動はなかったが、詩集出版等の活動が見られた。
	大正	
	昭和	農民運動の詩人として知られる ^{たむらおとひこ} 田村乙彦（佐川町出身）の機関誌「田園の花」の活動などがあつた。

これらの文化活動の代表的、かつ、集大成的なものが、次に紹介する「霧生関」^{きりゆうげき}である。

Ⅷ 霧生関^{きりゆうげき}

明治期から昭和期にかけて、佐川人の文教精神の発露は、文化・文芸活動等に向けられた。

明治22年（1889）、当時の高知尋常中学校（現在の追手前高交）に在学する佐川出身の学生達によって「切塞会」^{きりうさぎかい}が結成され、機関誌として「切塞」が創刊された。当時20人ばかりだった会員の作品や、有志の寄稿した論文、随筆、史談、文芸、小説などで編集された。明治31年になり会員も増加したので、会費と町内有志の寄附により、第10号から活版印刷とし、誌名を『霧関』^{きりうさぎ}と改めた。

明治33年（1900）、田中光顕伯の肝いりによって、在京佐川町出身学生の寄宿寮として、「麗沢舎」^{れいたくしや}が設立された。そこで、在京学生と郷土出身有志、

在郷有志と学生の 4 者の交流を図るために、毎年 1 回機関誌を出すことになり、『霧関』を譲り受け『霧生関』と改めて、第 16 号から発行した。掲載は、やはり名教館出身者の作品が多かった。以来大正 11 年（1922）33 号まで年 1 回発行し続けた。その内容はバラエティに富み、論説、学芸、文学、伝記、随想など佐川の古老から若者まで、時には田中光顕、牧野富太郎、^{ひろい いさみ} 広井 勇を始めとした佐川先達が寄稿した。

発行停止となった理由は、大正 12 年（1923）の関東大震災により「麗沢舎」が焼失し、発行どころではなくなったことと、メンバーの死亡、老齢化もあり再開までには到らなかった。

その後、昭和 55 年（1980）に、かつての意志を受け継ぐ形で「佐川史談会」により復刊、以来連綿と発行し続けている。そのバックナンバーを揃えたら、佐川の歴史全てが分かるというほどの充実したものである。



【霧生関】



【復刊
霧生関】

佐川小学校、佐川中学校の校歌には、文教精神の継承が^{にょじつ}如実に表れている。作詞は土井晩翠（夫人八枝が佐川町出身）、作曲は外山国彦（^{とやまくにひこ}声楽家・佐川町出身）である。それぞれ文教精神が表れている詞を抜粋して紹介する。

- ・ 佐川小学校 - 名教館の昔より 学びの道にほまれある
佐川の里に生ひたつ子…
- ・ 佐川中学校 - ああ わが佐川 文教の
ほまれいみじき うまし里…

コラム「校歌にも文教」

(3) 歴史的建造物

① 佐川文庫庫舎（旧青山文庫）（町指定有形建造物）

次に紹介する「佐川町立青山文庫」の前身ともいえる施設である。

明治19年（1886）に、須崎警察署佐川分署として上町（現在地）に建てられた県下最古の白亜の木造洋館である（「わが町の文化財と旧跡」による）。

木造二階建寄せ棟造り棧瓦葺。建築面積60.60㎡。基礎部分には切石を使用しており、上部に木造二階建の構造が乗る。正面側は5間で、出入り口部分にガラス戸の両開き戸を入れ、その両側に対称的に上げ下げのガラス戸が付き、それぞれには外側に鎖状の開き戸が取り付けられる。

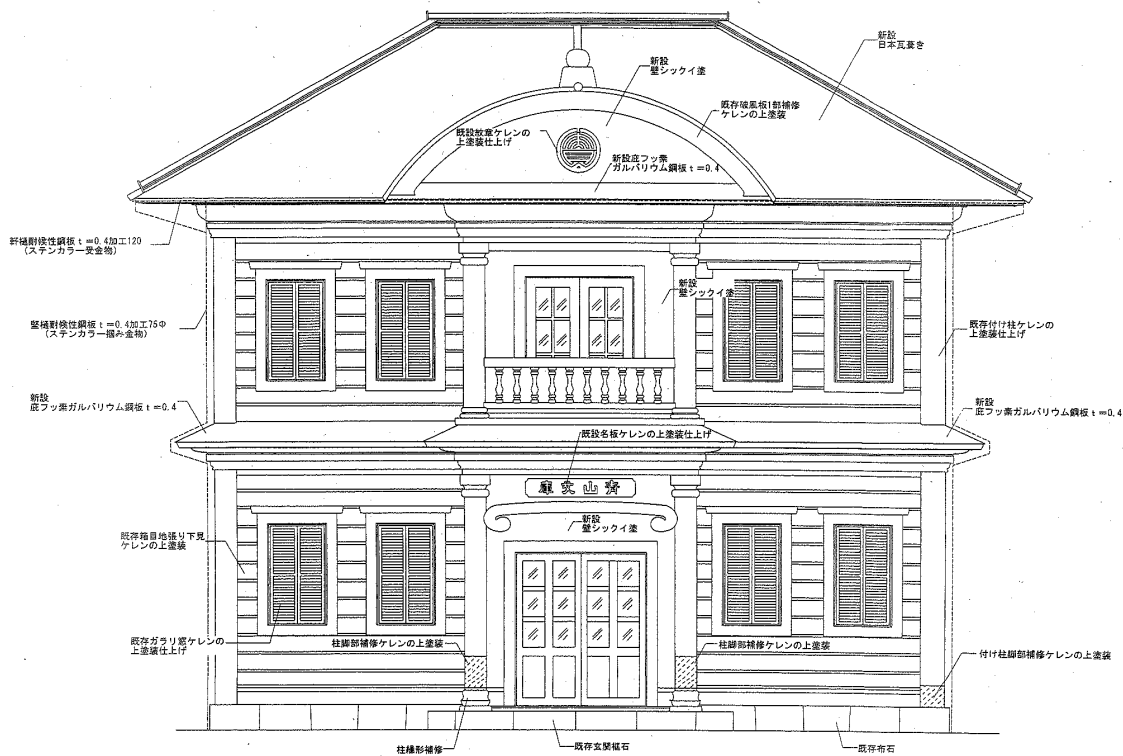
二階も同じ意匠だが、特に印象づけるものは正面入口の一階の出入り口屋根を兼ねた二階のテラスで、二階のアーチ状屋根、一階正面の「青山文庫」の看板が乗った高梁、二階ベランダの手摺り、一階と二階の円通形通し柱などは、この建築の意匠として大きな特徴を出している。

昭和5年（1930）には、青山文庫の「会堂兼特別閲覧室」として利用するため、西町に移築された。昭和53年（1978）、民具館として活用するため、郊外にある佐川町総合文化センター敷地内に再移築された。

平成21年（2009）、元の位置に復元して欲しいとの町民からの声も挙がり「歴史まちづくり事業」により上町に再々移築した。



【佐川文庫庫舎】



【佐川文庫庫舎正面図 - 出典：『平成 21 年度佐川町文化財建造物調査』】

② 佐川町立 ^{せいざんさんこ} 青山文庫

昭和 38 年（1963）、奥の土居に博物館として建築された。当初は、「高知県立郷土文化会館分館青山文庫」として開館した。鉄骨造・地上 1 階・延べ床面積 494 m²。展示室が大と小の 2 室。収蔵書庫が 1 室。その他玄関ホール、事務室等の構成となっている。

この「青山文庫」の敷地は、第 1 章 - 3 歴史的環境 - (2) わが町が輩出した主な人々 - で紹介した土方寧 ^{ひじかたやすし} 邸があったもので、江戸時代中期の美しい回遊式庭園が今も残っている。

昭和 63 年（1988）、高知県は、青山文庫の運営を佐川町に委託。平成 3 年（1991）、高知県は、青山文庫を佐川町に譲渡。その翌年、「佐川町立青山文庫」として再開館して現在に至る。

また、明治維新から 150 年の節目の記念として、平成 29 年 3 月 4 日から高知県内全域で「幕末維新博」^{ばくまつ いしんはく} が開催された（会期：平成 31 年 1 月 31 日まで）。「青山文庫」も会場の一つになったこともあり、また、建物も老朽化し

てきたことから、平成 28 年度に耐震改修工事をおこなった。その際に耐震改修に併せて、玄関の自動ドア化、外壁改修、展示ケースの一部新調等の施工もおこなっている。



【佐川町立 青山文庫】

③ まきの こうえん 牧野公園

明治 35 年（1902）に、佐川町出身の世界的植物学者^{まきの とみ たらう}牧野富太郎博士が、この時まだ高知県にはなかったソメイヨシノの苗木を郷里に送り、それを有志が^{おく とい}奥の土居（現牧野公園）に植樹した。これを契機に、奥の土居は、桜の名所となっていく。

その後、大正初期～昭和初期に桜は見頃を迎え、大人数の^{かんおう}観桜客で賑わった。



【花見の様子（大正後期）】

しかし、太平洋戦争時、桜は食糧増産の犠牲^{ぎせい}となり全て伐採され、公園は開墾地となった。

昭和 31 年（1956）、荒廃した公園を今一度甦^{よみがえ}らそうとしたのが、地元の人々であった。1,000 本以上の桜の苗を植え、桜復活に取り組み始めた。

昭和 33 年（1958）、牧野博士の名を冠して、牧野公園と名付けられた。

牧野公園は、平成 2 年（1990）、公益財団法人日本さくらの会創立 25 周年記念として「日本桜の名所 100 選」に選ばれた。



【牧野公園】

(4)「文教」の精神を継承する人々の活動

「歴史まちづくり法」で定義する歴史的風致の構成要素の一つである「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」に触れる。

それは、「^{せいざんぶんこ}青山文庫にみる文教の歩み」と「^{せいの}牧野博士から継承する文教の歩み」の2つである。

① 青山文庫にみる文教の歩み

I ^{かわだぶんこ}川田文庫

名教館が文教の町のルーツであるとすれば、「青山文庫」は文教の歴史の果実といえる施設である。

青山文庫の歴史は、明治43年(1910)、当時の佐川郵便局長^{かわだとよたろう}川田豊太郎が私費をもって自宅(現佐川郵便局)内にあった^{さんしつ かいこ}蚕室(蚕を飼う部屋)の2階に高知県初の私設図書館「川田文庫」を設立したことに始まる。

一般公開された蔵書は、宗教・哲学・歴史・地理・伝記・数学・農業・商業・工業・文学など多岐にわたり、本の他に考古分野(化石・出土品などの標本)の展示も行われるようになった。



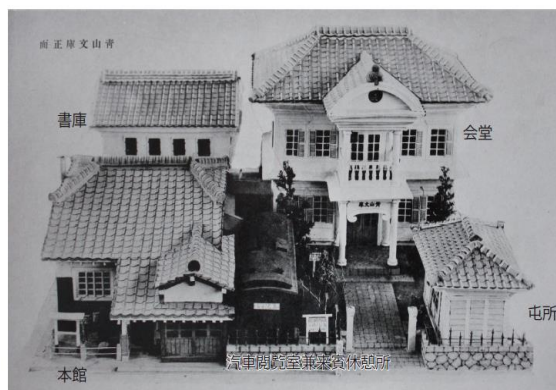
川田文庫玄関



川田文庫内の様子(右は川田豊太郎氏)

II ^{せいざんぶんこ}青山文庫

大正14年(1925)、川田の活動に感激した佐川出身の^{たなかみつあき}田中光顕による基金7,500円と蔵書1万数千冊の寄附を受けたことにより、運営体制をより本格的に改め、「本館(木造瓦葺洋風平屋、建坪28坪)」と「書庫(木造瓦葺2階建土蔵、建坪24坪)」を建築し、新しく財団法人^{せいざんかい}青山会が運営する「青山文庫」として



青山文庫全体(後方に郷土博物館と宝庫兼陳列館があった)

開館した。ちなみに「青山」は、田中光顕の
がごう
雅号である。

これ以降、田中光顕が収集した勤王の
しし
志士たちの遺墨コレクションや、田中が
かし
下賜された皇室関係資料など、貴重な資
料が次々と佐川に集積され、青山文庫は
図書館として活動しながら博物館要素を
強めていった。昭和5年（1930）には、
上町にあった佐川警察署の庁舎を譲り受
け「会堂兼特別閲覧室（木造瓦葺洋風2階
建、建坪36坪）」が移築され、昭和7年
（1932）には、「夜警屯所」や「汽車閱
覧室兼来賓休憩室（汽車2等客車）」が設
置された。さらに、昭和9年（1934）に
は「宝庫兼陳列館（コンクリート造2階建
倉庫、建坪64坪）」と「郷土博物室（木
造亜鉛板葺洋風平屋建、建坪10坪）」が
完成し、青山文庫は次々と発展していっ
た。

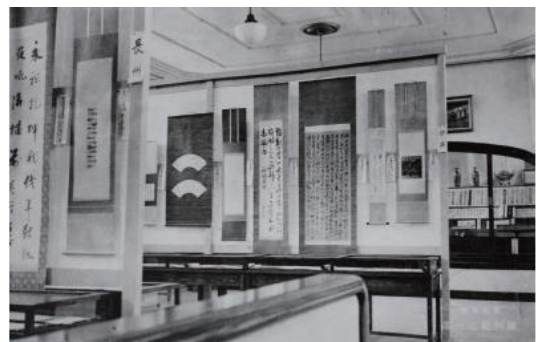
しかし、戦前・戦中の世相の変化により
経営が困難となったため、昭和22年
（1947）、運営を佐川町に委託。昭和27
年（1952）、青山文庫は、博物館相当施
設に指定される。昭和34年（1959）、
佐川町は、町出身でその生涯を『セルボ
ーンの博物誌』の翻訳と研究に捧げた
にしたにたいそう
西谷退三の蔵書コレクションを一括購入
し、青山文庫に収蔵した。このコレクショ
ンは、和書と洋書を合わせて約10,000
冊にものぼり、『セルボーンの博物誌』や『解体新書』、ダーウィンの『種の起
源』の日本最初の和訳本など、多数の稀少本きしょうほんを含んでいる。



宝庫内の皇室関係奉安庫



汽車閲覧室



宝庫内の陳列の様子



宝庫内の勤王偉人室

現在の青山文庫は、開館当時から蓄積されてきた幕末維新期の貴重資料を中心とした歴史系博物館として佐川町が運営している。

収蔵資料の大多数は田中光顕やその子孫から寄附された「田中文庫・田中家寄贈資料」であり、この中に「田中光顕収集コレクション（通称「志士たちの遺墨」）が含まれている。

この他には、前記の西谷退三の蔵書コレクションが「西谷文庫」としてあり、また、江戸時代の佐川領主深尾家にまつわる資料群である「深尾家関係資料」がある。群としてのまとまりに欠けるものの、幕末から近代にかけての様々な資料を数多く収集している。

以上、「青山文庫」はその収蔵する史料の価値が非常に高いことから、よそから多くの歴史研究家などが来訪するが、「佐川史談会」や「古文書研究会」、その他歴史愛好家など町内の人びとも史料研究や会合の場としてよく活用しており、いわば文教のサロンともなっている。こうして人びとが集う過程で、郷土史の不詳部分の解明、新史料の発見等様々な成果を生んできたが、その中でも特筆すべきは、文庫の学芸員が中心となり、ここに集う人びとの協力の下に編纂した『歴史街道佐川』の出版である。この本は、深尾氏のルーツ他佐川町の歴史、日本史の視点から見た佐川史など、綿密な研究を下地に多角的かつ重層的に記されており、平成10年と18年の2回にわたって出版された。



【『歴史街道佐川』】

左：H10年刊・右：H18年刊

伝統の再興も行われている。佐川ならではの料理の研究をしている有志のグループが、青山文庫の史料を基に、深尾時代からの伝統的な菓子である山椒餅^{さんしょうもち}を往事の調合を調べて復活し、商品化した。また、深尾家正月^{のりぞめ}馭初料理献立の長巻を調べて、その献立を再現する試みなども行われている。

「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」においても、文教の歴史を体現する県下最古の木造洋館としての価値性から、歴史家や建築家の研究対象となっており、その内部・外観等の調査が系統的におこなわれている。

また、住民の絵画、写真、詩歌等の発表活動の場所としても頻繁に活用されている。



【青山文庫展示室】

こうした青山文庫の文教サロンの伝統は、既に記した人々の様々な取り組みから継承されてきたものである。

② 牧野博士から継承する文教の歩み

I 佐川理学会

(2) ③「青山文庫」に文教の継承 - Ⅲ青年夜学会 - でも触れたが、教育の課程がまだ不十分であった昭和初年頃までは、小学校教育の補習並びに社会的教養を身に付ける勉学の唯一としたものは、各町村校下又は集落単位の青年夜学会であった。青年夜学会は、夜間に小学校や集落公会堂に集まって勉学した。佐川では青年夜学会が数多く作られた。文教の伝統と当時の青年の向学心がうかがわれる。

それらの青年夜学会の中で特筆すべき団体は、「佐川理学会」である。これは、佐川町出身の世界的植物学者^{まきのとみたろう}牧野富太郎が、青年時代に発足した団体である。明治22年(1889)の設立で、牧野富太郎が27歳のときである。牧野富太郎は、22歳で上京し、東京大学理学部植物学教室への出入りを特別に許され、

以後、東京と高知を度々行き来しながら、植物分類学の研究に打ち込んだ。このため、設立は上京5年後のときである。これも故郷への功績の一つである。

佐川理学会は、郷里の子どもたちの文化向上や科学教育の普及を図るため発足したもので、会員は数10人、牧野富太郎が会長となって植物採集会や研究活動などをおこなった。

ちなみに、青年夜学会の中の「佐川私立英学舎」も青年時代の牧野富太郎らが提唱して設立したもので、会員100人以上、内30人が女子会員であった。

こうした牧野富太郎の植物や郷里への熱い思いが、その影響を受けた人々に活動として引き継がれていく。

Ⅱ と き ぶん か こうじょうかい 土佐文化向上会

牧野富太郎博士を敬愛する水野 みすのすすむ 進氏が、昭和20年代から主宰した科学研究の勉学同好会である。

水野進氏は、大正15年(1926)佐川町に生まれた。役所勤務の傍ら、地元佐川の青少年のための研究会を立ち上げ、熱心にその世話をし、その間に縁を結んだ牧野博士の功績 こうせきけんしょう 顕彰を平成26年(2014)に高齢で亡くなるまで続けた。佐川における牧野博士の生き字引的な存在であった。

水野氏と牧野博士との縁は、水野氏が昭和22年(1947)に設立した「かわぶん か こうじょうかい 佐川文化向上会」の最高顧問を依頼したことに始まる。この会は、「これからの日本を担う青少年たちが、郷土が誇る偉人たちを手本として勉強に励み、文化の向上に努める」ことを理念としており、牧野博士が同じ趣旨で明治22年(1889)に創立した「さかわり がくかい 佐川理学会」(前記)の後身となるべく設立されたものである。

牧野博士が最高顧問となった翌年の昭和25年(1950)には「と き ぶん か こうじょうかい 土佐文化向上会」と名称を改め会の規模を大きくし、牧野賞、水野賞、深尾賞などの各賞を設置し、勤勉な青少年たちの表彰事業もおこなった。

また、牧野博士の生誕地記念碑の建設や、功績を紹介する「牧野先生資料展」などを各所で開催するなど、博士の功績顕彰事業を次々と実施した。

数10人の会員は毎月集合し、植物採集、化石採取、史蹟探求、読書会などを開いて研究を深めた。その他、機関誌の発行、会歌や牧野博士を讃える歌の制作などの活動を続けた。

そして、この「土佐文化向上会」の取組は、牧野博士への敬慕の情を同軸にしつつ、それにまちづくりの視点を加えて、現在の牧野公園での、ボランティア等の手による桜や牧野博士ゆかりの植物の植栽活動等に、その活動形態は違えども連綿と繋がっている。



牧野博士を訪問した土佐文化向上会の会員たち（個人蔵）

【前列左：牧野博士・前列中央：水野進氏】

さかわおうじゅかい コラム「佐川桜樹会」

○ 大正3年（1914）、大正天皇即位の大典記念事業の一つとして、奥の土居（現牧野公園）を含む町内のいたるところに、ソメイヨシノの苗 1,300 本が植えられた。その折、将来の桜郷を夢に描き「佐川桜樹会」が結成されている。

※ 右の写真は、昭和初期に撮られた「佐川
桜樹会」植樹の成果の一つ「一目千本桜」。



【和楽園から霧生関を望む】

Ⅲ 牧野公園ボランティア

現在、牧野公園では、老朽化した桜の更新をおこなうと共に、牧野博士にゆかりの山野草を植栽し、その再生に取り組んでいる。その主役が住民ボランティアである。

『みんなで育てる牧野公園』をキャッチフレーズに、牧野博士ゆかりの植物を中心に種子から育成・植栽し、みんなの力で牧野公園を作り上げていこうとしている。購入に頼らず佐川町周辺や公園内から採種し、佐川町民が育てた苗を植栽していくというのが、この取組の大きなポイントである。扱う山野草には、スズムシバナ、タニジャコウソウ、バイカオウレン、ユキワリイチゲといった植物のほか、絶滅危惧種なども含まれている。

主役は、「牧野公園はなもり C—LOVE」が母体となり、その中に「佐川びじんれん人連」「NPO 法人佐川くろがねの会」や「チーム田村^{たむら}」などの団体が所属するボランティアを中心とした人々である。毎週定例的に決めた作業日に集まり、楽しみながら作業をおこなっている。

また、子どもたちも含めてより多くの人に関われるようにと、年間 10 回前後のイベントも開催している。例えば、「中学校での種まき・鉢上げ講習会」「保育園児との植栽会」「みんなで育てた山野草の植栽会」「秋の山野草散策とアサギマダラ観察会」などである。

現在、これらの活動に携わっている人々は、約 350 人にのぼる。

こうした活動の成果として、牧野公園には、約 30 種の桜と 300 種を超える牧野博士ゆかりの山野草が生育している。多種の桜の植栽は、2 カ月間ほどの長い期間花見を楽しんでもらおうとの思いからである。



【山野草の植栽会 - 集合写真】

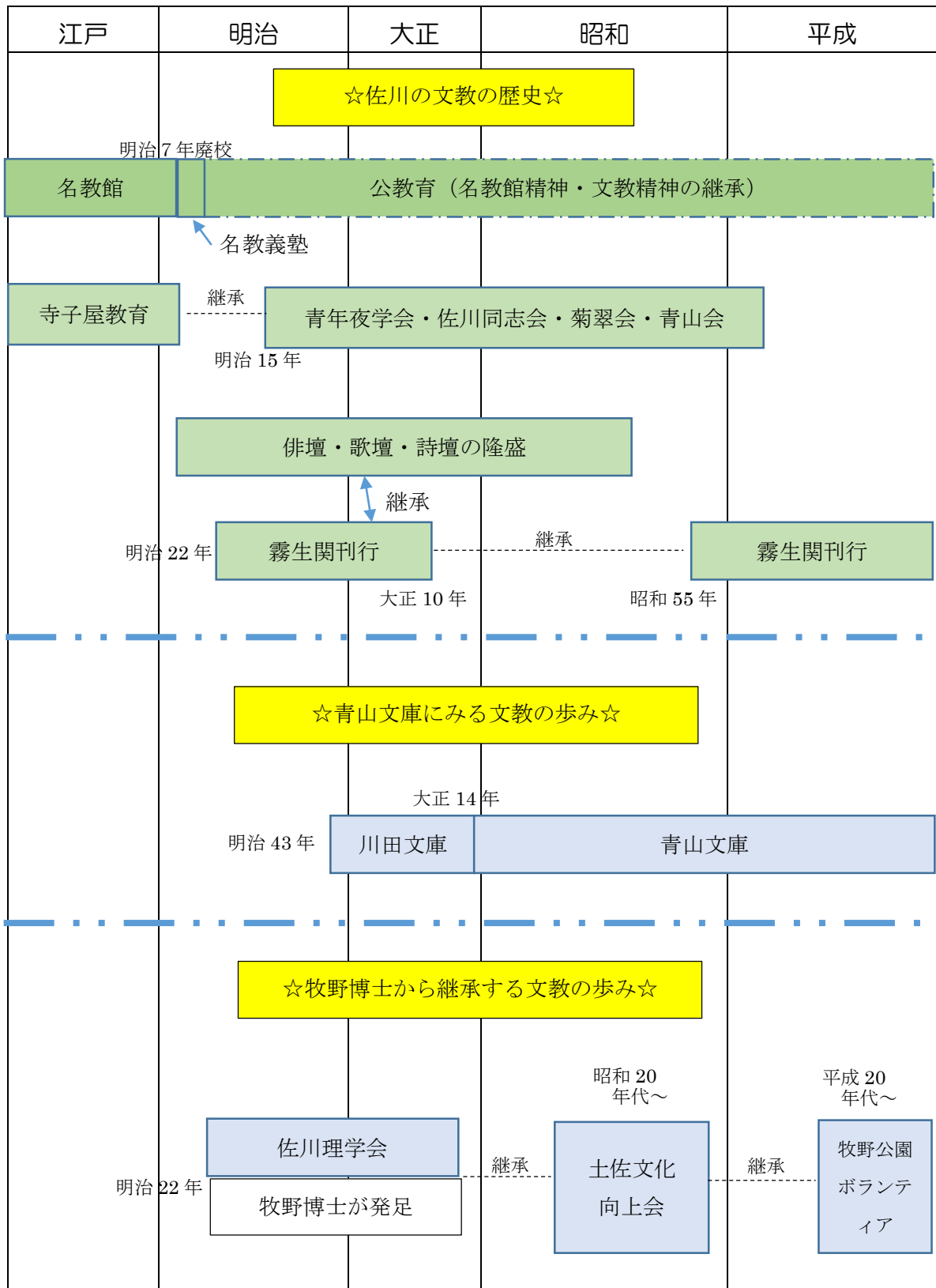


【上4枚：ボランティアの作業風景】



【上2枚：ちょっと休憩タイム】

図：文教の精神を継承する人々の活動の推移



(4) おわりに

佐川領主深尾家の文教施策が、名教館を中心の舞台として根付かせた文教精神は、時代を通じて継承されている。文教の活動は、ある時は「青山会」となって、ある時は「土佐文化向上会」となって、また、ある時は「霧生関刊行」として、バトンタッチされてきた。

これらの活動を1本の線で繋いでいるのが文教精神である。そして、この文教精神のバックボーンにあるのが名教館精神である。

それぞれの時代の各活動に関わった佐川の人々は、熱い思いと誇りを胸に、文教を次の世代へと継承してきた。そして、それが文教の歴史的風致を醸し出してきた。

これが現在の文教の町・佐川町である。



【文教が醸し出す歴史的風致エリア】

2. 「古城山」にみる歴史的風致

(1) はじめに

佐川の中心部に位置する上町地区の南側には、古城山と呼ばれる山がある。この古城山には、文字通りかつて山城(佐川城)が存在していた。

古城山の北面の一部にあたる位置に牧野公園がある。この牧野公園は佐川城郭の一部であり、追手口(城の表口)であった。現在は桜の名所として町内外から親しまれ、桜の季節には多くの観光客で賑わっている。町の中心部に高くそびえる古城山の一面が、限られた期間さくら色に塗りかえられる風景は、佐川ならではの風情を醸し出している。

牧野公園が桜の名所として知られ始めたのは明治35年(1902)頃であるが、「佐川の桜」の始まりは、文化・文政年間(1804~1831)だといわれている。牧野公園と並び、和楽園や春日川沿いの桜並木は桜の名所として知られており、その他にも「佐川のまち」ではいたるところで桜を目にすることができる。佐川の桜は長い年月を経て、「桜のまち」をつくりあげてきた。



【牧野公園を有する古城山】



【花見客で賑わう牧野公園】



【春日川沿いの桜並木】

佐川が輩出した偉人の一人である世界的植物学者^{まきのとみたろう}牧野富太郎博士は、古城山^{ふるもと}の麓の上町地区に生まれた。前述の牧野公園が桜の名所として知られ始めるきっかけとなった人物が牧野富太郎博士である。牧野富太郎博士は、青年期まで古城山をはじめとする近郷の山々をフィールドに植物採集を楽しんでいた。後に、「植物の父」として世界中から敬愛される植物学者となった。当然、佐川でも多くの人々から敬愛され、佐川の偉人の中でも、最も身近で、最も愛され続けている人物である。

このように、佐川町は古くから植物にゆかりがあり、その伝統は受け継がれ、現在も佐川町に根付いている。

(2) 歴史的建造物

① 佐川城跡^{さかわじょうせき}

「佐川城跡」は、桜の名所として有名な^{まきのこうえん}牧野公園を内包する古城山に位置する。戦国時代は、土佐を統一した^{ちょうそがへ}長宗我部家の筆頭重臣^{ひさたけ}久武^{きよぶ}氏の居城であった。関ヶ原の戦いを経て、徳川家康より命を受けた^{やま}山内一豊^{うちかつとよ}の新領地土佐への入国時に、その筆頭家老^{ふかお}職深尾^{いすみしげよし}和泉重良が大^お名格である佐川城付一万石を領地とすることになったことから、久武氏から城を明け渡され深尾の居城となった。

しかし、^{げん}元和元年(1615)の徳川幕府の^{いっこくいちじょうれい}一国一城令により、城郭、城壁、建造物などことごとく取り壊し、一部石垣のみが残ることとなり、まさにその名の通り古城山となった。



【佐川城跡 石垣】



【牧野公園内 豎堀跡】

佐川城は、古城山の地形を活かした南北に延びる山城で、城の本丸に当たる詰ノ段は堀切を隔てて南北に分かれている。標高 200.4m の本丸跡を示す標柱の建つ場所が詰ノ段（南）で、伝・櫓跡と地山の根石が残っている。詰ノ段（北）は、土塁と土塀基礎、東面下には唯一石垣が残っており、斜度 65 度で高さ 2.5 m、長さ 16.2m あり、北部隅角は算木積みで北端とし、石垣の石材はチャート（堆積岩）を主とした 5～8 段の野面積みである。

② 牧野公園

明治 35 年には牧野富太郎博士によりソメイヨシノの苗木が送られ、奥の土居（現牧野公園）に植樹されたのを契機に桜の名所となった。

昭和 31 年（1956）戦後荒廃した奥の土居を復活させようと、地元の人々による植樹活動が行われ、昭和 33 年（1958）に牧野公園と名付けられた。



【花見客で賑わう牧野公園】



【牧野公園】

③ わらくえん 和楽園

明治42年(1909)、当時の佐川郵便局長川田豊太郎かわたとよたろうが私有地を提供して和楽園がつくられた。和楽園には多くの桜が植えられ、奥の土居の桜とともに名所の一つとなった。

大正3年(1914)、帝国桜花会の調査する名所・名木に、県ならびに郡役所の報告によって、霧生関公園、奥の土居遊園地、和楽園を併せた佐川の桜が「日本桜譜」の中に列し、桜の名所として広く知られるようになった。

戦後、一度は荒廃してしまっただが、商工会を中心とした地元の人々によって植樹活動などが行われ、昭和30年代には牧野公園とともに再び桜の名所として復活した。



【和楽園】

④ 牧野博士の生誕地記念碑

牧野富太郎は佐川を代表する偉人であり、「日本植物学の父」として世界中から敬愛される存在である。牧野博士を顕彰する「土佐文化向上会」の活動の一環として、昭和27年4月(1952)博士の生誕地に記念碑が建設された。



【牧野博士の生誕地記念碑】

(3) 活動

① 桜のまち佐川を守る活動

佐川町は「桜のまち」として町内外から親しまれている。佐川町の桜の始まりは、深尾家臣で名教館教授としても仕えた岩神楽只仙いわがみらくしせんからといわれている。

文化・文政年間(1804～1831)、彼は自らの食しょくろく禄を割き報酬として人びとに与え、霧生園に桜を植えさせ、花の遊園地を作った。以後佐川は「桜のまち」となり、明治4年に書かれた「佐川土居図」では土居屋敷の周りに桜の木が数百本も植えられているのが確認できる。



【佐川土居図】

明治期、青源寺せいげんじ愚ぐ仲ちゆう和尚おしょうや牧野富太郎博士らによって奥の土居(現牧野公園)や和楽園は桜の名所となった。その後、大正初年には、大正天皇即位の大典記念事業の1つとして、町内のいたるところにソメイヨシノ1,300本を植樹し、将来の桜郷を夢に描いて「佐川桜樹会」さかわおうじゆかいを結成しその育成につとめた。この桜が見頃となった昭和10年代まで、桜は佐川の名物であったが、戦時中の食糧増産や樹齢老朽などにより、奥の土居(現牧野公園)



【佐川の夜桜】

や和楽園は荒廃してしまった。しかし、商工会を中心とした地元の人々によって、牧野公園や和楽園に桜の若木が植栽され、昭和30年代後半には、再び花見客でにぎわう「桜のまち」を取り戻した。

こうした住民の活動により、平成2年、牧野公園の桜は公益財団法人日本

さくらの会創立25周年記念として「日本桜の名所100選」に選ばれた。現在でも「桜のまち」佐川は健在であるが、桜（ソメイヨシノ）の寿命は50年といわれているため、牧野公園や和楽園では住民有志による植栽・手入れ等の活動が続けられている。毎年、花見の季節になれば商工会や観光関係者などが集まり、牧野公園、和楽園、春日川沿いにぼんぼりを設置し、住民主体でお花見を盛り上げている。また、牧野公園内には売店を開設し、軽食や地酒が販売され山全体が華やいだ雰囲気にも包まれる。平成26年からは、牧野公園リニューアル事業の一環としても住民と行政が一体となって「桜のまち」佐川を守り続けている。

佐川の桜には長い歴史があるが、これは、この地に住む人々が桜を町のシンボルとして大切に育ててきたからである。公園や川沿いなど、町内のいたる所で桜を目にすることができる。中でも、「日本の植物の父」牧野富太郎の名を冠した牧野公園は、自他ともに認める桜の名所であり、公園とその背景となる佐川城跡が一体となった古城山の風景は、風情ある風致を生み出している。



【賑わう夜の牧野公園】



【街中に飾られたぼんぼり】

② 牧野富太郎博士を顕彰する活動

牧野富太郎博士は、青年時代に佐川私立英学舎（明治19年）の設立に関わった。また、牧野富太郎博士は佐川理学会の会長となり、理科学の研究や植物採集会を行った。このように、牧野富太郎博士は研究者として邁進する一方で、故郷である佐川のための文化活動にも尽力した。研究活動のみならず、故郷愛を感じられる活動をした牧野富太郎博士は、現在でも町民から愛されており、博士の功績を称え、意思を継承する活動が続けられている。

水野進^{みずのすすむ}氏は牧野博士を敬愛し、佐川の青年のための研究会を立ち上げ、牧野博士の功績を称える活動をした生き字引的な存在であった。水野氏は昭和22年（1947）に「これからの日本を担う青少年たちが、郷土が誇る偉人たちを手本として勉強に励み、文化の向上に努める」ことを理念とする「佐川文化向上会」を設立した。昭和25年（1950年）には「土佐文化向上会」と名称を改め、勤勉な青少年たちの表彰事業や、博士の生誕地記念碑の建設などの功績顕彰事業を行ってきた。「土佐文化向上会」の活動は、佐川桜樹会や有志らによる桜の手入れや公園づくりに受け継がれ、現在は、牧野公園ボランティアに受け継がれている。牧野公園のボランティアは、故郷を愛した牧野博士の思いを継承し、桜や牧野博士ゆ



牧野博士を訪問した土佐文化向上会の会員たち（個人蔵）

【前列左：牧野博士・前列中央：水野進氏】



【牧野博士の生誕地記念碑】



【ボランティア作業の様】

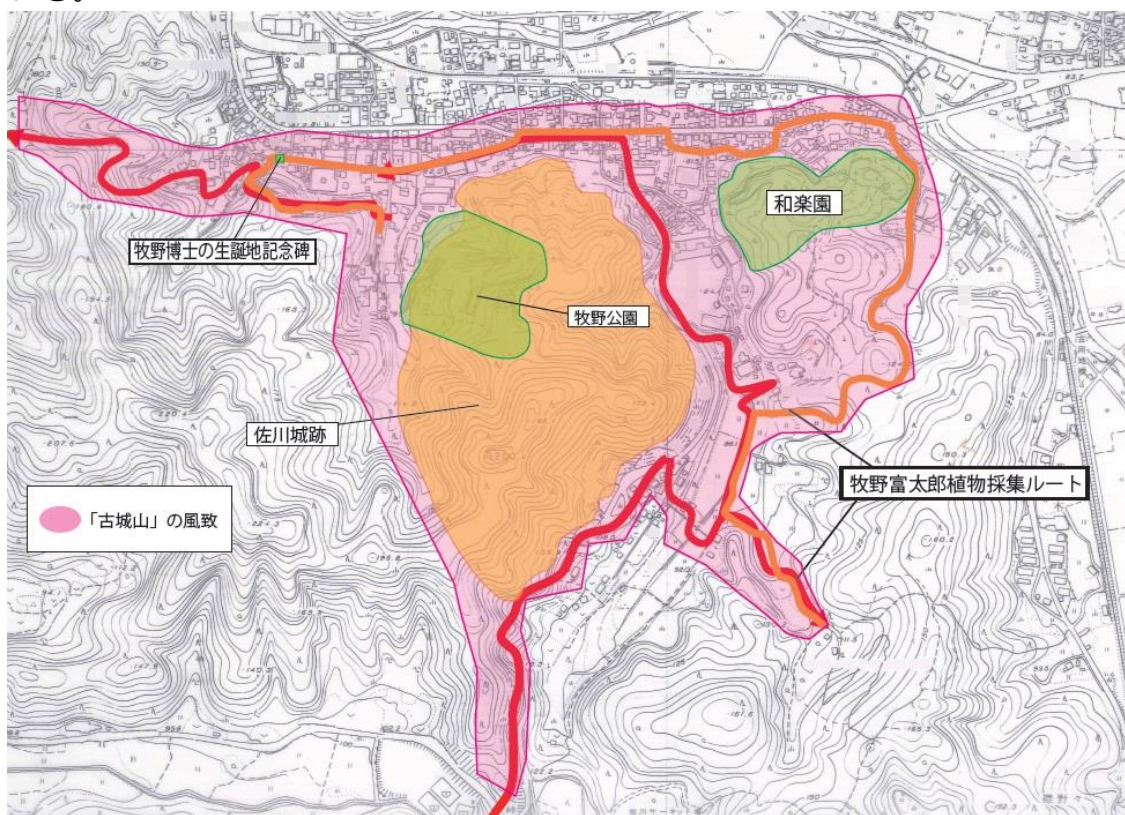
かりの植物の植栽活動などにより、地域全体で楽しむ「植物の聖地」をつくるべく活動を行っている。また、牧野富太郎博士が実際に植物採集をしたルートの散策会や、種まき・鉢上げ講習会などの活動も行っている。



【鉢上げ会の様子】

(4) まとめ

「桜のまち」は人びとによってつくられてきた。今も多くの人びとが桜を大切に、町のシンボルとして育てている。また、牧野博士の植物愛と故郷愛が形を変えながらも受け継がれ、「植物の聖地」をつくりあげる活動が行われている。町中に広がった桜と牧野富太郎博士の思いが一体となり、歴史的風致を形成している。



【古城山にみる歴史的風致エリア】

3. 「^{あきな}商い」にみる歴史的風致

(1) はじめに

佐川町の中心部にある^{うえまち}上町地区は、土佐藩筆頭家老深尾氏の城下町として栄え、主に商人が居を構えた「商人のまち」であった。その風情は現在も受け継がれ、伝統的な商家住宅や酒蔵などが町並みを形成している。

深尾氏は入国後国づくりを進め、土居を中心とした^{かくちゅうまち さむらいまち}郭中町（侍町）と^{ちょうにんまち}商工業者や下級役人の住居である町人町を建設した。町人町上町（現在の^{うえまち}上町地区）には、東西約300mの道を造り、その両脇に宅地を構え、各地から有力商人を呼び寄せ、商業特権を与えた。呼び寄せられた商人は、織物、酒、^{こうじ}糶、大工、左官、鍛冶、染物などの多種多様な技術を持った職人であった。以後400年余り経過した現在では「酒造り」は佐川を代表する「商い」となっている。

「酒造り」が佐川で栄えた背景には、その自然条件の良さに負うところも大きい。佐川は山に囲まれた盆地であり、冬の寒さは酒造りに適している。また、町を仁淀川の支流が貫き、水は豊かである。酒造りの仕込み水は奥の土居の湧き水で、本来酒造りに不向きと言われている軟水を使用し、^{ほうじゆん むひ}芳醇無比と賞される独特の風味を創りあげている。

「商い」の文化が根付いた本町には、町内の商売繁盛を願い、長年執り行われている祭礼がある。この祭礼は^{えびすじんじや}「恵美須神社のおなばれ」と呼ばれ、神社で神事をおこなったあと、町内の商店街を行列が練り歩くものである。

佐川独自の「商い」の文化は、今も残る古い町並みや、長年続く活動と、それらを守る人々によって受け継がれている。

(2) 歴史的建造物

① ^{つかさぼたんさかぐらくん}司牡丹酒蔵群

佐川町にある造り酒屋は司牡丹酒造株式会社である。司牡丹は大正7年、当時佐川にあった酒屋3軒4銘柄（^{くろがねや}黒金屋・^{あらがねや}笹の露 | ^{くろ}生金屋・^{くろ}野菊 | ^{がねや}黒金屋出店・若柳、日の本）が合併し、佐川醸造（千歳鯛）を設立したことに始まり、^{たなかみつあき}田中光顕が名付けた銘酒「司



【司牡丹1号蔵】

牡丹」を販売、昭和7年に酒銘を社名とし司牡丹酒造株式会社となった。

司牡丹酒蔵群の中で歴史的建造物として代表的なものが1号蔵である。1号蔵は約170年前（江戸末期）に造られ、長さは85メートルと長大で偉容を誇り、空高く伸びた煙突からは酒米を蒸す際に生じる蒸気がたなびき、酒蔵ならではの風情を醸し出している。

この蔵が造られた経緯には、歴史的由緒がある。江戸時代中期より酒造業を営む家系である竹村本家は、町人でありながら豪商であったことから、御目見町人として名字帯刀を許され、加えて幕府巡見使宿を務める家格であった。

当時佐川では、巡見使の視察に備えて、目に付く建物や塀、橋などの改築・改修を行う風習があった。このため竹村本家は、天保9年（1838）の巡見使の視察に備えて、本家の客間を改築し、酒蔵を建設した。これが、1号蔵が造られたいわれである。竹村家の文書によると、1号蔵は同年に建築されている。しかし、焼酎



【司牡丹焼酎蔵】

蔵やその他一部の蔵の建築年代については、明治以前のものであるが、それ以上のこと明らかではない。（「高知県の近代化遺産」より）

② ほてい

もとは、浜口家の酒造工場の一部で「野菊」という銘柄の酒を製造していた。その後、司牡丹酒造株式会社の工場に合併され、戦後から昭和53年（1978）頃まで、その一部は料亭として営業されていた。一般客用ではなく、文人墨客の集う司牡丹酒造の社交クラブのようなものであり、酒



【ほてい】

文化の発信基地的要素が強かった。平成8年（1996）、往時の酒文化を現代

的に復活させようと、酒ギャラリー「ほてい」として改装され現在に至っている。

③ 竹村家住宅

竹村家は寛文年間（1661～1673）に高岡村（現土佐市）より初代竹村務平が来住、享保年間（1716～1736）より酒甫手（酒造権）を借り受け酒造業を開始した家系で、寛保元年（1741）に酒甫手を得て名実共に酒造家として独立した。その後、深尾氏に謁見



【竹村家住宅】

が許される御目見町人、さらに名字帯刀も許され、明和7年（1770）に「黒金屋」の屋号を深尾家より賜る。

建築年代に関する直接的な史料は見つからないが、建築的特徴や竹村家文書などから、店舗部が安永9年（1780）、主屋・座敷部は天保9年（1838）であると推測される。

④ 旧浜口家住宅

浜口家住宅は明治時代初期に建築されたものと推測される。それは母屋座敷の違い棚に深尾家の家紋である「梅鉢紋」の金具が使用されており、明治2年（1869）に取り壊された深尾土居屋敷の書院が移築されたものであると伝えられている。



【旧浜口家住宅】

浜口家の出自は、天正の頃、長宗我部家の家臣であったが、江戸時代後期に須崎より佐川に来て酒造業「生金屋」を営んだ家系で、「野菊」なる銘柄の酒を醸造販売した。

大正7年（1918）、黒金屋、黒金屋出店、浜口酒造の3軒が合併して佐川醸造株式会社（司牡丹酒造株式会社の前身）となった。

⑤ ^{きゅうたけむら こふくてん} 旧竹村呉服店

現存する店舗と主屋は木造2階建である。建築年代を直接示す史料はみつからないが、店舗は天保元年（1830）頃、主屋は安永9年（1780）頃に建てられ、当初は別棟だった蔵が後に改修で一体化したとみられる。



【旧竹村呉服店】

店舗の外壁は海鼠壁^{なまこかべ}で、蔵の部分は格子柄を斜めに配した四半張りとし、アクセントをつけている。主屋の1階は長押を回さず地味な設えだが、2階は華やかな仕様の欄間などがある。

土蔵は明治時代中頃の木造2階建てで、東・南面は漆喰壁、西・北面は一部板張りである。

国指定の重要文化財「竹村家住宅」の西隣に位置するこの町家は、竹村本家から安永6年（1777）に分家した家系で、代々安右衛門を襲名した。当初は質屋を営み、のちに呉服商及び雑貨商へと発展し、屋号を㊦（まるきゅう）と称した。

⑥ ^{たけむらけ どそう} 竹村家土蔵

竹村家土蔵は国の登録有形文化財である。木造2階建の瓦葺^{かわらぶき}で、3段の水切り瓦と、土佐漆喰^{とさしつくい}の白壁と緑色に映える銅板の窓が2段ある。基礎の石垣はチャートの亀甲積みで中央部を膨らませた大石が使用されている。



【竹村家土蔵】

建築年代を示す資料はないが、関連する資料や材質から明治中頃の建築と推定されている。

⑦ 恵美須神社えびすじんじや

恵美須神社はもともと、土居下町町人町の商業神で、東町・西町の崇敬神であった。現在は佐川町全体の商業神として町内安全、商売繁盛の崇敬神となっている。

伝来の棟札によると、文久元年（1861）に深尾 11 代当主重愛しげなるの寄進によって再建されたことが確認できる。再建当時は古市町ふるいちまち（佐川町甲 1629 番地）に鎮座していた。

昭和 25 年（1950）前述の場所より現青山文庫駐車場北側に移転した。その後、昭和 47 年（1972）には牧野公園の中腹に再移転し現在に至っている。このとき、稲荷神社も合祀ごうしされ、参道には多くの赤鳥居が並んでいる。



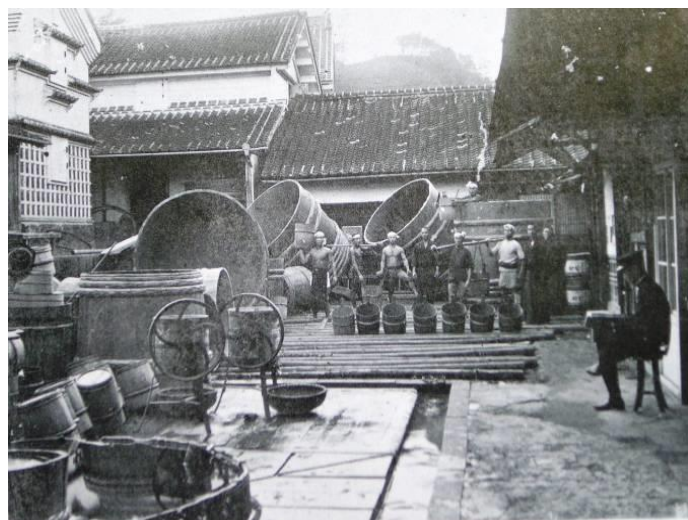
【恵美須神社】

（3）活動

① 酒造りと伝統文化

酒造りの歴史は「酒文化」を生む。酒文化は伝統として後世に継承される。

新酒ができあがると酒蔵の軒先には杉の葉を束ねて丸く刈上げた「酒林」さかばやしが吊るされる。青々としたそれは「今年も新酒ができました」という酒蔵から



【昭和初期の酒造風景】

近所の人びとへのお知らせで、現在でも司牡丹酒造株式会社の軒先に吊るされている。杉の葉を大量に使い蔵人が手作りするその姿は伝統を感じさせ、季節を経て葉が枯れ茶色になる様は、新酒が醸成され芳醇な味わいへと変化することを想起させる。現在でも多くの酒造会社で、酒蔵のシンボルとして吊るされているが、佐川の酒蔵では伝統を守り、蔵人が手作りで毎年架け替えることを続けている。



【酒林】

造り酒屋の正月ともいえる蔵入りは、酒造りが始まる10月に行われ、杜氏^{とうじ}、蔵人や従業員が厳かに「和醸^{わじょうりょうしゅ}良酒」を祈願して神事を行う。これは古くから伝わる恒例行事である。また、酒蔵にはそこかしこに神棚があるが、これは、酒造りの最高責任者である杜氏が、失敗が許されない重圧と緊張感の中、自然と神棚に手を合わせることが多くなるからではないかと伝えられている。



【蔵入りの神事】

酒造りの工程は、蒸し、製麹^{せいきく}、酒母造り、もろみ、上槽^{じょうそう}等であり、基本的に昔も今も変わらない。酒造りの伝統は時代を経ても脈々と受け継がれている。

酒造りの要的存在といえは杜氏^{とうじ}である。杜氏は、10月頃から翌年の5月頃まで蔵元に滞在し、蔵人とともに仕込みを行う。原料の吟味や醗酵状態の判断などには熟練した勘がものをいい、その技は酒の味を左右する。

佐川の酒の味は、広島杜氏がつくったともいえる。軟水でいい酒を造るなら広島杜氏と、司牡丹の中興の祖・竹村源十郎が見込んで以来、歴代の広島杜氏たちが酒造りに携わってきた。

昔ながらの「こしき」と呼ばれるせいろのような桶で蒸す酒米の蒸し具合。酒造りで最も重要で難しいと言われる麴造り。

「初添え」「踊り」「中添え」「留添え」と呼ばれる作業段階を4日間かけて行う「もろみ仕込み」。熟成したもろみを布の袋に詰めて「槽」^{ふね}という昔ながらの压榨機にかけて芳醇な香りを放つ酒を搾り出す「しぼり」など。これらの作業工程を、杜氏や蔵人が愛情と丹精を込めて昼夜つきっきりで行う。

このように杜氏や蔵人の経験や技術等に支えられてきた酒造りの伝統は、時代が変わろうとも今に生き続けている。

また、技法のみならず、酒造りに使用する道具にも伝統が受け継がれている。例えば、貯蔵タンクはステンレス製や樹脂素材を使用したものなど、製造の合理化のために新たな素材のタンクが開発されているが、司牡丹酒造ではホーロー製のタンクを



【蒸し】



【麴切り返し】



【盛り（麴蓋）】



【もろみ仕込み】



【槽（ふね）】



【しぼり】

使用している。タンクによる味の違いは、職人にしかわからないほどの僅かな違いであるそうだが、司牡丹酒造ではその僅かな違いにまで気を配り、酒造りを行っている。

今では、造り酒屋は司牡丹酒造のみであるが、「酒造り」は誰もが認める佐川の文化として地域に染みこんでいる。創業 400 年や設立 100 年の際には、イベントや振る舞い酒を行うなど、「酒造り」は地元住民にとって最も身近な伝統文化であるとも言える。



【昭和38年製造のタンク】

② 恵美須神社の祭礼

恵美須神社は佐川町全体の商業神として、商工会員の安全、商売繁盛の崇敬神となっている。毎年1月10日には、佐川町の商工業の発展を祈願して恵美須神社の大祭が行われている。この大祭では、恵美須神社で神事を行った後、法螺貝や神輿を先頭に、町内の商店街を西から東へ練り歩く。



【神事】

この大祭は、佐川町商工会が中心となり執り行われている。佐川町商工会は昭和35年(1960)に法人設立登記されているが、その前身団体は明治の年代から存在していた。商工会に残る覚書(明治31年(1898)12月)によると「新市町を東より西へ松崎・肥代ノ坂と行き、肥代ノ坂より西谷へ行き、西谷より上町へ出(岸屋家の辻より東へ行く)東町は上廻り結城(宅)迄行き広小路より新丁へ下り、以下順番にて廻すべきこと」とあり、当時の練り歩きの巡行ルートが示されている。このルートは、神社の移転や商店街の発展に伴い、徐々に範囲を広げた。現在は、商店街の西端にあたる店舗(現ホームセンター佐川)を出発し、商店街(県道302号長者佐川線)を東方向へ練り歩く。途

中県道 296 号を通り、西佐川駅を經由して再び県道 302 号へ戻る。その後、役場を經由し、司牡丹酒造 1 号蔵を右手にさらに東へと進む。商店街の東端（春日踏切）まで行ったところで折り返し上町地区に入る。上町地区では、深尾氏が創りあげた「商人のまち」を東から西へ進む。この通りは、本町で最も古い町並みが残っているエリアであり、順に、竹村家住宅（重要文化財）、竹村家土蔵（登録有形文化財）、旧竹村呉服店（登録有形文化財）、司牡丹焼酎蔵、ほてい（町指定文化財）、旧浜口家住宅（登録有形文化財）の前を練り歩き、恵美須神社へと戻る。

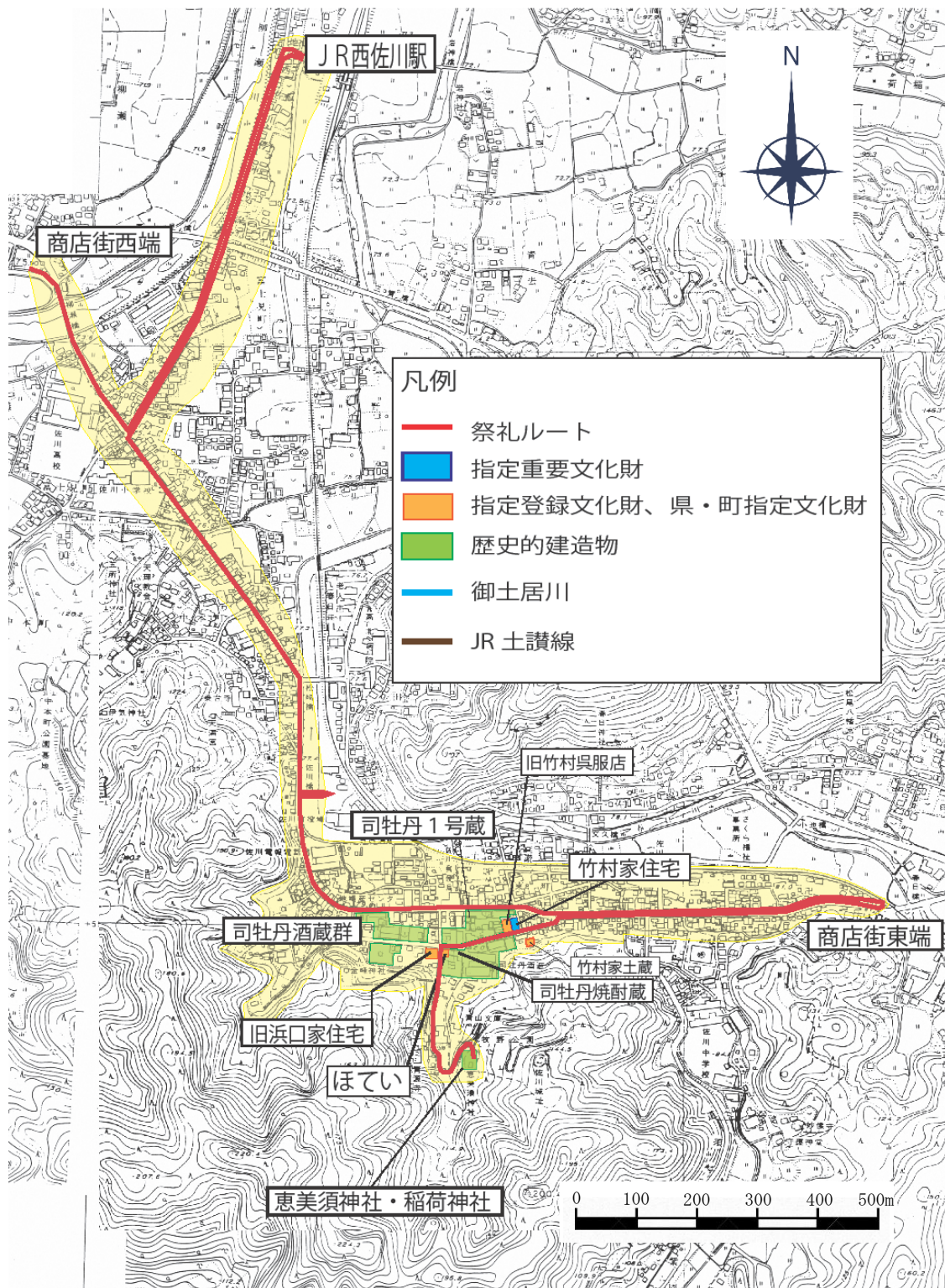


【恵美須神社の祭礼】

（４）まとめ

深尾氏が創りあげた「商い」の文化には、400 年の歴史があり、藩政期から「佐川のまち」の形成に大きな役割を果たした。歴史的建造物は、現在もかつての風景を創り出し、伝統を残した酒造りは歴史を感じさせ、ほのかに薫る酒の香りとともに、「佐川のまち」に染みついている。また「商い」に対する地域の想いは、商売繁盛を願うお祭りとして現代まで受け継がれている。

これらが重なり合うことで、「商人のまち」は創りあげられ、佐川独自の歴史的風致を形成している。



【商いにみる歴史的風致エリア】

4. 「民俗芸能」にみる歴史的風致

(1) はじめに

^{さかわちょう}佐川町の各地区に、古くは中世の頃から現在に伝わる民俗芸能がある。

これらは豊かな「踊り文化」として、それぞれ民俗芸能が伝わる地域の人々によって継承され、神社における大祭での奉納など、本来の場での披露から町行事等への出演まで幅広い活動を展開している。

(2) ^{すいおう ほんおどり}瑞心の盆踊

① ^{すいおう しあと}瑞心寺跡(町指定史跡)

瑞心寺の由来は、『^{さかわちょう}佐川町史』によると、戦国時代、この地に威勢をはる^{かたおかしげみつ}片岡茂光に新興の^{ちようそ が へくにちか もとちか}長宗我部国親(元親の父)が政略結婚により妹(後の理^り春尼)を嫁がしたことに端を発する。永禄3年(1560)夫茂光、兄国親が相次いで没したので、茂光の妻は、庄田地区の^{まんぶくじ}満福寺を中野地区の西方に移し、兄国親の法名「^{すいおうかくせい}瑞心覚世」からとって「瑞心寺」と名付け、自身も「理春尼」と称し、菩提を弔った。

『^{と さしゅうぐんし}土佐州郡志』によると、近世に入ってから、観音堂のみ残ったと伝わり、現存する棟札から、文化14年(1817)再建、天保2年(1831)再建とたびたび再建された事が確認できる。現在の建物は棟札から昭和25年(1950)に再建されたものであることが確認できる。



【瑞心寺跡】



【観音堂】

② 瑞応の盆踊の由来

黒岩地区の瑞応に伝承されている盆踊で、高知県の無形民俗文化財に指定されている。盆は、身近な新仏の供養を核として先祖供養など死者の魂に対する慰霊の機会であった。

本来、旧深尾領内で行われたもので、豊年を祝って、豊穰の感謝を神に捧げ奉納するために踊ったとも言われている。

踊りの起源は、『佐川町史』によると、諸説あり、中世の文明年間（1480年前後）高北守護代中山信康が、柳瀬川流域の開田後、豊穰を願い領民を集めて踊らせたとも、また戦国時代の高北支配者片岡茂光が育成した踊りであるとも伝えられ、茂光の妻理春尼は亡き夫の菩提寺として瑞応寺を開基して、毎年の盆踊供養としてこの踊りを行っていたともいう。



【瑞応寺跡境内で奉納される「瑞応の盆踊」】

③ 瑞応の盆踊の構成

以前は旧暦7月16日に踊られていたが、昭和62年（1987）に新暦8月16日に変更された。黒岩地区瑞応の真言宗瑞応寺跡境内で奉納される。

踊り場の中央に花台と称する櫓を据え、屋根に紙花、提灯を飾り、歌い手が太鼓の音に合わせて踊る右回りの手踊りであり、古来からの手踊りだけの盆踊を今に伝えている。

踊り歌の「コリヤセ」「万才」「サリトテ」は、七七七五調の江戸期以降の流行歌。「千本」「絵島」は七五調の口説き節で、古くから一定の歌詞が伝えら



【花台（櫓）】

れていて、それに従って歌われる。1節歌うともう1人の音頭取りが次の1節を歌い、2人が交互に歌っていく。「千本」には南無阿弥陀仏の転訛した囃子が挿される。

盆踊が近づく日曜日、地区民総出で櫓（花台）等を飾る紙花づくりを行う。

本番前日には、高さ3メートル、1辺1メートル、20センチ四方の花台を組み立て、屋根には400本程度の花を飾り付ける。本番には、花台の上に歌い手が3人ないし4人上がる。

当日は午後6時から祭典が始まり、午後7時より太鼓の呼びの音で村の踊り子が集まり始める。「コリヤセ」「千本」「絵島」「万才」「サリトテ」と5通りの踊りで、これを繰り返して踊る。



【紙花を飾った門】

④ 瑞応の盆踊の継承

過疎による担い手の高齢化が進む中、昭和37年（1962）に瑞応の盆踊の由来を確認し無形民俗文化財として後世に伝承していくことを目的として「佐川町瑞応盆踊保存会」を発足。

平成28年（2016）には「瑞応の盆踊450年祭」を開催し、記念碑の建立や記念タオル、記念法被の作成を行い、瑞応の盆踊を広く周知させ、後継者のPRに努め、また踊りによる他地域との交流も積極的に行うなど盆踊の継承にも努めている。



【「瑞応の盆踊り450年祭」記念碑】

(3) 白倉神社花取踊しらくらじんじやはなとりおどり

① 白倉神社

白倉神社は、佐川町斗賀野地区、虚空蔵山(674.7m)の北麓に位置する。

斗賀野地区(旧斗賀野村)の総氏神で、祭神は冷泉天皇。「斗賀野一の宮」と称されている。

白倉神社は明治維新まで別当寺として神宮寺に管理された斗賀野郷第一の総鎮守であり『佐川町の文化財(前田和男著)』によると、白倉神社に現存する棟札の中

で最古のものは「文亀元年(1501)白倉大明神一宇再興氏子中」とあるため、1501年には白倉神社が創建されていたことが確認できる。白倉神社には、昭和46年(1971)までの棟札が計33枚現存しているが、中でも江戸時代の棟札には、歴代の佐川領主や幕末期の土佐藩主らの名前が散見する。本宮は棟札から昭和2年(1927)に再建されたものであることが確認できる。



【白倉神社の本宮】

② 美都岐神社みつぎ

勧請の沿革など詳しいことはわからないが、祭神は円融天皇で、「斗賀野二の宮」と称されている。『佐川町の文化財(前田和男著)』によると、美都岐神社に現存する棟札の中で最古のものは「(表)延宝7年(1679)奉造立美都岐神社 佐川領主深尾因幡守重照(裏)氏子安全五穀成就」とあり、1679年には美都岐神社が創建されていたことが確認できる。



【美都岐神社】

現存する棟札には、白倉神社と同様に、歴代の佐川領主や幕末期の土佐藩主の名前が散見される。現在の建物は棟札から昭和30年（1955）に再建されたものであることが確認できる。

『わが町の文化財と旧跡』によると両社を氏神とする芝ノ坊や美都岐地区にはミコクデン（御穀田）の字名（ほのぎ）があり、明治維新後に神社名の固定するまで美都岐神社は、貢、御備、三次、美都岐などの文字が当てられている。

③ 白倉神社花取踊の由来

白倉花取踊の由来は『わが町の文化財と旧跡』によると、古来より、斗賀野地区の氏神であった白倉神社と美都岐神社、川ノ内の氏神であった白王神社、舟床の神明神社の祭礼で奉納された踊りで、白倉、美都岐両社では現在も行われており、町の無形民俗文化財に指定されている。



【明治30年3月14日 白倉神社祭礼絵馬】

白倉神社花取踊は、戦国時代に、土佐七守護の一人であった津野氏の一族で、須崎市付近を本拠地とした堅田治部左衛門の次男掃部亮が、元禄年間に斗賀野の川ノ内に移り住み、片田氏を名乗り、同地の開拓に従事し、氏神の白王神社にこの踊りを奉納したことに始まると言われている。後にこの踊りが一の宮白倉神社と二の宮美都岐神社に奉納されるようになったもので、戦前までは川ノ内の片田本家により執り行われ、音頭頭も片田氏であった。

明治30年3月14日の例祭の絵馬が白倉神社に奉納されており、その頃の祭りののにぎやかな様子が描かれている。

もともとは、中世末に津野領に伝わった踊りで鳥毛を冠るところにこの踊りの特徴がある。そして、袴よりも趣のある裁付袴を着用する。



たっつけばかま
【裁付袴】

この踊りは基本的に念仏の詠唱と室町小歌から成る風流系の「念仏・小歌踊り」であると認識されている。「花取」とは神仏に供える花、シキミ、サカキ、ツツジ、シャクナゲ等を山から取ってくるという意味で、その背景には「春山入り」と呼ばれた古来の民俗が関係していると言われている。

④ 白倉神社花取踊の構成

毎年11月12日の例祭に斗賀野一の宮白倉神社と二の宮美都岐神社に奉納される。白倉神社花取踊の演目は、冒頭に入場の歌として「太刀かまのて」（通常は「入りは」と称される）で始まり、仕舞に退場の歌として、「松風」（通常は「引きは」と称される）で終わる典型的な「風流踊」の形式で、「ここあけよ」、「ひ



【「白倉神社花取踊」の奉納舞】

け引木」というそれぞれの冒頭の一句に、入退場の踊り歌としての機能が託されている。（現在、踊り歌は使われていない）

踊りの衣装は木綿着物に裁付袴、白襷を後ろへ長く垂らし、手甲脚絆に白足袋、わらじ履きの武者姿に、山鳥の尾羽の垂れた花笠をかぶり、真剣と木の薙刀の柄に紙シデをつけた二つの隊列が向かい合う。真剣とシデ薙刀を振りかざして2列相對して踊る。足の所作は「ねぶた」と称され、3歩歩いた後、静止するのではなく足を交差させる。

くるま

花取りは、7日精進ぞ 花取り落とすな、
 せんごぜんやあ、やんごぜは、
 どこのせんごぜん、御莊緑 せんごぜん、
 いざさらば、かみへまみやう、
 みにあしあひのないまにんや、
 和女ゆかば おれもまいろう
 野の末、山の奥までも、



【祭り当日の流鏝馬の様子】

だたのやばけらしみもせで 引くひとの、
いよそでを引くに引かれぬ、
こちよのゆみいよ はじよう トン
(口承・口伝のため、意味不明のところが多い)

出典：『わが町の文化財と旧跡』

この踊り歌の歌詞には、「花取りは、7日の精進」とあるように、神事であった事をうかがわせる。

戦後、一時休止したこともあったが、郷土伝統の民俗芸能を惜しむ古老や青年団によって再開された。現在は、白倉神社大祭の日に、総代や頭屋によって神事が執り行われ、保育園児が斗賀野中央保育園から白倉神社まで自分たちで作った神輿みこしを担ぎながら練り歩き、「斗賀野花取踊保存会」が白倉神社花取踊を奉納し、続いて美都岐神社でも踊りの奉納が行われるなど、地域の祭りとして定着している。



【神輿を担ぐ地元の保育園児】

⑤ 白倉神社花取踊の継承

戦前まで、踊り手の確保は地区の責任であり、各地区で選ばれる2人の青年は、「3年間は踊る」として、自身が踊れないときは代役を構え、米一斗の代償を供したという。

また、踊り自体は、伝統として先輩が後輩に厳しく教えて継承していたが、昭和32年(1957)に「斗賀野花取踊保存会」が発足され、現在では、小学生から壮年までが地域の祭



【白倉花取踊に参加する小中学生】

りとして楽しみながら、白倉神社花取踊の継承に取り組んでいる。

(4) 土佐の太刀踊 (佐川町太刀踊)

① 仁井田神社

仁井田神社の祭神は稲倉魂^{うかのみたまの}命^{みこと}で、古来、四ツ白地区の総鎮守神として尊崇されてきた。四ツ白は、戦国時代は庄田村の一部であった。江戸時代に入り庄田村が佐川領主、深尾家の領地になったのに対し、四ツ白は二ツ野と中野^{なかの}とともに庄田村から分離し、土佐藩領の黒岩郷の枝郷となった。



【仁井田神社】

長宗我部時代には庄田村（現在の佐川町黒岩地区庄田）に属した。太刀踊の舞台となる「仁井田神社」の由来は、社伝によると貞享5年（1688）9月に勧請とあり、『佐川町の文化財（前田和男著）』によると、仁井田神社に現存する棟札の中で最古のものは「貞享5年（1688）干時 本願 念仏本願」とあるため、1688年には仁井田神社が創建されていたことが確認できる。棟札の文字「念仏本願」「右念仏者建立」から時宗系の神仏混淆の証がうかがわれる。

現在の建物は昭和45年（1970）の台風により四ツ白集落に鎮座する仁井田神社外十社が大被害を受け、集落の総意により仁井田神社拝殿を大改築し各神社を合祀したものであることが棟札から確認できる。鳥居は3基あり、一番手前の鳥居には「奉昭和15年 神社総代」と刻まれており70年以上を経ていることがわかる。



【仁井田神社の鳥居】

② 土佐の太刀踊(佐川町太刀踊)の由来

「土佐の太刀踊」は黒岩地区四ツ白に伝わる風流系ふうりゅうの太刀踊である。高知県の無形民俗文化財に指定されている。

由来は『佐川町史』によると、仁井田神社が鎮座する四ツ白は、戦国時代の黒岩郷領主片岡氏の家臣7人が入って開拓したと伝えられている。この地区にあった念仏踊しろうきょうを貞享5年(1688)、仁井田神社本殿再建の際、奉納したことに始まると伝えられている。

「太刀踊」は「花取踊」が変化、移行したもので、「花取踊」の採り物の特徴である長柄ながえの薙刀式なぎなたしきの太刀に変わって通常の刀が用いられるようになったものである。この変化に伴い、踊り歌も歌舞伎風の「忠臣蔵」など新しい近世歌謡が取り込まれるようになるが、一方で、古い「花取踊」の歌謡も継承している。

明治40年(1907)までは「黒岩村流し踊り」としていたが、明治40年東宮殿下とうくうでんか(後の大正天皇)御覧の折、谷干城たにだてきが「武士踊り」と改称。以来、続けられてきたが、第2次大戦の混乱でしばらく休止していたものを、昭和24年(1949)、地区の青年有志が中心となり先輩の指導を受けて再開した。

昭和27年(1952)、県指定無形民俗文化財に指定されるに及んで「佐川町太刀踊さかわちょうた ち おどり」と称するようになった。



【「四ツ白太刀踊り」神事の様子】



【仁井田神社境内での「太刀踊り」奉納舞】

③ 土佐の太刀踊(佐川町太刀踊)の構成

11月3日、黒岩地区四ツ白仁井田神社秋の例祭に毎年奉納される。踊りの衣装は、黒の袴はかまに白襷たすきを長く背に垂らした剣士姿に、白鉢巻てっこうに手甲を着け、

踊り手が 2 列に相對して 1 組となって踊る。^{かね}鉦と太鼓とは先頭にあつて相對し、音頭の鉦と歌声に合わせて数組が踊る。音頭は列外に位置する。1 列は太刀、1 列は竹の両端に紙飾りをしたシデ棒を手に踊る。相手の持った紙シデを真劍で切り、紙吹雪を飛散させるという目立った演技を見せる。

元來の演目は、「入れは」から「引きや（は）」まで 11 演目あるが、現在は「しのぎ」「忠臣蔵」「鎌倉」「引きや（は）」の 4 演目を奉納している。

「引きや（は）」

よう、なむあみだ、みいだ。松よ風よと落す夜もそろ。

下ちさんあんの山のツツジの枝がや二枝、一枝は釈迦土産、
又一枝はや身のため。

茶を摘ば寺の茶を摘め、小僧にひかせてざざめく引けば、
引木まはせ、小茶臼、ばんばがおろす小葉の茶。

あれを見よや、川の瀬を見よ、早瀬に小砂がたまらん。

止歌、こちやころべや、ころところべよ、お米が肩がやあ痛
や。

（口承・口伝のため、意味不明のところが多い）

出典：「わが町の文化財と旧跡」



【シデ】

この踊り歌の歌詞には、ツツジを取ってくるがあり、この点からも、太刀踊の前身である花取踊のこん跡が見られる。

④ 土佐の太刀踊（佐川町太刀踊）の継承

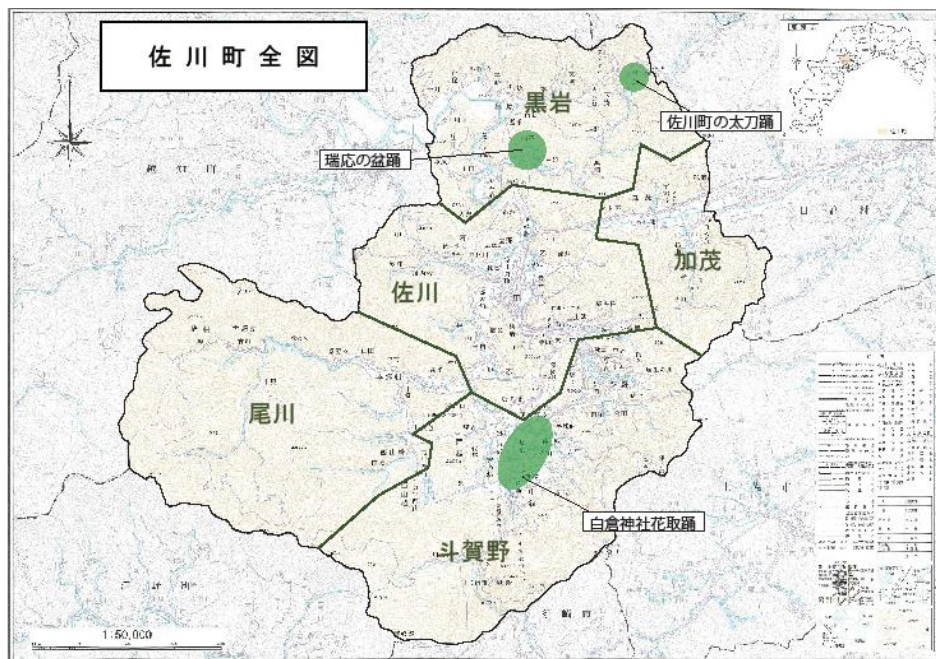
昭和 40 年に県保護無形民俗文化財に指定されたことを契機に、「四ツ白太刀踊会^{たちおどりかい}」を結成し、小学生から高校生までの指導を行い、地域の敬老会など様々な行事で披露するなど次世代への伝統文化の継承を図っている。



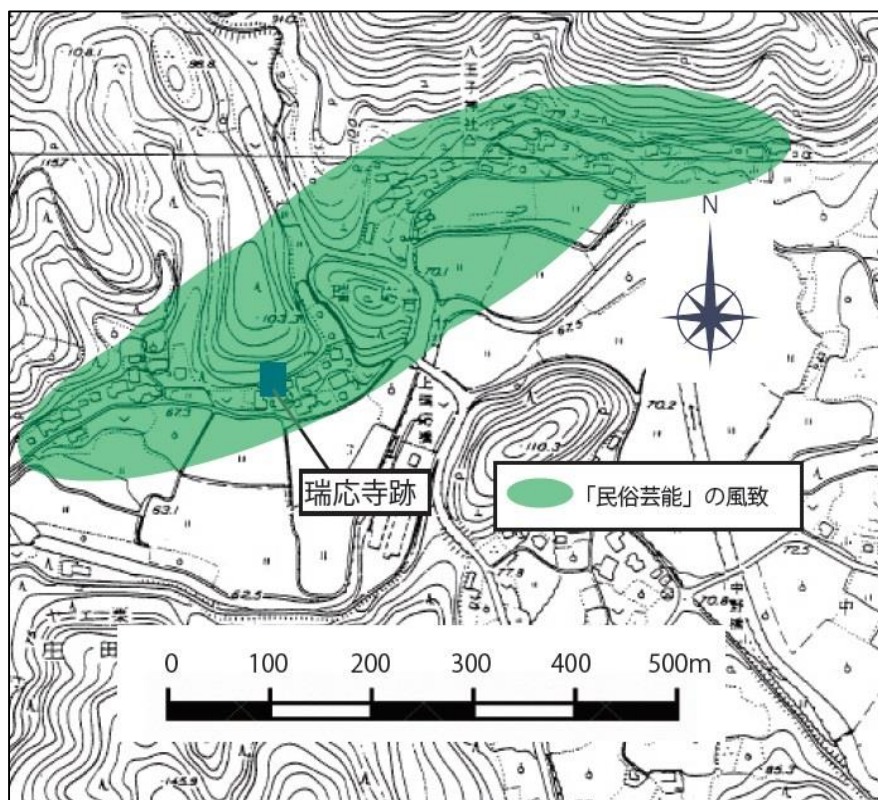
【四ツ白太刀踊の練習風景】

(5) まとめ

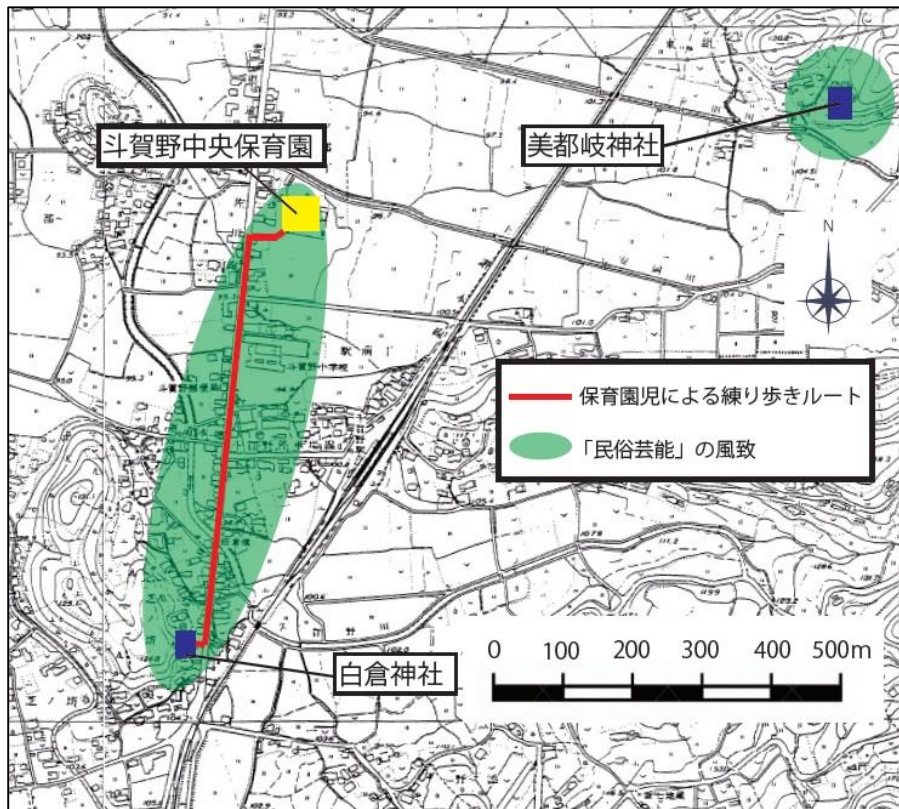
地域固有の歴史及び伝統を反映した民俗芸能の活動、地域の人々たちの努力により大切に受け継がれてきた豊かな「踊りの文化」、「風景」「地域の人々」。これらが一体となって織りなす良好な環境が風情ある風致を形成している。



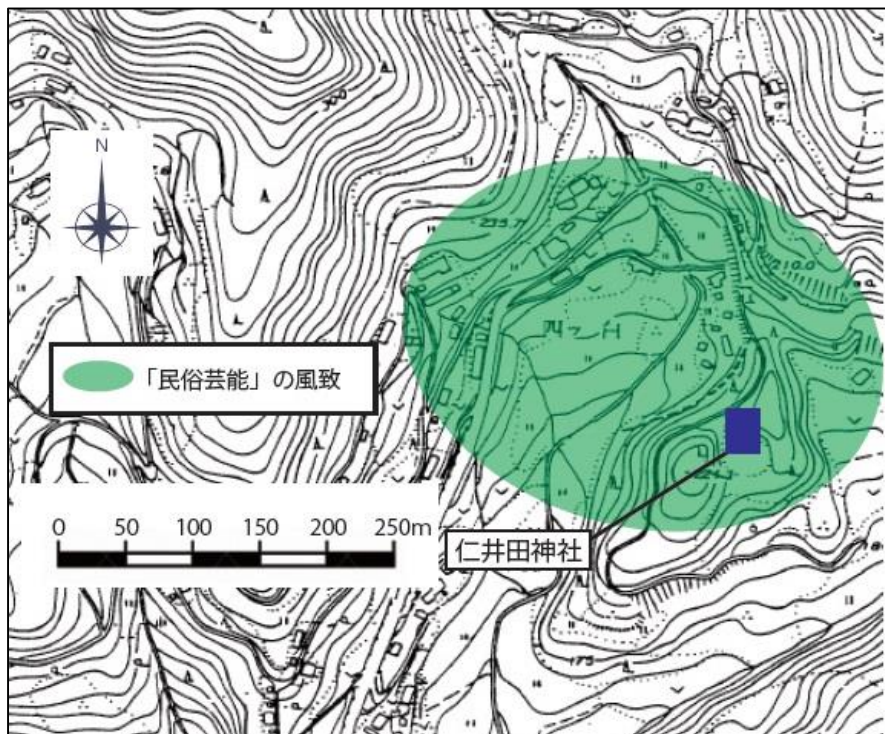
【民俗芸能にみる歴史的風致エリア】



【民俗芸能にみる歴史的風致エリア拡大図（瑞応の盆踊り）】



【民俗芸能にみる歴史的風致エリア拡大図（白倉神社花取踊）】



【民俗芸能にみる歴史的風致エリア拡大図（土佐の太刀踊）】

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本町は、第1期の佐川町歴史的風致維持向上計画に基づき、牧野公園整備事業、旧浜口家住宅買取り・整備事業、旧竹村呉服店修復・保存事業などの拠点施設の整備をはじめとして、町並み保存活動・伝統文化の継承活動への支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、観光客の増加、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等、一定の成果を得ることができた。

一方で、歴史的建造物においては、所有者の高齢化や建造物の老朽化、空き家化が進んでいるなど、第1期計画からの継続的な課題が残っている。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

本町には、重要文化財である竹村家住宅をはじめ、歴史ある建造物が数多く残っており、上町地区においては、司牡丹酒造株式会社の酒蔵群が多くを占め、酒造りを中心とした商家の町並みが形成されている。

これまで、上町地区の町並みを構成する重要な建造物である旧竹村呉服店と旧浜口家住宅の耐震改修工事や内外装の整備を行った。しかし、上町地区の大部分を占める司牡丹酒造株式会社所有の酒蔵群には、修復・保存が必要と考えられるものが残っている。それらの建造物のうち、司牡丹酒造1号蔵と焼酎蔵は老朽化が進み外壁などが崩れかけているため、景観面だけでなく安全面の観点からも、修復等の整備が必要な状態であると考えられる。また、歴史的建造物は、地域の歴史や文化を伝える役割を有しているため、その活用が重要である。しかし、人々が、歴史的建造物とその歴史や文化に触れる機会を得るに十分とはいえない状況である。

(2) 歴史的資源の保全・整備・活用に関する課題

佐川町の歴史的風致を構成する建造物、民俗芸能、歴史的人物などの文化資源は、その活用がそれぞれ単体としてはあっても、相互に関連して行われることが

少ない状態であった。第 1 期計画により、個々の文化資源同士の関係性を利用した取組が行われ始めたものの、各風致間の枠を越えた資源同士の活用はほとんど行われていない。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

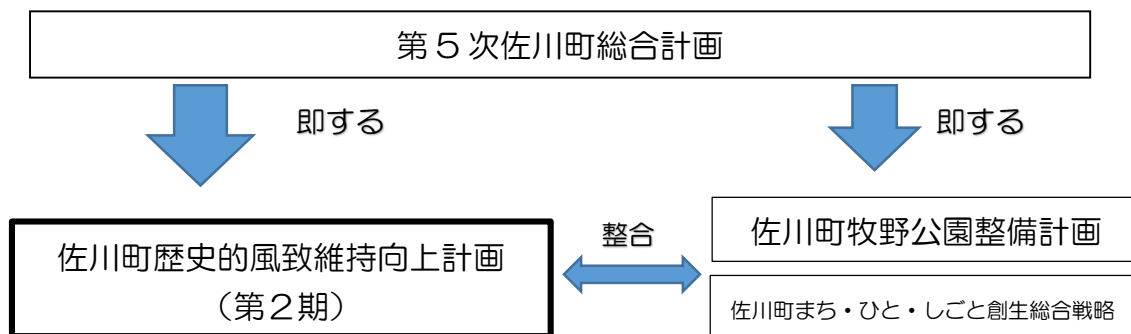
本町には、瑞応すいおうの盆踊りをはじめとする各地域固有の民俗芸能や祭礼行事のほか、住民による偉人顕彰活動などの文教活動が根付いている。

これまでの町の支援や歴史まちづくりの取り組みにより、伝統文化の伝承や後継者育成など、住民が主体となり伝統文化保存活動を行うことで、郷土意識の醸成が図られてきている。

しかし、民俗芸能担い手の高齢化と地域の若者人口の減少による担い手不足は年々深刻さを増しており、これまで地域の歴史的風致を支えてきた人々の活動の継続が危ぶまれる状況である。

2. 既存計画との関連性

本計画は、「第5次佐川町総合計画」（平成28年～平成37年）に即する計画である。



【本計画と上位・関連計画との関連性】

(1) 第5次佐川町総合計画

本町では、平成28年度から平成37年度までのまちづくりの方向性を示す「第5次佐川町総合計画」を『みんなでつくる総合計画』をスローガンに、多くの町民を巻き込みながら策定し、その具体化に向けた各種取組を進めているところである。

10年後の未来像を「チームさかわ まじめに、おもしろく。」と定め、それを実現するために7つの視点（分野）として「教育」「産業と仕事」「結婚・出産・育児」「観光情報と情報発信」「健康と福祉」「安全・安心」「行財政」を設定している。

「教育」の視点では、文教の町さかわを確実に継承し、佐川町の未来を担う創造性にあふれ地域を愛する人材を地域ぐるみで育てることを方針とし、「佐川オリジナル教育による学力の向上」や「地域資源に学ぶふるさと教育の推進」「自然環境を大切にすること意識の醸成」を施策として推進していくこととしている。

「観光振興と情報発信」の視点では、佐川町の豊かな地域資源を活用した観光コンテンツを開発し、体系的な情報発信により、地域外から観光客や移住希望者を惹きつけられる強いさかわブランドを築くことを方針とし、「“植物の町”を打ち出す観光コンテンツの開発」「“文教の町”を伝える観光コンテンツの開発」を施策としている。

分野	方針	施策
教育	文教の町さかかわを確実に継承し、佐川町の未来を担う創造性にあふれ地域を愛する人材を地域ぐるみで育てます。	施策1 佐川オリジナル教育による学力の向上 施策2 地域資源に学ぶふるさと教育の推進 施策3 地域ぐるみ教育の体制づくり 施策4 スポーツ文化活動を楽しむ社会教育の推進 施策5 自然環境を大切にす意識の醸成 施策6 魅力ある佐川高校づくりの支援
産業と仕事	農業、自伐型林業、ものづくり、商工業において、一人ひとりが個性を活かしイキイキと楽しく働ける雇用環境、ビジネス環境を整備します。	施策7 農業復興と6次産業化の推進 施策8 自伐型林業を核とした林業の推進による雇用づくり 施策9 さかわ産木材を活用したものづくりの推進 施策10 農業・商工業の後継者対策の推進 施策11 スモールビジネス起業支援による後工業振興 施策12 さかわ産商品の開発・流通・販売体制の整備 施策13 企業誘致による雇用づくり
結婚・出産・育児	結婚したい、産みたい、町民一人ひとりの希望を叶え、子どもを地域ぐるみで育てる環境を整えます。	施策14 出会い・恋愛・結婚の希望を叶える環境づくり 施策15 安心して子どもを産める環境づくり 施策16 地域ぐるみで子育てできる環境づくり 施策17 子どもが安心して遊べる環境づくり 施策18 子育て世代を支えるつながりの強化 施策19 働きながら育てられる環境づくり
観光振興と情報発信	佐川町の豊かな地域資源を活用した観光コンテンツを開発し、体系的な情報発信により、地域外から観光客や移住希望者を惹きつけられる強いさかわブランドを築きます。	施策20 “植物の町”を打ち出す観光コンテンツの開発 施策21 “文教の町”を伝える観光コンテンツの開発 施策22 さかわブランドの確立と情報発信の強化 施策23 観光エキスパート人材の育成 施策24 観光協会・行政・町民が一体となった観光客受け入れ体制の整備 施策25 情報発信と雇用・住環境整備を中心とした移住・定住促進
健康と福祉	みんなが健康で生きがいを持ち、支え合いながら誰かのためにイキイキと活躍できる県内一の健康長寿の町を実現します。	施策26 予防医療サービスの充実 施策27 健康診断受診の習慣化の促進 施策28 地域ぐるみでの健康づくりの推進 施策29 セカンドライフ充実のための生きがいづくり支援 施策30 地域の力を引き出す地域包括ケアの体制整備 施策31 障害児者福祉の推進
安全・安心	お隣同士、自治会内、地域内の関係性を密にし、安心して暮らせる生活環境を町民みんなで守り、作りあげます。	施策32 南海トラフ地震に備えた町づくり 施策33 自主防災組織の活性化と防災となり組の促進 施策34 住民生活を支えるインフラ整備 施策35 安全・安心対策の強化 施策36 ITを活用した安心生活情報の共有 施策37 地域の実情に即した公共交通の確立と維持 施策38 支えあい・助けあいネットワークの推進
行財政	将来を見据えた財政運営を推進し、町民・役場が一体で町づくりを推進できる情報共有、組織づくり、人材育成を進めます。	施策39 行政職員の能力強化 施策40 コンプライアンスの徹底 施策41 開かれた組織づくり 施策42 将来を見据えた財政運営 施策43 役場と地域をつなぐ広報・広聴の強化 施策44 町づくり座担うファシリテーター人材づくり 施策45 未来へつなげる人権尊重の推進

施策 1 佐川オリジナル教育による学力の向上

かつて各教館で行われていた特色のあるレベルの高い教育を継承し、時代の変化に対応できる未来の担い手を育てていくため、佐川ならではの独自性のある学校教育をすすめ、確かな学力の育成を目指します。

- ・人のため、社会のために行動できる人材の育成
- ・モノづくりなど創造性を育てる教育の推進
- ・子どもの教育環境の整備
- ・保・小・中・高の連携による一貫した教育の提供
- ・子ども達のチャレンジを後押しする支援制度の充実
- ・教職員力と学校力の向上
- ・国際化に対応する英語教育の充実

施策 2 地域資源に学ぶふるさと教育の推進

佐川町を担う人づくりの視点として、地域の歴史・文化・産業への理解を深め、郷土愛を育てるため、町内の人的・文化的資源を活用したふるさと教育を推進します。

- ・地域資源を活用した独自のふるさと教育の充実
- ・地域の歴史・文化・生活・産業を学ぶ機会の充実
- ・教職員の地域活動の推進
- ・学校における食育の推進及び学校給食の充実

施策 5 自然環境を大切にす意識の醸成

町民全体の、町内における自然環境への関心を高めて、環境保全をより一層進めます。また、恵まれた自然環境を大切に次世代に伝えるため、町内に自生する牧野富太郎博士ゆかりの植物についての学習に取り組むなど、町内の自然環境への関心と意識を高める取り組みを進めます。

- ・野外体験活動の充実
- ・学校での環境学習の推進
- ・環境・景観保全活動の推進
- ・循環型社会づくりの推進

施策 20 “植物の町”を打ち出す観光コンテンツの開発

佐川町にある植物・森林・農作物など、豊富な自然資源の魅力を再発見、再発掘し、佐川町の自然をまるごと体験できる多種多様な観光コンテンツを開発します。

- ・植物の町を打ち出す広報活動の実施
- ・自然体験型のイベントやプログラムの開発
- ・自然資源を活かした観光名所づくりの促進
- ・多様な農作物を活かした特色のある食体験の充実
- ・自然資源を利用したお土産品の開発

施策 21 “文教の町”を伝える観光コンテンツの開発

地域に受け継がれてきた伝統芸能や文化、歴史的遺産を、地域みんなで磨き上げ、町内だけでなくとどまらない、学び、体験できる観光コンテンツを開発します。

- ・歴史的遺産や街なみの維持及び管理
- ・地域での伝統芸能継承活動の促進
- ・地域における伝統行事の外部への情報発信の強化
- ・伝統芸能に触れる観光プログラムの充実
- ・歴史的遺産を学ぶ学習型プログラムの充実
- ・文化財保護活用の推進

(2) 佐川町牧野公園整備計画

佐川町牧野公園整備計画は、「牧野公園」整備に関し、公園内の植生調査の実施、維持管理及び活用方法も含めた整備プランを示した計画である。平成 26 年 2 月に策定された。

本計画は「“植物の精”が息づく『聖地』にふさわしい公園」を目標に定め、それを実現するための方針として「故郷を愛した牧野博士の思いを継承し、地域全体で楽しむ公園づくり」「コミュニティの場として活用を図る」ことを示している。現在牧野公園では、本計画をふまえ植栽・集客・ハード整備等に関する取り組みが、多様な主体によって実施されている。

【基本方針 1】

故郷を愛した牧野博士の思いを継承し、地域全体で楽しむ公園作り

- ・多様な主体による“住民参加型”でつくり続ける公園

【基本方針 2】

コミュニティの場として活用する

- ・公的な事業への住民参加を通じて“人がつながるしくみ”づくり及び「担い手」を育成

(3) 佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今後の人口展望を示したうえで基本目標を掲げ、必要な施策・事業の基本的な考え方を示す計画である。平成 27 年 10 月に策定された。

本戦略は第 5 次佐川町総合計画で定めている未来像「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を実現するため、4つの基本目標を定めている。

基本目標の 1 つである「多様な主体による安定した雇用を創出する」では、「ブランド戦略による生産・販売の強化」として、本町の歴史・文化等を十分に活かした観光プランを作成することや、官民が一体となった観光事業を進めることを掲げている。

【基本目標 1】多様な主体による安定した雇用を創出する

【基本目標 2】新しい人の流れをつくる

【基本目標 3】若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標 4】小さな拠点を中心として地域の暮らしを守る

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、司牡丹酒造（株）酒蔵群の保存・活用や民俗芸能の後継者不足といった、第1期計画からの継続的な課題に取り組むことに併せ、複数の歴史的資源を一体的に整備・活用することで、町全域レベルで歴史的風致の維持向上を図る。

（1）歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

佐川町は高知県内においては、白壁の酒蔵の町として認知されている。地元酒造会社の酒蔵群は、本町の歴史的風致を構成する要素の中で最も重要であるといえる。そのため、これらの酒蔵群は内外装の整備や耐震補強工事などを実施し、建造物が減失していくことを防ぐ必要がある。また、これまで来訪者や地域住民に提供できていなかった酒造りの手法や歴史、文化の展示機能を付加するなど、近隣の施設と一体的な活用を図る。

（2）歴史的資源の保全・整備・活用に関する方針

第1期計画策定以前と比較すると、歴史的資源を利用した取組は増えている。しかし、それぞれの資源が一体的に活用されている事例は多くはない。

本町の歴史的建造物にはその周辺の自然環境と一体をなして歴史的風致を形成しているものがある。また、「文教」「商い」「古城山」にみる風致は、各風致間の関連性が非常に深い。案内板やパンフレットの作成、標識・説明板の設置など、一体的に取り組むことで、歴史的風致を形成する建造物同士が結ばれ、歴史的風致エリア全体を面的に捉えられることができる。複数の歴史的資源を一体的に保存・活用することで、より一層、歴史風致の維持向上を図る。

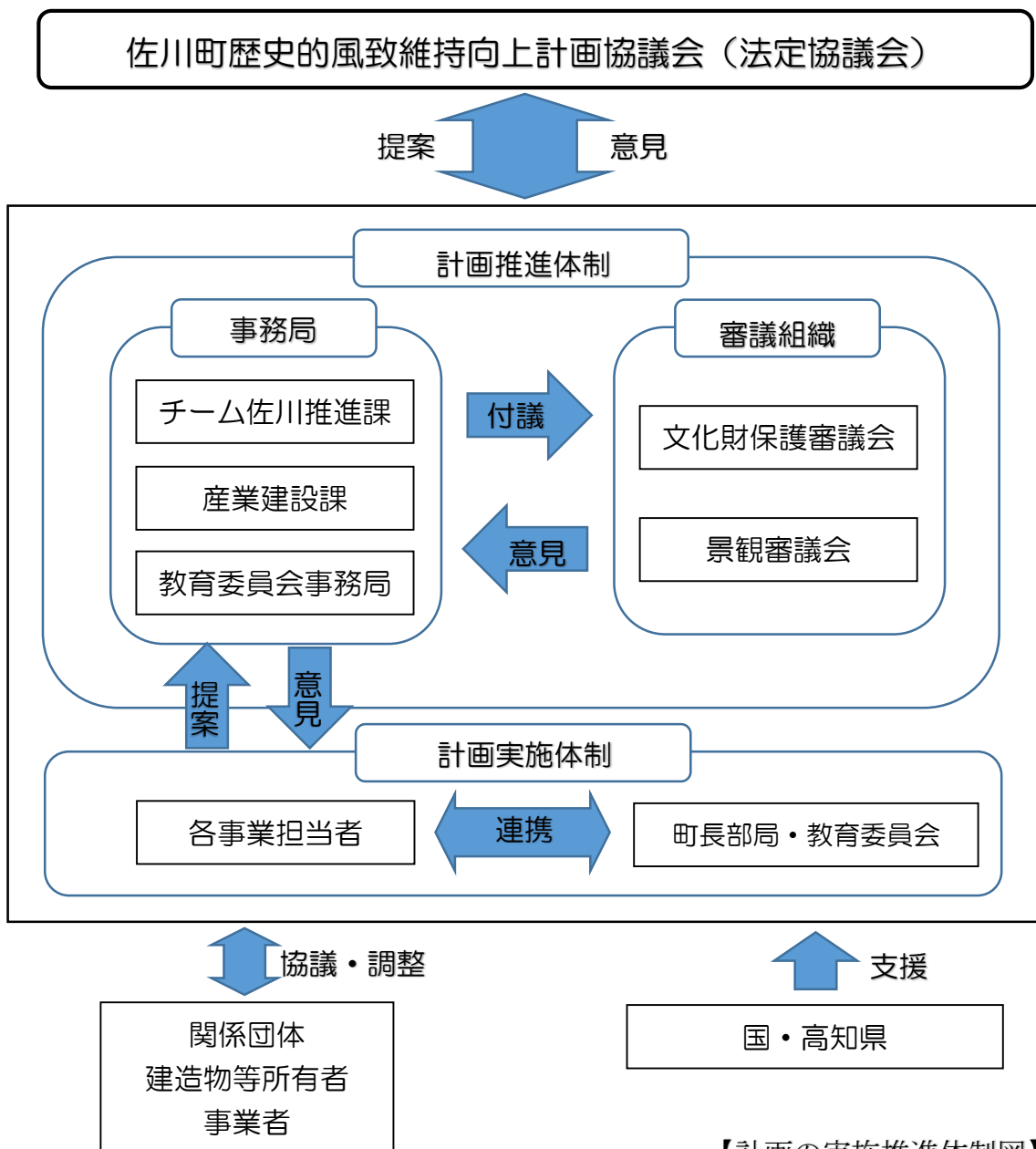
（3）歴史と伝統を反映した人々の活動に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動は、地域住民のみで対応するには限界がある。民俗芸能や伝統行事は、地域や学校、関係団体等と連携しながら、活動や教育等を通じて若い世代への普及・啓発を図る。また、活動を披露する場の拡大や、他地域との交流の拡大など、住民団体が主体の活動に支援を実施することで、地域コミュニティの活性化を促し、これらの活動への積極的な参加と、将来の担い手の育成を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施・推進体制

本計画の推進にあたっては、チーム佐川推進課（企画部署）・産業建設課（事業部署）・教育委員会事務局（文化財部署）が佐川町歴史的風致維持向上計画協議会の事務局を務め、各事業の実施については、事業担当者と連携調整を行うとともに、関係団体や事業者等と協議・調整を行う。

また、必要に応じて国や高知県と協議を行い、助言や支援を得るとともに、法定協議会である佐川町歴史的風致維持向上計画協議会において、計画の推進や計画変更及び円滑な事業の実施に向けた協議を行う。



【計画の実施推進体制図】

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

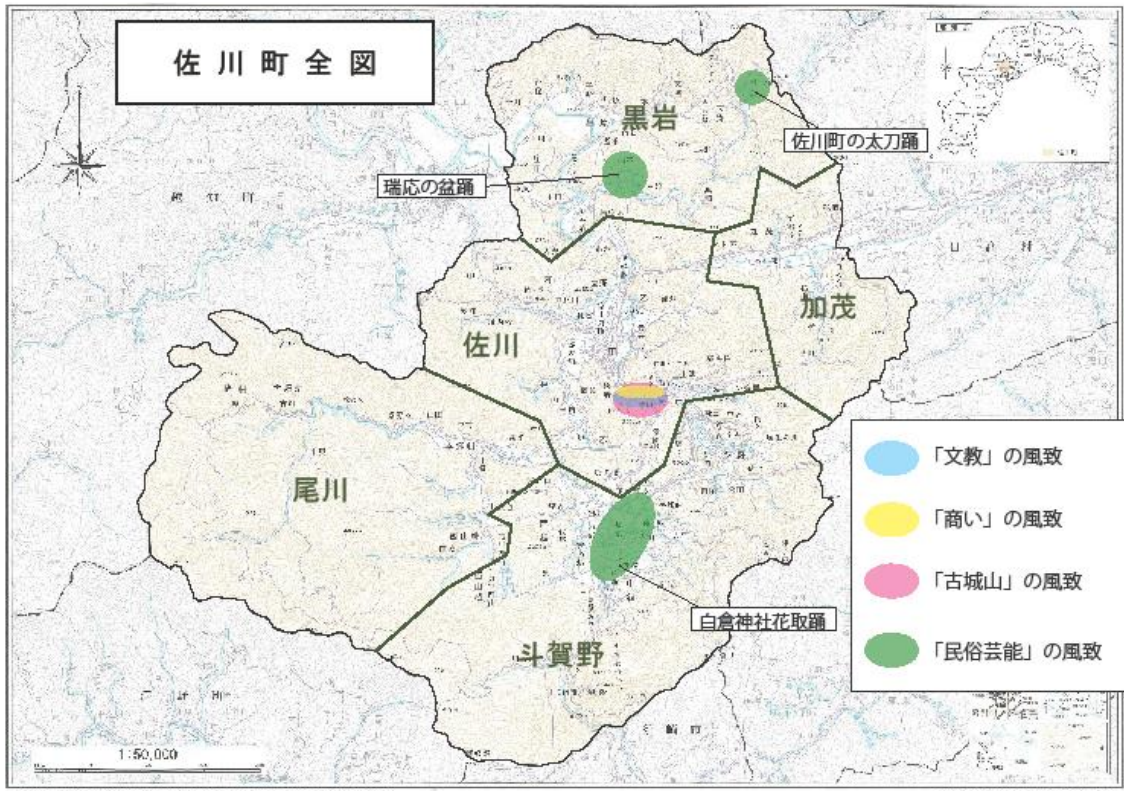
本町の歴史的風致は、中世、戦国時代及び江戸時代にかけて形成されてきた歴史的所産に由来する。

黒岩地区と斗賀野地区に伝わる三種類の踊りの民俗芸能は、古くは中世に起源を発し、神社における大祭での奉納や盆踊供養として、踊りが伝わる地域の人々によって継承されてきている。これらは、踊り文化として、それぞれの地域の歴史的風致を形成している。

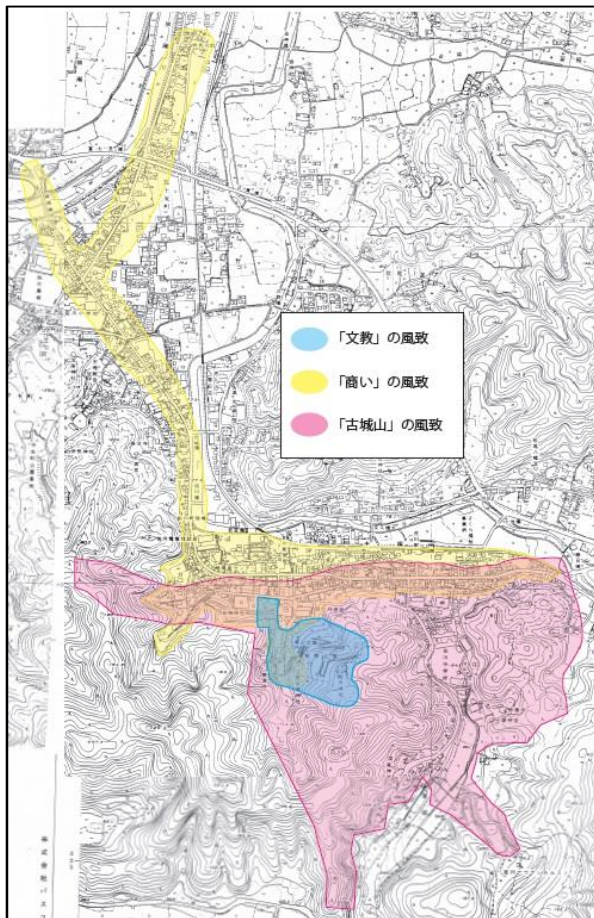
古城山の佐川城（現佐川城跡）は、戦国時代末期、土佐を統一した長宗我部氏の筆頭重臣久武氏の居城であった。しかし、関ヶ原の戦いを経て徳川の世となり、その筆頭家老深尾氏が佐川一万石を領することとなったことから、久武氏は城を明け渡し、深尾氏が新城主となった。この頃は、城の北面の奥の土居（現牧野公園）が追手口（＝城の表口）であった。古城山を背景とした桜の名所牧野公園、その一体化した姿は歴史的風致を形成している。

先記の佐川城は、徳川幕府の元和元年（1615）の一国一城令により取り壊され、その翌年深尾氏は、古城山の東麓の磐井谷に居宅と政庁を兼ねた土居を構えた。そこから深尾氏の町割（都市計画）が始まり、御土居川を挟んで東に郭中町（侍町）、西に町人町が形成される。その町人町には、御目見町人（深尾家への謁見を許された有力町人）などの豪商が見られるようになり、そのほとんどが酒造業を営んでいた。また、絹織物商も盛んであった。この商いの名残が今も上町周辺に色濃くとどまり、江戸期からの醸造業の伝統を引き継ぐ司牡丹酒造（株）の白壁の酒蔵が歴史的風致を形成している。

土佐藩筆頭家老でもあった佐川領主深尾氏は、文教政策を重視し、郷校名教館を創設し、文教の町の礎を築いた。この名教館からは世界的植物学者牧野富太郎や維新の志士で後の宮内大臣田中光顕などが巣立った。こうした文教の伝統が、青山文庫や牧野公園での人々の文教活動に継承され、歴史的風致を形成している。



【佐川町の主な歴史的風致の分布】



【中心部拡大図】

2. 重点区域の設定の考え方

第1期の佐川町歴史的風致維持向上計画では、重点区域の設定に当たり、深尾領佐川一万石の中枢部であった「佐川御郭内」 - 深尾土居邸・侍町・町人町からなる - の中で、重要文化財の竹村家住宅など造り酒屋等の旧商家や近世からの酒造りの伝統を受け継ぐ司牡丹酒造（株）の白壁の酒蔵群などの歴史的建造物が現存し、往時の面影を色濃く残している旧町人町を「酒造り」の歴史的風致として重点区域に含めた。

加えて、旧町人町の南側に当たる奥の土居には、明治35年(1920)、佐川町出身の世界的植物学者牧野富太郎博士が東京よりソメイヨシノの苗を郷土に送り、地元の有志達が植えたことに始まる桜の名所牧野公園（平成2年「日本桜の名所100選」に選定）があり、これも「桜」の歴史的風致として重点区域に含めた。

第1期計画では、歴史的建造物の保存・活用に力点を置いて、建造物の移築や耐震改修等を施し、それぞれ展示施設や雑貨店兼喫茶、観光協会事務所兼土産ショップ兼喫茶等に活用した。また、牧野公園では、遊歩道・道路の整備や多種の桜の植樹、牧野博士ゆかりの植物の植栽等をボランティアと一緒に実施した。



牧野公園

【ボランティア作業】



旧竹村呉服店

【雑貨店内】



旧浜口邸

【土産ショップ・喫

その結果、町の魅力や景観が向上したことにより、観光客の増加や知名度のアップにつながった。

しかし、歴史的建造物においては、肝心の酒蔵群が保存・活用の取組が殆どなされていない。これらは、建物の老朽化が進んでおり、重点的な対策が急がれる。また、第1期では重点区域に含めていない古城山の「佐川城」は、戦国期は奥の土居（現在の牧野公園）から見上げることができたのであり、奥の土居も佐川

城の防御を担う城郭の一部であった。かつてのように佐川城（現在は城跡）と牧野公園を一体化する整備が佐川の歴史的風致を高めるうえで必要である。佐川には牧野公園ともう一つの桜の名所「和楽園^{わらくえん}」がある。第1期では重点区域に含めていなかった和楽園を桜等の植樹や遊歩道の整備をおこなうことで、桜・植物の歴史的風致を更に高める必要がある。

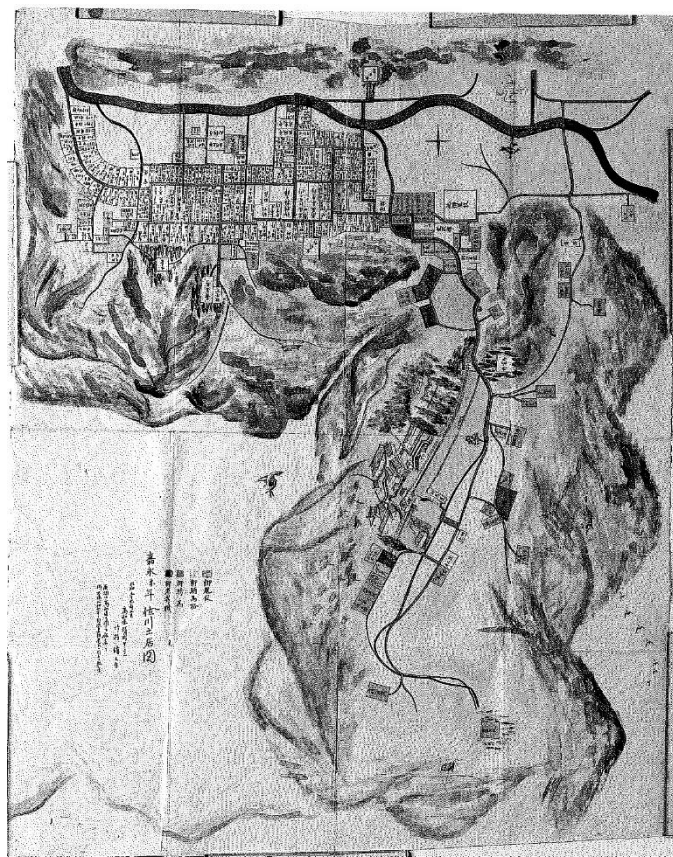
以上の状況を踏まえるとともに、本計画第2章に記した本町の維持向上すべき4つの歴史的風致のうち、「文教」「古城山」「商い」が集中的に存在している区域（「民俗芸能」は町の周辺部に点在しているため重点区域からは除く）を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、本町の歴史的風致の維持及び向上を図る

なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的な施策の実施範囲等に関して変更や追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しをおこなうこととする。

3. 重点区域の位置及び範囲

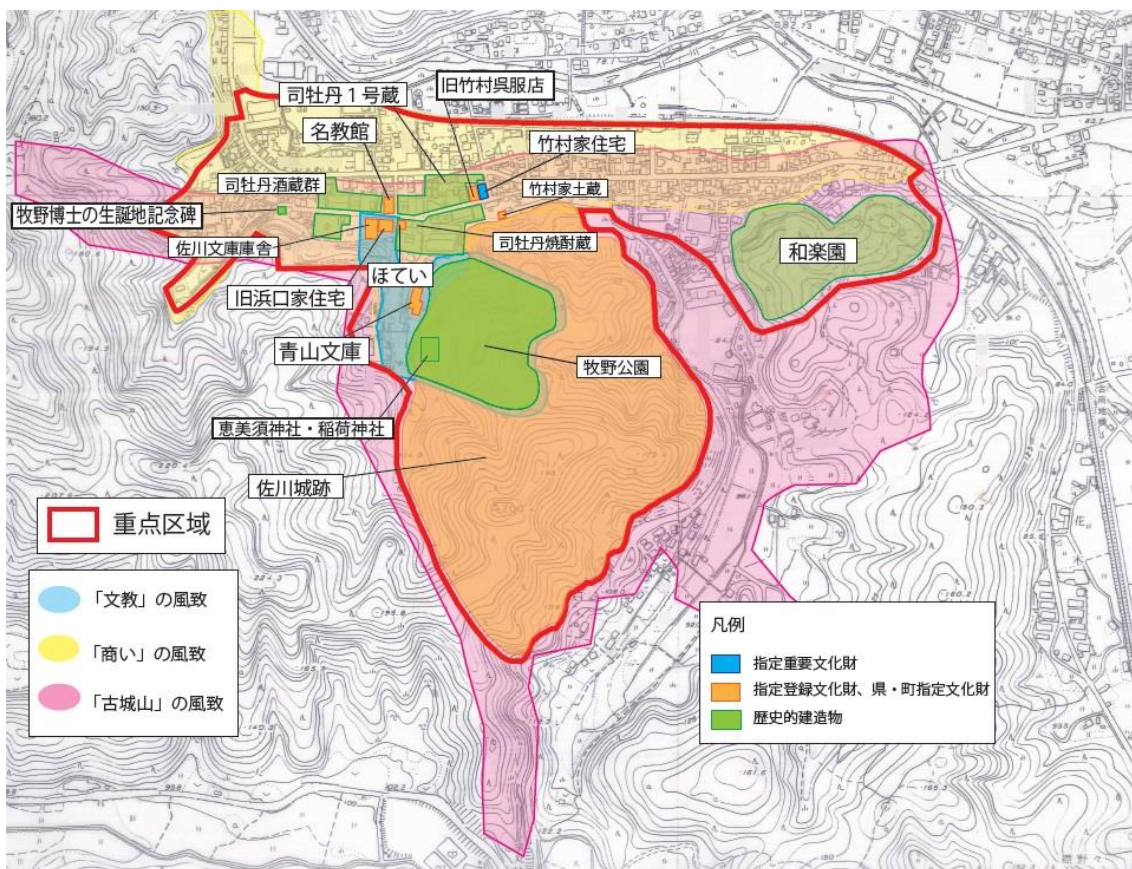
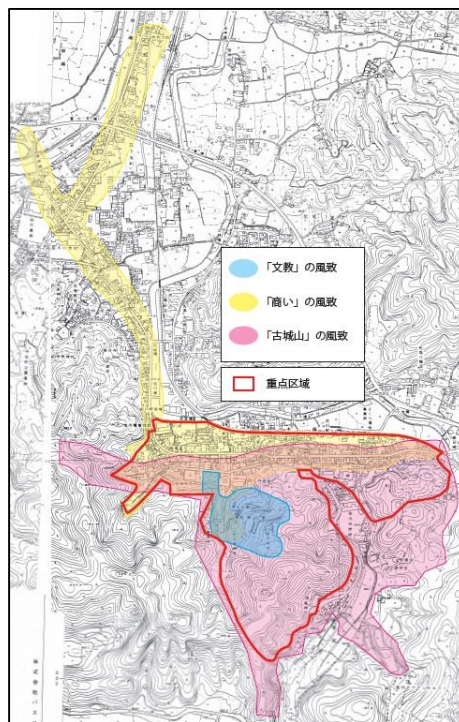
(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、本町の維持向上すべき「文教」「古城山」「商い」の歴史的風致が集中して存在する範囲である。具体的には、旧町人町と牧野公園は引き続き重点区域に含め、それに古城山の佐川城跡、恵美須神社祭礼（おなばれ）が通るJR佐川駅^{ひがしまちまつぎせん}以東の町道東町松崎線の沿道、及び和楽園を加える。旧町人町の線引きは、江戸後期の嘉永（1848～1854）に描かれた絵図をもとに、現在の同区域の区割りと比較検証したうえで判断した。



【江戸期嘉永の町人町の絵図】

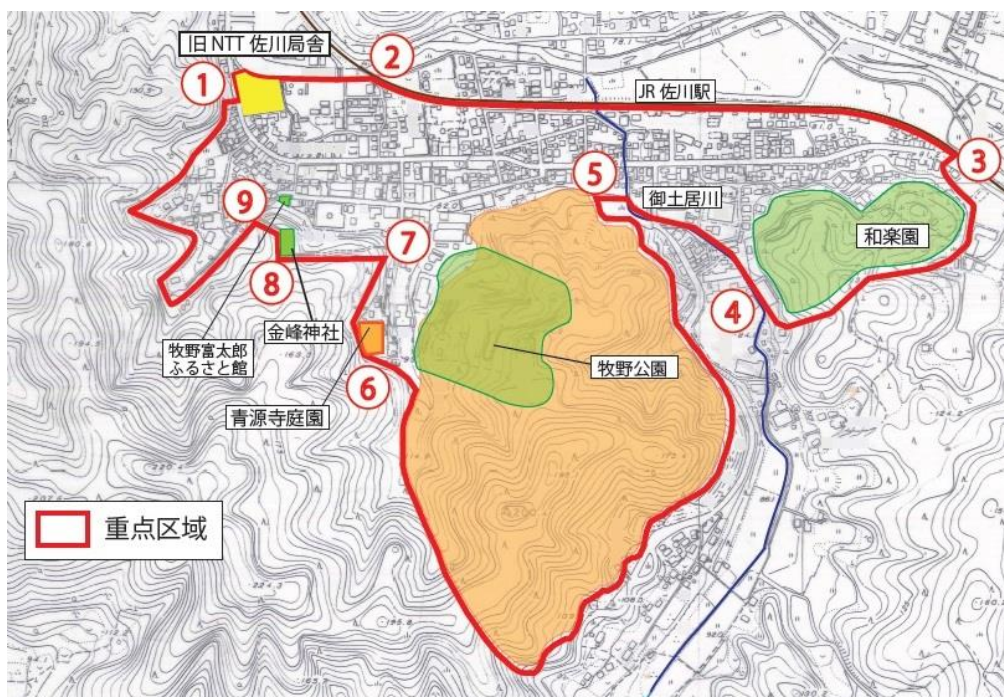
以上のように、重要文化財竹村家住宅、登録有形文化財の旧浜口邸・旧竹村呉服店・竹村家土蔵や白壁の酒蔵群などの歴史的建造物が今も往時を偲ばせる旧町人町を核として、酒造りや商売繁盛の祭礼、桜等の植栽、文教活動など歴史的に継承されてきた伝統を反映した人々の活動が一体となって良好な市街地環境を形成している範囲を重点区域の位置とする。



【重点区域図位置図】

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、「文教」「古城山」「商い」が醸し出す歴史的風致が集中して存在する範囲とする。また、歴史的風致に関する建造物や恵美須神社祭礼のルート、歴史を反映した活動等を包括した範囲とし、現在の地形地物等に沿って境界を設定する。



地図番号	経由→	地図番号
①旧 NTT 佐川局舎	春日川の南岸	②春日川と JR土讃線の交叉点 <small>かすががわ どさんせん</small>
②同右	JR 土讃線	③JR 土讃線春日踏切 <small>かすがらみきり</small>
③同右	和楽園の境	④御土居川 <small>おどいがわ</small>
④同右	御土居川	⑤御土居川と佐川 城 跡の交叉点 <small>さかわじょうせき</small>
⑤同右	佐川城跡の境	⑥青源寺 <small>せいげんじ</small>
⑥同右	青源寺の境	⑦町道奥の土居線 <small>おく どいせん</small>
⑦同右	町道奥の土居線	⑧金峰神社 <small>きんぶしんじや</small>
⑧同右	金峰神社の境	⑨牧野富太郎ふるさと館
⑨同右	旧町人町の境	①旧 NTT 佐川局舎

【重点区域名】 さかわ文教・歴史のまちなみ区域

【重点区域の面積】 43h a

4. 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的建造物や町並みの整備が進むと共にそこを舞台とした人々の活動が活性化し、風致ある風情が更に醸成化じょうせい化されることになる。このことは、町民に町の価値を再認識させるきっかけとなり、ひいては町に対する誇りや郷土愛を生み出すことにも繋がる。

歴史的風致の維持及び向上を図る上で最も重要なファクターは、人々の活動であり、意識である。その意味で、重点区域に注ぎ込んだ投資の効果が、人々の活動を活性化させ、意識変革をおこし、という形で町全域に波及していくことが最も望ましい広域的効果の表れであるといえる。それは具体的には、地域の伝統や文化の保存・継承・活用の高まり、人々や団体の個性的な地域づくりの進展として表れる。こうしたことが総体となって、佐川町の個性ある魅力を高めることとなる。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

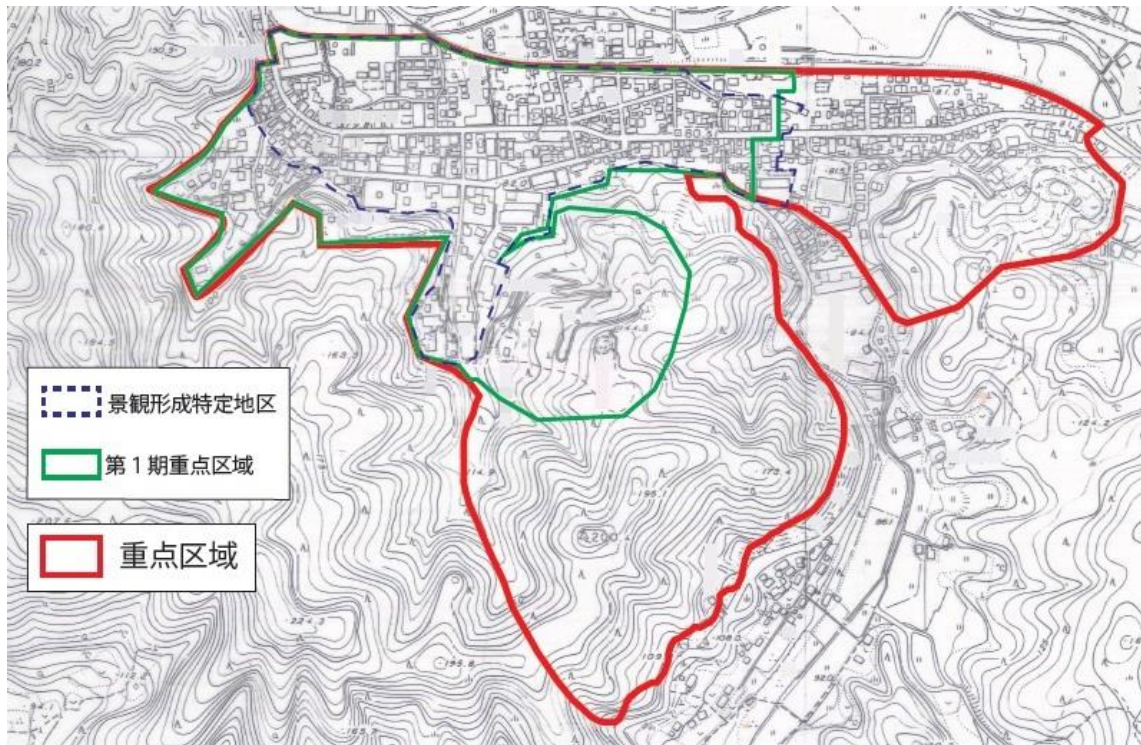
(1) 独自条例との連携

佐川町街なみ景観条例（平成5年条例第15号）は、本町の個性豊かな街なみ及び農村集落の景観の維持並びに形成に関する必要な事項を定め、もって自らの手でより快適で誇りある郷土をつくりあげていくことを目的として制定された。

同条例では、景観の形成を図るために必要な地区を景観形成特定地区として指定することとし、同地区内における次の行為をしようとする者は、あらかじめその内容を町長に届け出なければならないとしている。当該届出があった場合は、町長は助言又は指導ができ、及び技術援助又は経費の助成ができると定めている。

- ア 建築物等の新築、増築又は改築
- イ 建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更
- ウ その他景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

同条例で景観形成特定地区として指定している地区は、佐川町歴史的風致維持向上計画（第1期）で定めている重点区域とほぼ重なる区域（西谷地区及び牧野公園が対象外）であり、旧町人町ちやうにんまちの様相を最も呈している箇所である。



【景観形成特定地区の位置図】

第2期同計画で定めている重点区域の面積は 43h a であり、第 1 期の 20.3h a の2倍以上の広さである。

しかしながら、その拡がった箇所は山地であったり、同条例で指定している地区ほど街なみ規制の必要性が高い箇所ではないことから、従来通り歴史的風致の計画と同条例との連携を図っていくことができる。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 佐川町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、国指定文化財3件、県指定文化財8件、町指定文化財53件、国登録文化財3件、合計67件の有形、無形の指定等文化財が所在する。これらの文化財については、文化財保護法、高知県文化財保護条例、佐川町文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、保護措置を講ずるとともに、所有者や管理者と連携し、保存・管理に向けた助言等を行い、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

第1期において、旧竹村呉服店をはじめとする歴史的建造物の耐震改修工事や内外装の整備事業が一定行われ、観光協会や雑貨店舗として活用が図られている。

一方で、所有者の高齢化や建造物の老朽化、空き家化などの課題も残されており、その中には、文化的価値を有する未指定文化財も含まれており、歴史的風致の維持向上を図るうえでも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

また、上町地区の景観の中心となっている司牡丹酒造株式会社の酒蔵群については景観面、安全面の両面から対策が急務となってい



うえまち
【上町地区にある酒蔵】



【司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵】

る。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じ個別具体的に検討する必要がある。佐川町における文化財の保存・活用については明確な指針を示していないことから、今後、指定文化財を包括した形で、周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の推進を図っていくための指針を策定し、総合的な文化財の保存・活用に努める必要がある。

また、伝統文化の継承や後継者育成など、住民主体での伝統文化保存活動による郷土意識の醸成を図っていくうえで、若者人口の減少に対する対策は急務である。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）にあたっては、所有者や管理者による適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見に努める。また、所有者等の意識の向上のため適切な助言を実施するとともに文化財保護指導員による定期的な文化財巡視を実施する。

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により、き損や滅失の恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理が求められる。特に、指定文化財の修理では、歴史的真正性を保持し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法や高知県文化財保護条例及び佐川町文化財保護条例等に基づく手続きを行い、文化庁や高知県教育委員会、佐川町文化財保護審議会や専門家の意見を踏まえ、関係機関と連携しながら実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助金制度を積極的に活用する。

未指定文化財は、歴史的風致形成建造物や町文化財等への指定を図り、必要に応じて所有者と協議しながら、保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

佐川町における文化財の保存・活用を行う施設として歴史的風致維持向上計画の重点区域内に博物館「佐川町立青山文庫」があり、貴重な歴史資料が数多く所蔵されている。青山文庫には学芸員1名を配置し歴史資料等の調査、公開を実施。地域の歴史文化に触れることができる施設として整備されてきた。しかし、老朽化が進み展示室や収蔵庫の環境が悪化している等、特に資料保存の面で問

題が山積している。更に、収蔵庫の面積が不足しており、近年、新たに受け入れている資料の保存スペースが確保できていない。そのため、施設の整備について検討を行っていく必要がある。



【青山文庫の外観】



【青山文庫の展示室】

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に大きな影響を与える。そのため、文化財の保存・活用を図る際は、文化財単体のみでなく、その周辺環境を一体化して考慮すべきであり、周辺環境を含めて文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して保全を図る必要がある。



うえまち
【上町の町並み（旧浜口家住宅）】

道路の美装化、無電柱化など、文化財の周辺環境を保全するために行政内でもまちづくり、観光、文化財などを担当する関係課が連携、情報共有し、周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進する。

そのため、文化財周辺の景観を阻害する要素については改善や除却を推進するとともに、文化財を活用するための施設は、文化財や周辺の環境との調和に配慮して整備、再整備する。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財は、被災により、その価値を大きく損ねてしまうため、文化財の所有者や管理者が常に高い防災意識をもって文化財の保存管理に努めていく必要がある。佐川町においては「佐川町地域防災計画」を運用しており、災害発生後の被害状況の把握や被害の拡大防止と保護に努めるよう明記されている。



【文化財防火デーの消火訓練の様子】

文化財のうち有形文化財は、火災や地震等の様々な災害により損失や滅失する恐れがあることから、後世に正しく引き継ぐため、個別の有形文化財毎に防火対策を検討する等、被災リスクの予防、軽減を図ることが求められる。

火災に関しては、発生しないための予防対策の徹底と、迅速な消火体制の確保を図るとともに、万が一の火災発生時には迅速に対応できるよう日頃からの防火教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知機や消火設備等の防火設備を推奨し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。また、毎年、文化財防火デーにあわせ、有形文化財に指定された建造物等で地元消防団及び消防署、防災担当並びに文化財保護連絡協議会と連携して消火訓練を実施。消火訓練には文化財の所有者、地域の自主防災組織や住民の参加を促し、防災教育と併せて文化財への防災意識の向上を図っていくため今後も継続して行う。

また、美術工芸品等の有形文化財は、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。地震への対策については、文化財の耐震状況を把握し、耐震補強工事の実施を検討する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

佐川町では、町内に有する多くの文化財の価値とその意義を知ってもらうため、平成29年度に『佐川町の文化財』の冊子を作成した。今後、文化財を地域の誇りと郷土愛の醸成につなげていくためのツールとしてこの冊子の活用を図る。



【『佐川町の文化財』冊子】

また様々な文化財を周遊して文化財の面白さを体験したり、佐川町の歴史性を感じることができるよう、文化財を巡るコースなどのパンフレット等の作成も行い郷土の文化財に対する理解の普及・啓発を広く図っていく。

また、将来の担い手である子どもたちに対する支援を強化し、学校とも連携し、ふるさと教育の一環として歴史学習事業の展開を図る。

また、地域に根ざした祭礼等の無形民俗文化財の継承者を育成するために、学校や各保存会と連携し、将来の担い手である子どもたちが地域の祭りに対する愛着を育むための取り組みへの支援を行う。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本町における「^{しゅうち}周知の^{まいぞうぶん}埋蔵文化財^{かざいほうぞうち}包蔵地」は、80カ所存在する。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な^{いこう}遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、高知県教育委員会の助言等を仰ぎながら、開発に係る関係事業者と十分な協議のうえ、適切な文化財の保護・保存措置を図る。

公共工事に関しては、事前に計画を把握し、今後も各部局と調整を行う。

佐川町埋蔵文化財包蔵地一覧

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
1	平野城跡	城跡	黒岩 平野	備前焼、石臼、染付、白磁	室町
2	平野遺跡	遺物散布地	黒岩 平野	常滑焼	中世
3	大田川遺跡	遺物散布地	黒岩 大田川	石鏃、石錘、石斧、縄文土器、 弥生土器、土師器・須恵器片	縄文～中世
4	菖蒲城跡	城跡	黒岩 大田川		室町
5	台住寺跡	寺跡	黒岩 黒原		室町～近世
6	黒岩城跡	城跡	黒岩 黒原		室町
7	陣ヶ奈路城跡	城跡	黒岩 黒原		室町
8	岬遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃	縄文
9	坂東遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、石核、石槍、石	縄文・古墳
10	薬師堂跡	寺跡	黒岩 黒原		中世
11	井関遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	縄文土器、石鏃	縄文
12	西ノ芝遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、石槍、首飾り、剥片石器、 縄文土器	縄文
13	中ノ芝遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、搔器、石錐、剥片、石斧	縄文
14	宮ノ原遺跡	遺物散布地	黒岩 庄田	石鏃	縄文
15	庄田遺跡	遺物散布地	黒岩 庄田	石鏃	縄文
16	河間光綱の墓	墓	黒岩 庄田		中世
17	八幡寺跡	寺跡	黒岩 庄田		中・近世
18	八幡城跡	城跡	黒岩 庄田		中世
19	瑞応寺跡	寺跡	黒岩 瑞応		中・近世
20	フスボリ城跡	城跡	黒岩 四ツ白		中世
21	南海太郎朝尊鍛冶工 房跡と劔井	鍛冶跡	黒岩 ニツ野		近世
22	市坂遺跡	遺物散布地	佐川 丙	石鏃	縄文
23	宮ノ向遺跡	遺物散布地	佐川 丙	磨製石斧	弥生
24	中山城跡（中山砦）	城跡	佐川 丙		中世
25	城ノ台城跡	城跡	佐川 丙		中世
26	城ノ台洞穴遺跡	洞穴遺跡	佐川 丙	縄文土器、石鏃、敲石、獣骨	縄文

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
27	桂遺跡	遺物散布地	佐川 丙	磨製石斧	縄文
28	柏原遺跡	遺物散布地	佐川 丙	縄文土器、剥片、須恵器、土師器	縄文・古墳
29	荷稻遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
30	青去遺跡	遺物散布地	佐川 乙	打製石鏃	縄文
31	三野土居跡	遺物散布地	佐川 乙		中世
32	假又遺跡	集落跡	佐川 乙	弥生土器	弥生
33	沖之古城	城跡	佐川 乙		中世
34	佐川高校校庭遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
35	神明山城跡	城跡	佐川 乙		中世
36	岡崎遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
37	室原遺跡	遺物散布地	佐川 乙	石鏃	縄文
38	サギノス遺跡	遺物散布地	佐川 乙	青磁、土師質土器	中・近世
39	伝・猿丸大夫の墓	墓	佐川 乙		奈良（近世）
40	宝篋印塔	墓	佐川 甲		近世
41	佐川土居跡	館跡	佐川 甲		近世
42	佐川城跡	城跡	佐川 甲	瓦、備前焼	中・近世
43	松尾城跡	城跡	佐川 甲	鰐口、備前焼、染付、白磁	中世
44	佐川越中守の墓	墓	佐川 甲		中世
45	上郷遺跡	遺物散布地	佐川 甲	土師質土器	中世
46	堂ヶ鼻窯跡	窯跡	佐川 甲	須恵器、土師器、土錘	古代
47	長竹木ノヤ遺跡	遺物散布地	加茂 長竹	石鏃、磨製石斧	弥生
48	長竹かたけ屋敷遺跡	住居跡	加茂 長竹	古備前壺、古銭、皿	中世
49	長竹横山遺跡	住居跡	加茂 横山	古備前壺、土師質土器、古銭	中世
50	耳飛田遺跡	遺物散布地	加茂 長竹	大型蛤刃石斧、砥石、敲石	弥生
51	長竹城跡	城跡	加茂 長竹	茶臼	中世
52	円能ヶタキ窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器	古代
53	永野遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	石包丁	弥生
54	花ノ木窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、土錘	古代
55	襟野々窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、庄内式土器	古代
56	砂止遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	磨製石斧	縄文

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
57	甌巖遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	土師質土器	中世
58	芝ノ端窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、土師器	古代
59	又屋敷遺跡	遺物散布地	斗賀野 上美都岐	打製石鏃	弥生
60	上美都岐遺跡	官衙関連遺跡	斗賀野 上美都岐	須恵器、土師器、土師質土器、 青磁	古代～中世
61	一ツ淵遺跡	遺物散布地	斗賀野 下美都岐	弥生土器	弥生
62	野添遺跡	住居跡	斗賀野 野添	土師質土器	中世
63	狩場遺跡	遺物散布地	斗賀野 狩場	石鏃	縄文
64	岩井口遺跡	館跡	斗賀野 岩井口	弥生土器、土師質土器、瀬戸・ 美濃系、備前、常滑、青磁、 土錘、扁平片刃石斧、砥石	弥生・中世
65	塚谷遺跡	遺物散布地	斗賀野 塚谷	弥生土器	弥生
66	斗賀野城跡 (二ノ部城跡)	城跡	斗賀野 二ノ部	土師質土器、常滑	中世
67	二ノ部遺跡	集落跡	斗賀野 二ノ部	弥生土器、土製模造品、粗製土 器、ミチリ土器、石製品、土師質 土器、東播系須恵器、備前、常 滑、瀬戸・美濃系、青磁土製品	弥生・中世
68	二ノ部南遺跡	遺物散布地	斗賀野 二ノ部	備前	中世
69	芝ノ坊遺跡	遺物散布地	斗賀野 芝ノ坊	須恵器、土師質土器、常滑等	古代・中世
70	伏尾城跡	城跡	斗賀野 伏尾		中世
71	椎木谷遺跡	遺物散布地	斗賀野 山瀬	石斧	弥生
72	山瀬遺跡	遺物散布地	斗賀野 山瀬	土師器、須恵器	古代
73	小蔭山城跡	城跡	斗賀野 山瀬		中世
74	尾川城跡	城跡	尾川 本郷耕		中世
75	神母遺跡	遺物散布地	尾川 本郷耕	青磁、備前	中世
76	不動ガ岩屋洞窟遺跡	洞穴住居	尾川 西山耕	縄文土器、有舌尖頭器、石鏃、 石槍、土師質土器	縄文
77	小森城跡	城跡	尾川 西山耕		中世

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
78	城台山遺跡	城跡	尾川 西山耕		中世
79	鉢ヶ森城跡	城跡	斗賀野 永野		中世
80	上ノ川原遺跡	遺物散布地	佐川町 乙	弥生土器、土師質土器	弥生

注) 平成5年『高知県埋蔵文化財包蔵地調査』による

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、文化財に関わる業務は教育委員会事務局の社会教育係が担当している。職員は、事務職として職員2名が携わっている。本計画を推進するうえでは、チーム佐川推進課、産業建設課などの関係部署と連携を取りながら文化財の保存・活用に取り組んでいく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第190条第1項及び佐川町文化財保護条例に基づき、佐川町文化財保護審議会が設置されている。佐川町文化財保護審議会は、現在、町内各地区から郷土史関係者8人の委員で組織されている。

審議会は教育委員会の諮問に依りて文化財の評価や保存や活用に関する事項について調査審議し答申する。今後も審議会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、本町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町では重点区域内で観光ボランティア及び「まきのとみたろう牧野富太郎ふるさと館」の指定管理者としてNPO法人「佐川くろがねの会」が文化財の活用に取り組んでいる。



【「佐川くろがねの会」の活動】

牧野公園整備ではボランティア団体「はなもりC-L O V E」が牧野富太郎ゆかりの植物の植栽などに取り組んでいる。県指定無形民俗文化財「瑞^{すい}心^おの盆^{ぼん}踊^{おどり}」、佐^さ川^{かわ}太^た刀^{たち}踊^{おどり}」及び町指定無形民俗文化財「白^{しら}倉^{くら}神^{じん}社^{しゃ}花^{はな}取^{とり}踊^{おどり}」は各地域の保存会が主体となり無形民俗文化財である踊りの継承や次世代の担い手の育成に取り組ん



【「はなもりC-L O V E」の活動】

でおり、「民俗芸能保存・継承事業」として平成40年まで取り組んでいく。

また、旧町村単位で各種団体により文化財の活用への積極的な取り組みが図られている。

今後は、これらの活動団体と連携して継続的な保存・活用を図るため、人材育成の支援や、財政支援、必要な情報提供・助言・指導等を継続的に行っていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財1件、国登録有形文化財3件、県指定文化財1件、町指定文化財4件の合計9件の文化財があり、重要文化財「竹村家住宅」^{たけむらけしゅうたく}を代表とする歴史的な街並みが残る。これらの文化財は文化財保護法、高知県文化財保護条例、佐川町文化財保護条例に基づき、これまで保護のため措置が講じられてきた。

今後も引き続き保存・活用していくためには、計画的に修理、整備、防災対策等を実施し、総合的な文化財の保存・活用を図る。加えて所有者等理解のもと、多くの人たちに文化財の価値を広く認知してもらい、それら文化財を後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。



【上町地区の「竹村家住宅」】



【牧野公園のアジサイ】

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内については、第1期計画の中で歴史的建造物の耐震補強工事及び内外装の美装化工事など一定の整備事業が実施された。しかし、上町地区の大部分を占める司牡丹酒造株式会社所有の酒蔵群の損傷等が喫緊の課題となっており、早い時期に修理事業を行う必要がある。これについては、「司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取り・整備事業」及



【佐川城跡の中の牧野公園の全景】

び「司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群修復・保存事業」として実施。また、桜の名所としても有名な牧野公園及び和楽園の植栽や遊歩道整備やその周辺の整備の実施については「牧野公園整備事業」及び「和楽園整備事業」として実施。それに伴い佐川城跡の調査を実施し、牧野公園と一体化するように整備を行うため「佐川城跡整備事業」を実施。これらの事業を推進するためには所有者や管理者と協議を図りながら修理・整備を進めていくことが求められる。これらの事業は平成40年度までの予定となっている。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の中心施設となる「佐川町立青山文庫^{せいざんぶんこ}」については財政状況との調整を図りながら、施設の改善計画を立て老朽化等の問題に対応していく。

また、重点区域内は、観光の中心となる文化財が多数存在しているが、食事場所の不足や駐車場の整備など課題も多くされている。今後、観光客が訪れやすい環境づくりのため、長時間滞在できる周遊ルートの開発や施設の整備が必要となる。更に、重点区域内に分布する文化財周辺に来訪者をもてなすために標識や説明板などの整備を図るため「標識整備事業」として平成40年まで実施。



【上町に設置された案内標識】

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を取り巻く環境については、その景観の保存も必要となる。重点区域内の指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺環境については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存する必要がある。

現在、街なみ景観条例により一定の規制が可能となっているが、この条例は平成5年から10年間実施した街なみ環境整備事業に対応して策定したものであり、歴史的風致維持向上計画に合致した内容になっておらず、景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定について今後検討し、良好な景観形成と観光振興を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、防災上の課題を把握し、必要な対策を講じる。指定及び登録文化財建造物は、消防法に基づく消防設備の設置を行う。未指定の文化財については、指定が行われた場合、設置事業費の支援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を行う。既存設備の老朽化や形式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を行う。



【上町地区での消火訓練】

また、美術工芸品等の有形文化財は、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及、啓発を推進することは歴史的風致を維持向上させるうえでも重要である。そのため定期的に文化財に親しむ学習機会を提供するとともに、平成29年度に作成した『佐川町の文化財』冊子を文化財についての理解を深めるためのツールとして活用。



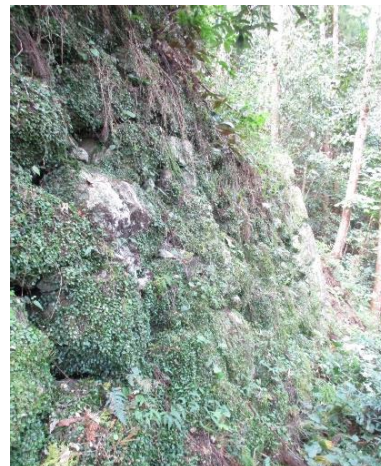
【「佐川史談会」発行『霧生関』】

また、明治22年に佐川町出身の学生たちにより創刊され、昭和55年に「佐川史談会」により復刊された『霧生関』の活動の継続に対する支援などについては「文教のまち」推進事業」を平成40年まで実施。

将来の担い手である児童、生徒に対しては本町の歴史や文化財に関するふるさと教育を推進するため本町の歴史や文化財を知るための副読本の作成など自分たちの町への誇りや愛着を育み伝統文化の普及啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は佐川城跡1カ所が存在しており文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。開発行為で埋蔵文化財が破壊されないよう地権者への周知を図るとともに実際の開発に際しては関係者と十分な事前協議を行い、できる限り現状保存を図るものとする。それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な遺構が発見された場合の届け出等について、その義務を徹底する。



【佐川城跡の石垣】

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進するうえでは、地域住民やNPO法人等と連携し、取り組んでいくことが重要である。保存と活用に主体的に関わってくれる住民と行政の協働により町全体で文化財を支えていく体制の連携に努める。また行政組織としては、まちづくり担当課や事業担当課等関係部局との連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方

歴史的風致の維持向上施設となる建造物の整備又は管理等については、その歴史的・文化的価値性を踏まえた上で、施設の存在意義が十分に発揮でき、かつ、そこを舞台とする人びとの活動が生き生きと展開され、及びそれらと周辺の市街地とが一体となって良好な環境空間が形成されるように、各種事業の実施に取り組むこととする。これは、第1期計画と本計画を通じた共通の理念である。

第1期計画では、歴史的建造物の減失を防ぐことを主眼に、それらの保存・活用を図る取り組みに力を入れた。具体的には、「さがわぶんここしや佐川文庫せいざんぶんこ庫舎（旧青山文庫）」を元の場所に移築し、展示等施設として活用した事業、旧造り酒屋商家の居宅であった「きゅうはまぐちけしゅうたく旧浜口家住宅」を町が買い取り、内外装の整備や耐震補強を施し、観光の事務所兼土産ショップ兼喫茶として活用した事業、佐川町歴史的風致維持向上計画に賛同した所有者から町に寄贈を受けた「きゅうたけむらごふくてん旧竹村呉服店」を内外装の整備や耐震補強を施し、雑貨店舗兼喫茶として活用した事業、などである。

これらの取り組みにより、歴史的建造物の減失を防ぐことができ、人々の中に歴史的建造物の保存・活用に対する意識の向上を醸成することができ、そして、それらが観光客の増加につながった。

本計画では、既述の理念に立ちながら、更に歴史的建造物の保存・活用に取り組むと共に、歴史的資源等の保全・整備・活用、及び歴史と伝統を反映した人々の活動の推進を一層図り、歴史的風致の維持及び向上に資する事業を展開していく。

事業の実施に当たっては、施設やその歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体などと密に協議調整したうえで実施する。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備をおこなった施設は、積極的な公開・活用をおこない歴史的風致の維持・向上を図る。

以上の基本的な考え方を踏まえて、本計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

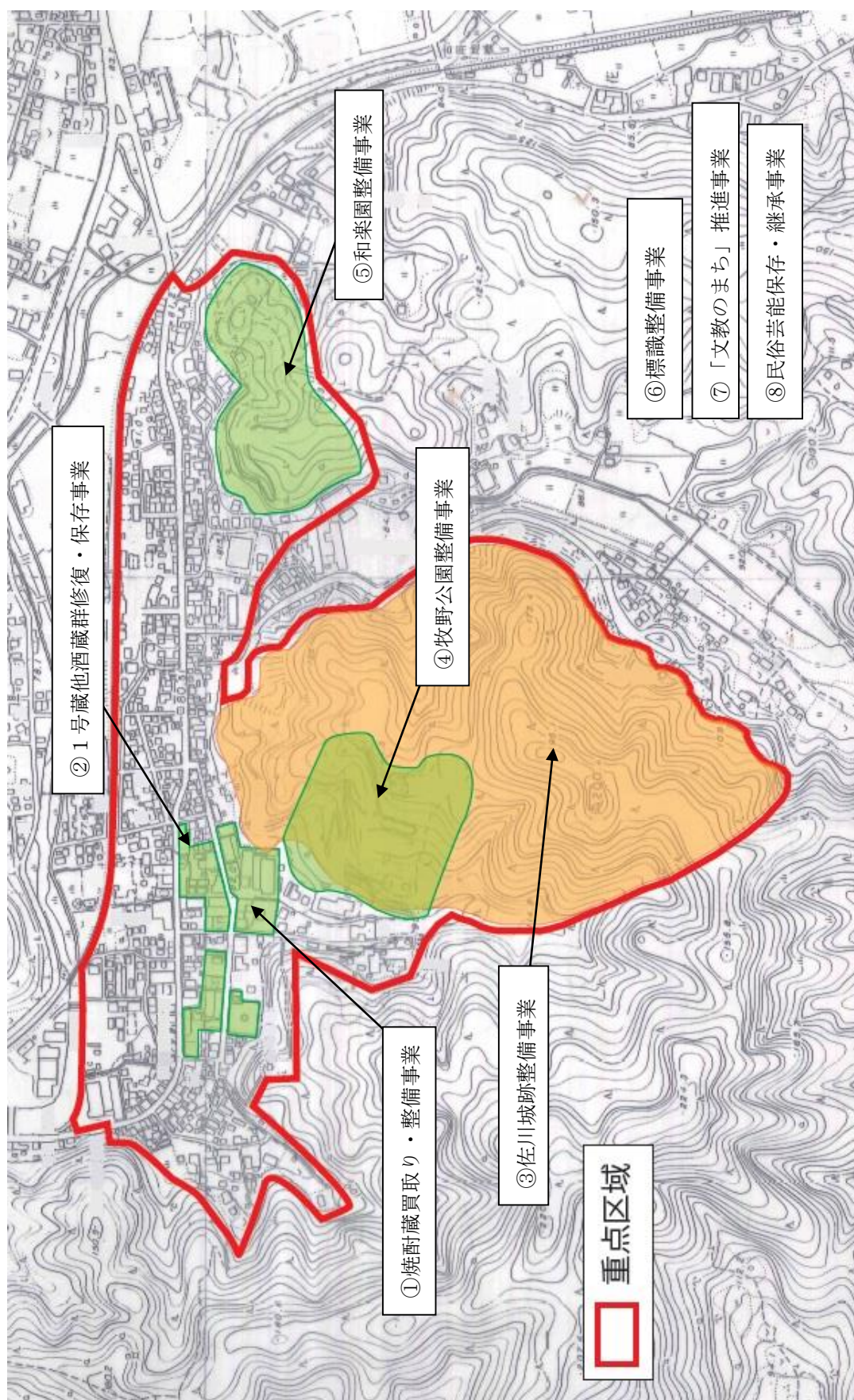
- ① 司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取り・整備事業
- ② 司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群修復・保存事業

(2) 歴史的資源等の保全・整備・活用に関する事業

- ③ 佐川城跡整備事業
- ④ 牧野公園整備事業
- ⑤ 和楽園整備事業
- ⑥ 標識整備事業

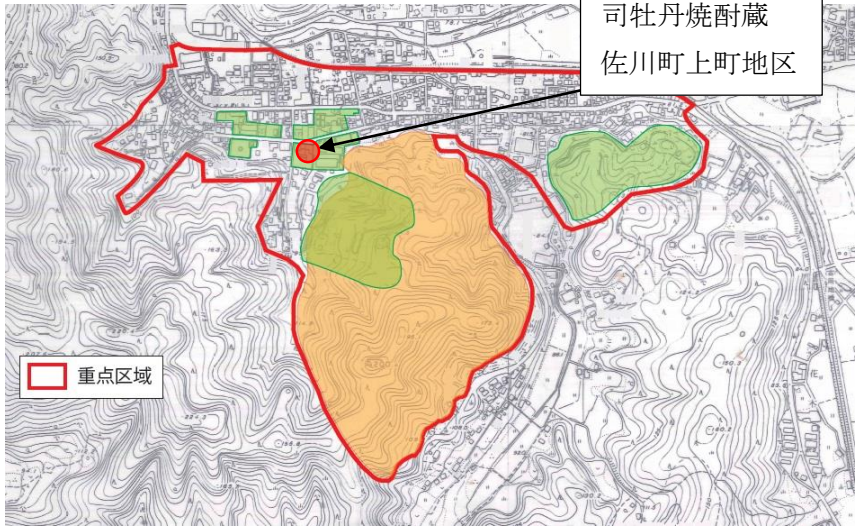
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業

- ⑦ 「文教のまち」推進事業
- ⑧ 民俗芸能保存・継承事業



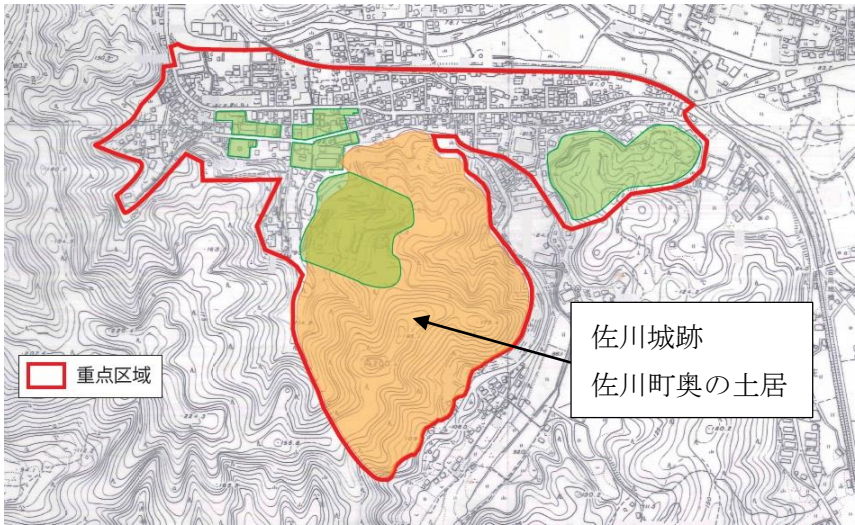
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

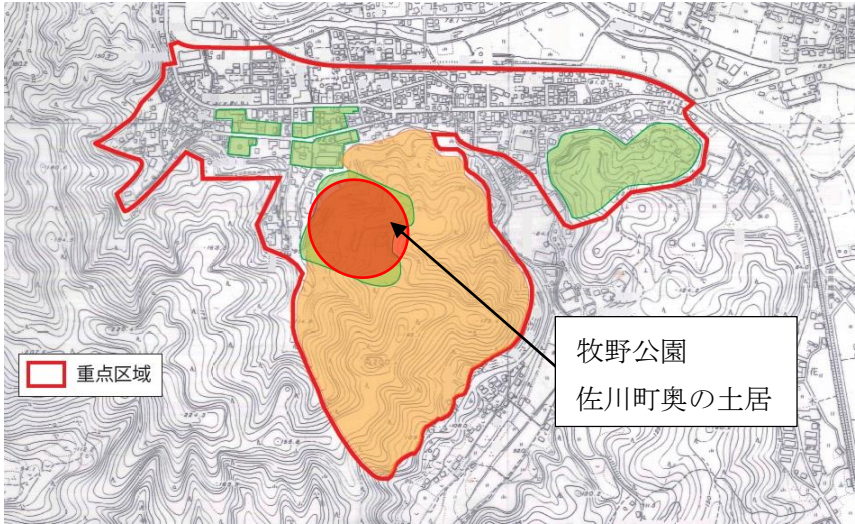
(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

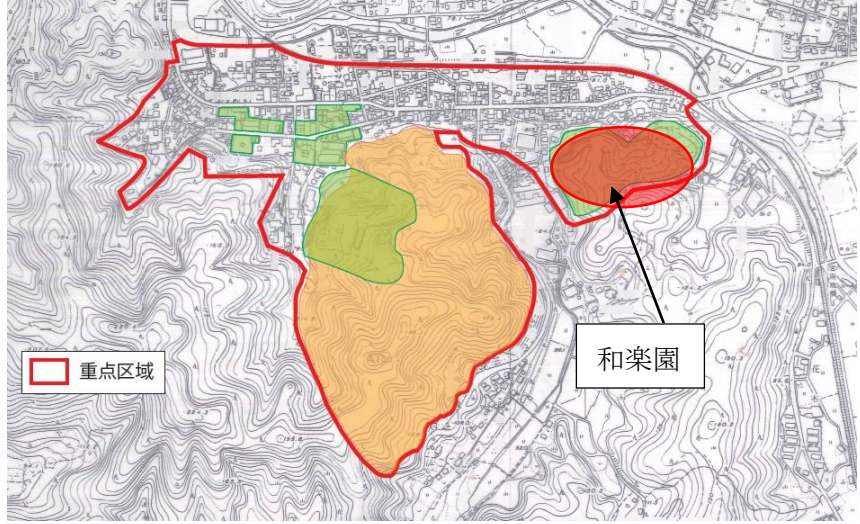
事業名	① 司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取り・整備事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成31年度～40年度
事業位置	
事業概要	歴史的風致形成建造物指定予定の司牡丹焼酎蔵を買取り、老朽化により崩れかけている白壁の修理、内外装の整備、耐震補強工事を行い、酒造り歴史展示施設としての機能を付加する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	毀損が進みつつある建造物、土地を町が買取り、耐震補強・内外装の美装化を行い、現在、操業しているため来訪者に提供できていない酒造りの歴史や手法、文化などの展示機能を付加し、隣接する「ほてい」、旧浜口家住宅と一体的に活用することで、「商い」にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

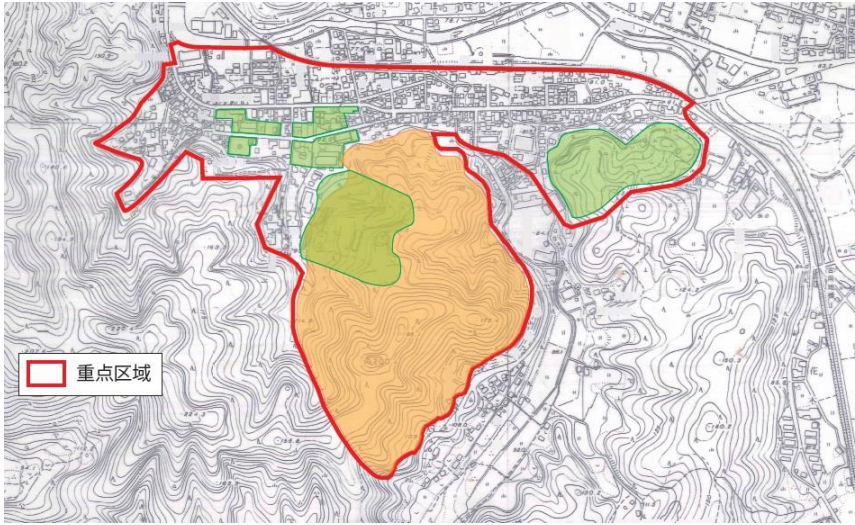
事業名	② 司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群修復・保存事業
事業主体	佐川町・司牡丹酒造（株）
事業手法 （支援事業名）	町単独事業
事業期間	平成26年度～40年度
事業位置	 <p>司牡丹酒蔵群 佐川町上町地区</p> <p>重点区域</p>
事業概要	司牡丹酒造（株）の1号蔵を筆頭とした酒蔵群の修復及び保存をおこなうことで、佐川町の歴史的まちなみを構成する重要な歴史的建造物として一般公開を図る。
事業が歴史的 風致の維持向 上に寄与する 理由	司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群の修復・保存をおこなうことで、佐川町の歴史的建造物の消失を防ぎ、歴史的由緒を後代に伝えることで、「商い」にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的資源等の保全・整備・活用に関する事業

事業名	③ 佐川城跡整備事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 32 年度～40 年度
事業位置	
事業概要	<p>わずかに石垣等の遺構を残すのみの古城山にある佐川城跡の調査を実施し、当時の縄張りを明確にしたうえで、旧道・堀等の再生、木の伐採、遊歩道の整備等をおこなうことで、かつて城郭の一部であった牧野公園と一体化するよう整備する。また、案内板の設置、パンフレットの作成により情報発信を実施する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>かつては古城山と奥の土居（現牧野公園）が一体化して佐川城郭を形成していた光景を復元することにより、「古城山」にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	④ 牧野公園整備事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 21 年度～40 年度
事業位置	
事業概要	牧野富太郎博士の顕彰を図るため、牧野公園に博士由来の植物や佐川のシンボルとも言える桜を植栽し、憩いと学習の場として公共公益施設の高質化を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	世界的植物学者牧野富太郎博士の名を冠した牧野公園は、桜のまち佐川を代表する名所であり、町独自の歴史的風致を形成する一つである。牧野公園及びその周辺の整備を進めることで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	⑤ 和楽園整備事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 21 年度～40 年度
事業位置	
事業概要	佐川のシンボルとも言える桜の手入れ・植栽や遊歩道の整備を実施し、来訪者が桜に触れる機会を増やすと共に、憩いと学習の場として公共公益施設の高質化を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	和楽園は牧野公園と同様に、桜のまち佐川を代表する名所であり、町独自の歴史的風致を形成する一つである。和楽園及びその周辺の整備を進めることで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	⑥ 標識整備事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 25 年度～40 年度
事業位置	重点区域及びその周辺 
事業概要	国道 33 号及び JR 佐川駅から、重点区域とその周辺への誘導を円滑にするとともに、歴史的風致の啓発に資するため、各所に標識及び説明板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	標識及び説明板の整備を行うことは、単に利便性の向上に貢献するだけでなく、歴史的風致を形成する文化財や歴史的建造物同士が点と点で結ばれ、かつ、面的に捉えられることで、それらの歴史性・文化性に対する理解を深め、それらが相互に関連する物語性を高めることができることとなる。これは、同時にもてなしの心の体現でもあり、このことが来訪者の心に感応して、歴史的風致を更に引き立てる効果を生む。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業

事業名	⑦ 「文教のまち」推進事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成32年度～40年度
事業位置	佐川町全域
事業概要	<p>佐川町の歴史的風致である「文教」をさらに推進するため、地域における歴史・文化等に着眼した「文教活動」を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による偉人顕彰活動への支援 ・「霧生関」発行等歴史的な活動への支援 ・観光と歴史的風致が連携した活動を実施する団体への支援 ・名教館等歴史的建造物で実施される活動への支援
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致の維持向上のためには、地域住民による自主的な活動が重要である。</p> <p>本事業を実施することで、地域住民の活動を支援し、江戸時代以来綿々と続く「文教」の文化を活性化し、担い手をつくりだし、後世へ伝えることができる。</p>



事業名	⑧ 民俗芸能保存・継承事業
事業主体	佐川町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成32年度～40年度
事業位置	佐川町全域
事業概要	<p>佐川町の歴史的風致である「民俗芸能」の保存・継承を図るため、地域における民俗芸能に関する活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「瑞応の盆踊」「斗賀野花取踊」「四ツ白太刀踊」の活動を支援。 ・忘れ去られている民俗芸能を復活させるための活動への支援 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業を実施することで、地域住民による民俗芸能に関する活動を支援し、後世に伝承すべき民俗芸能として維持・保存を推進し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

佐川町の歴史的風致は、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその舞台となる歴史上価値の高い建造物が重要な構成要素となっている。重点区域においては、歴史や伝統を反映した人々の活動とその舞台となる重要文化財竹村家住宅及び登録有形文化財の旧浜口家住宅（造り酒屋居宅）・旧竹村呉服店など貴重な建造物に加えて、その他にも歴史的建造物があり、それらが一体となって佐川町特有の歴史的風致を形成している。

具体的には、重点区域の中にあることで、周辺と一体となって風情ある雰囲気醸しだしている司牡丹の酒蔵群、竹村家土蔵、青山文庫と土方屋敷跡庭園、牧野公園、佐川城跡など、その歴史的物語性や、文化的景観の視点から、その価値を再認識することが必要なものが数多くある。

これら歴史的風致の形成に資する歴史的建造物については、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえて、「歴史的風致形成建造物」として指定するものとする。指定は、次の(2)の指定基準を満たし、かつ、(3)の指定要件に該当するものを対象におこなうものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

次に掲げる指定基準のいずれかに該当するものを対象とする。

- ① 意匠、技術がすぐれているもの
- ② 歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定要件

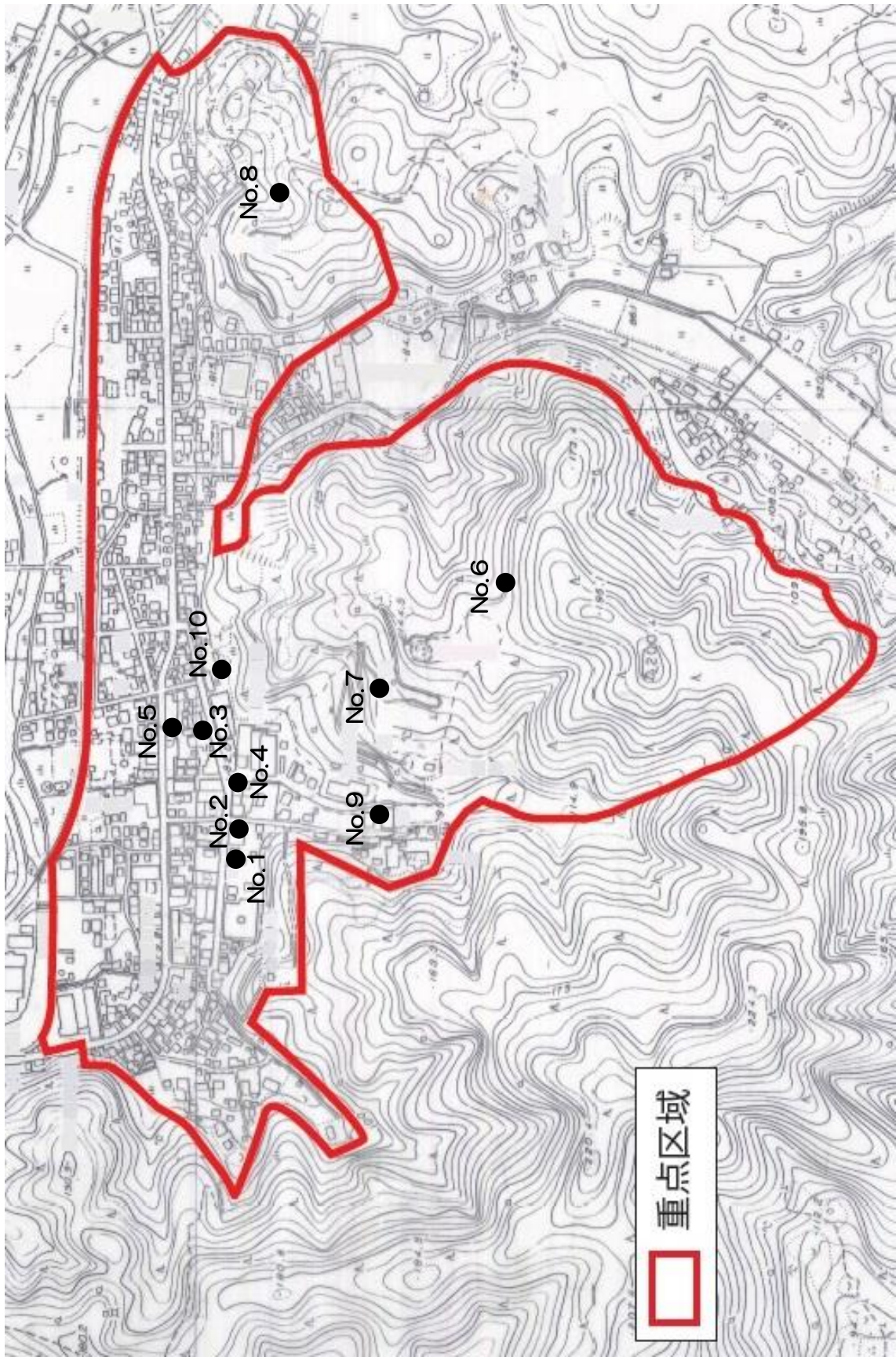
次に掲げる指定要件のいずれかに該当するものを対象とする。

- ① 文化財保護法に基づく登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物
- ② 高知県文化財保護条例に基づく高知県保護有形文化財、高知県名勝
- ③ 佐川町文化財保護条例に基づく佐川町保護有形文化財、佐川町史跡
- ④ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして、佐川町長が特に認めたもの

2 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称 写真	所在地	所有者	築年	指定区分	関連する 歴史的風致
1	佐川文庫庫舎 	佐川町甲	佐川町	明治19年	町指定文化財	「文教」が醸し出す歴史的風致
2	旧浜口家住宅 	佐川町甲	佐川町	明治初期	登録文化財	「商い」にみる歴史的風致
3	旧竹村呉服店 	佐川町甲	佐川町	文政11年	登録文化財	「商い」にみる歴史的風致
4	司牡丹酒造焼酎蔵 	佐川町甲	法人	明治時代	—	「商い」にみる歴史的風致
5	司牡丹酒造1号蔵 	佐川町甲	法人	江戸末期	—	「商い」にみる歴史的風致

	名称 写真	所在地	所有者	築年	指定区分	関連する 歴史的風致
6	佐川城跡 	佐川町甲	個人ほか	天正初年	町指定文化財	「古城山」にみ る歴史的風致
7	牧野公園 	佐川町甲	佐川町	昭和33年	—	「文教」が醸し 出す歴史的風致 「古城山」にみ る歴史的風致
8	和楽園 	佐川町甲	佐川町	明治42年	—	「古城山」にみ る歴史的風致
9	青山文庫 	佐川町甲	佐川町	昭和38年	—	「文教」が醸し 出す歴史的風致
10	竹村家土蔵 	佐川町甲	個人	明治後期	登録文化財	「商い」にみる 歴史的風致



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて適正に行うことが必要である。

また、歴史的風致形成建造物は、指定の基本方針に則り、よりその効果が発揮されるよう活用することが必要であることから、内部については、必要な改修・改造を認めることとするが、外観については歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については、十分な検討と配慮が必要となる。なお、現に居住や営業等に活用されている建造物については、風致上の規制と生活上の実態との兼ね合いを計りつつ、あくまでも歴史的風致維持向上の観点から適切な対応を行うものとする。

2. 個別的事項

(1) 登録有形文化財等

文化財保護法に基づく登録有形文化財等については、主として外観の維持・保存を基本とすると共に、歴史や伝統を反映した人びとの活動の場としての活用を図るため、同法にそれぞれ定める現状変更の規制の範囲内において適切な措置を行う。

(2) 県・町保護有形文化財等

高知県及び佐川町の文化財保護条例に基づく保護有形文化財等については、その外部及び内部の現状保存を基本とすると共に、そのための修理に当たっては、痕跡調査に基づく修理を原則とする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、当該建造物の維持・保存を基本としつつ、内部の改造及び小規模な外部の改変は可能とする。

3. 届出不要の行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

(1) 文化財保護法に基づく文化財について

① 登録有形文化財

同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

② 登録有形民俗文化財

同法第90条第3項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

③ 登録記念物

同法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

(2) 高知県文化財保護条例に基づく文化財について

① 高知県保護有形文化財

同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合

② 高知県名勝

同条例第32条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第37条の規定に基づく修理の届出を行った場合

(3) 佐川町文化財保護条例に基づく文化財について

① 佐川町保護有形文化財

同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合

② 佐川町史跡

同条例第36条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合

4. 指定の解除

歴史的風致形成建造物が次のいずれかに該当したときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物に該当するに至ったとき、又は、滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき
- (2) 佐川町における歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき
- (3) 佐川町長が、公益上の理由その他特別な理由があるとして、指定解除すべきと判断したとき